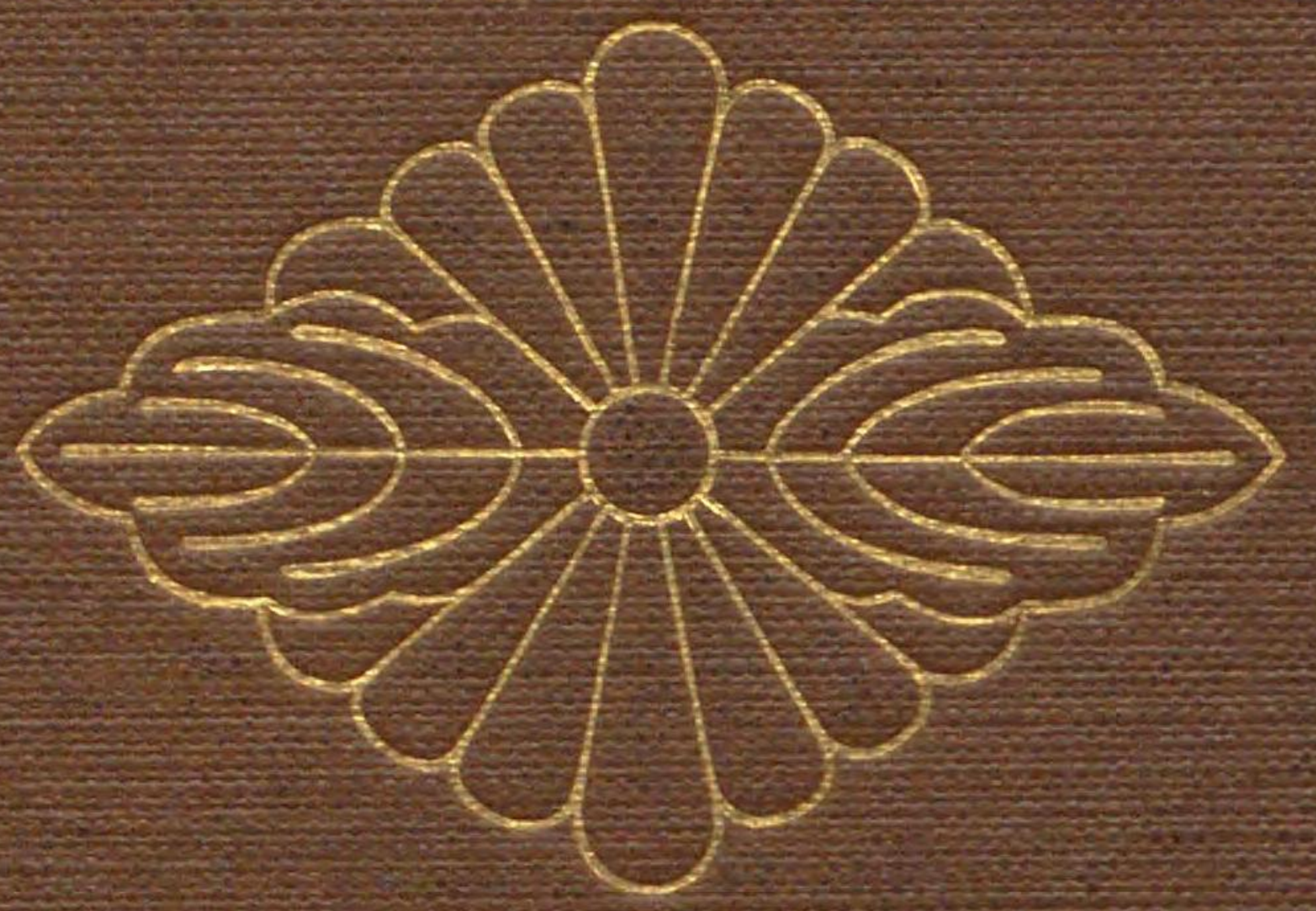




289.1
Ki131Ks



明
治
31
年
大
學
文
庫



18

松菊木戸公傳

上

289.1
Ki131K0
II



~~80W55320~~



80W55320

贈正一位毛利敬親公肖像

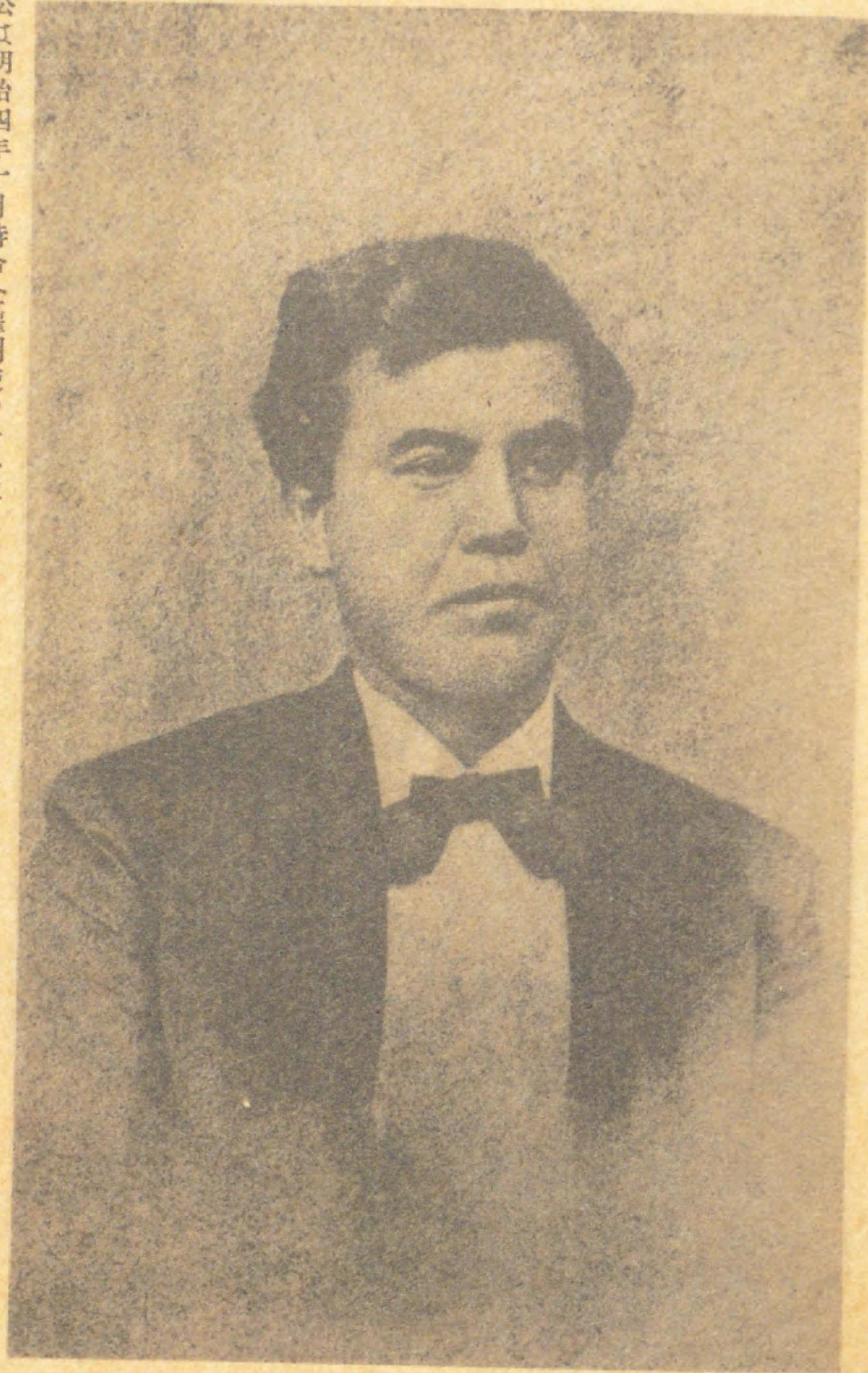


公は文政二年二月江戸の麻布藩邸に生れ、天保八年四月襲封して長門藩主となり、明治二年六月隠退し同四年三月薨去す、時に年五十三、翌四月維新の勳功を以て従一位を贈られ、同三十四年五月更に正一位を贈らる、其靈を祀れる縣社野田神社は大正四年十一月別格官幣社に列せらる。



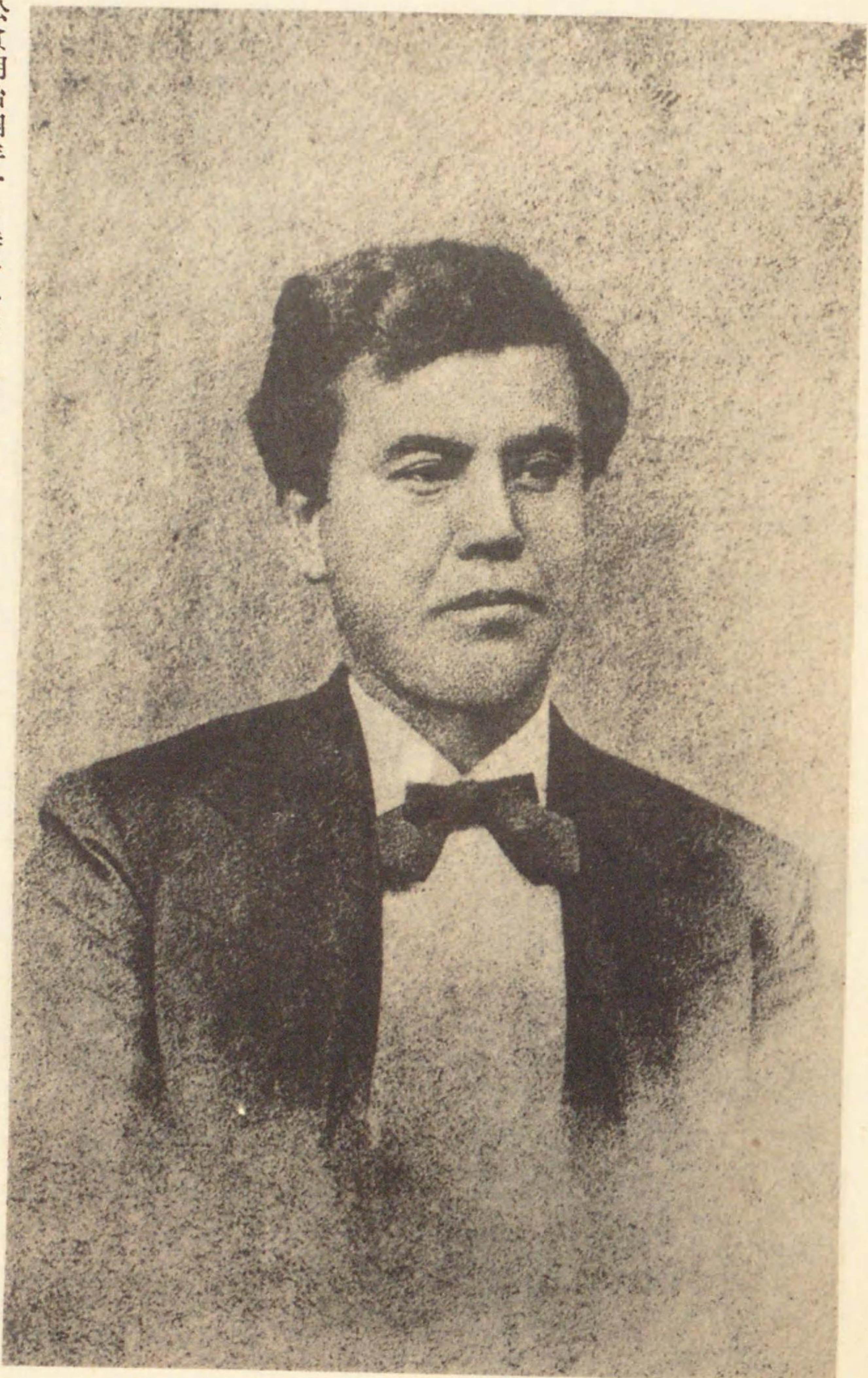
80W55320

故内閣顧問贈従一位木戸孝允公肖像

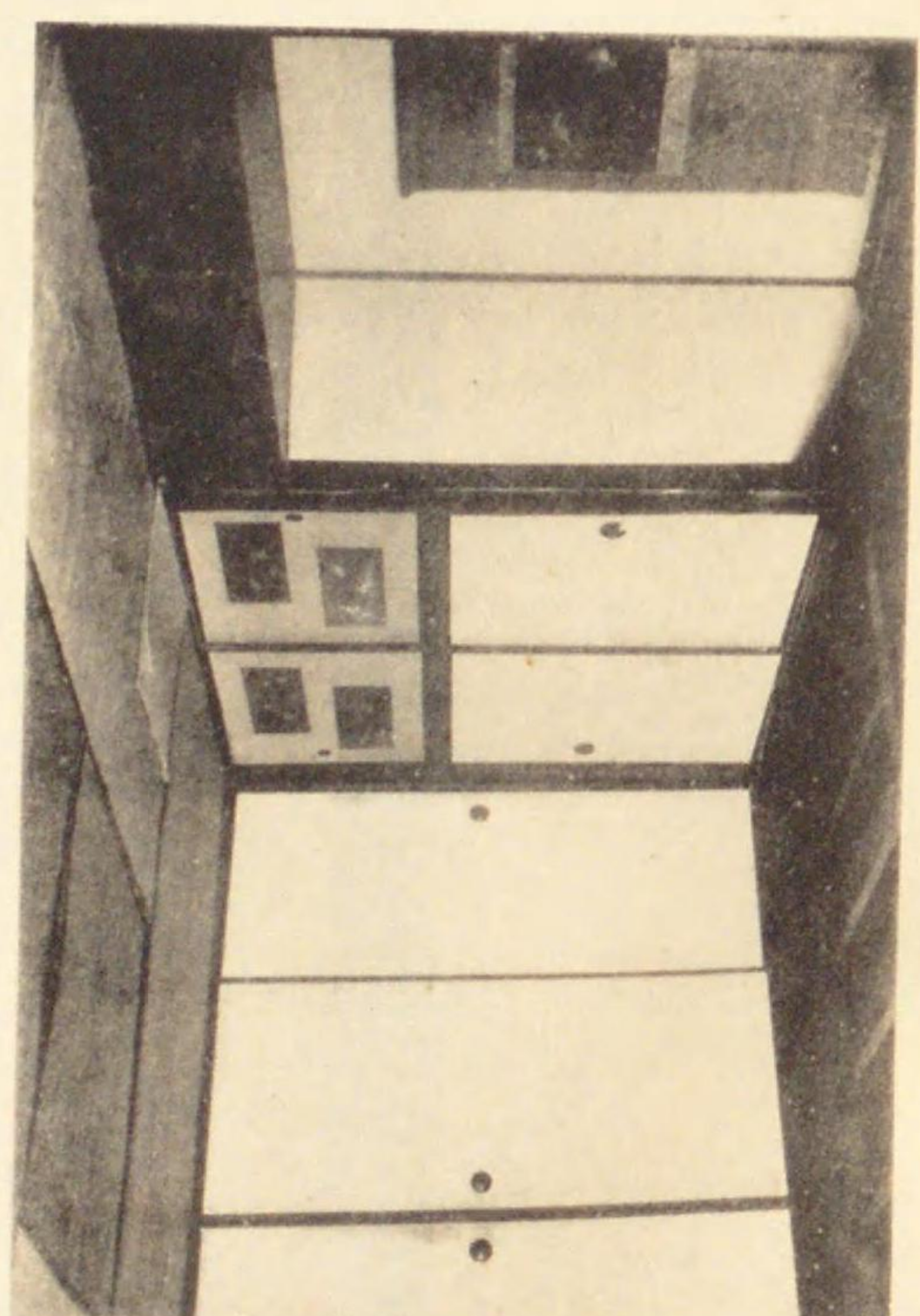


公は明治四年十月特命全權副使の命を拜し、同大使岩倉具視等と共に十一月東京を發し、翌五年正月亞米利加合衆國の華盛頓府に着す、此の肖像は同年二月八日該地にて撮影せるものにして時に四十歳なり。

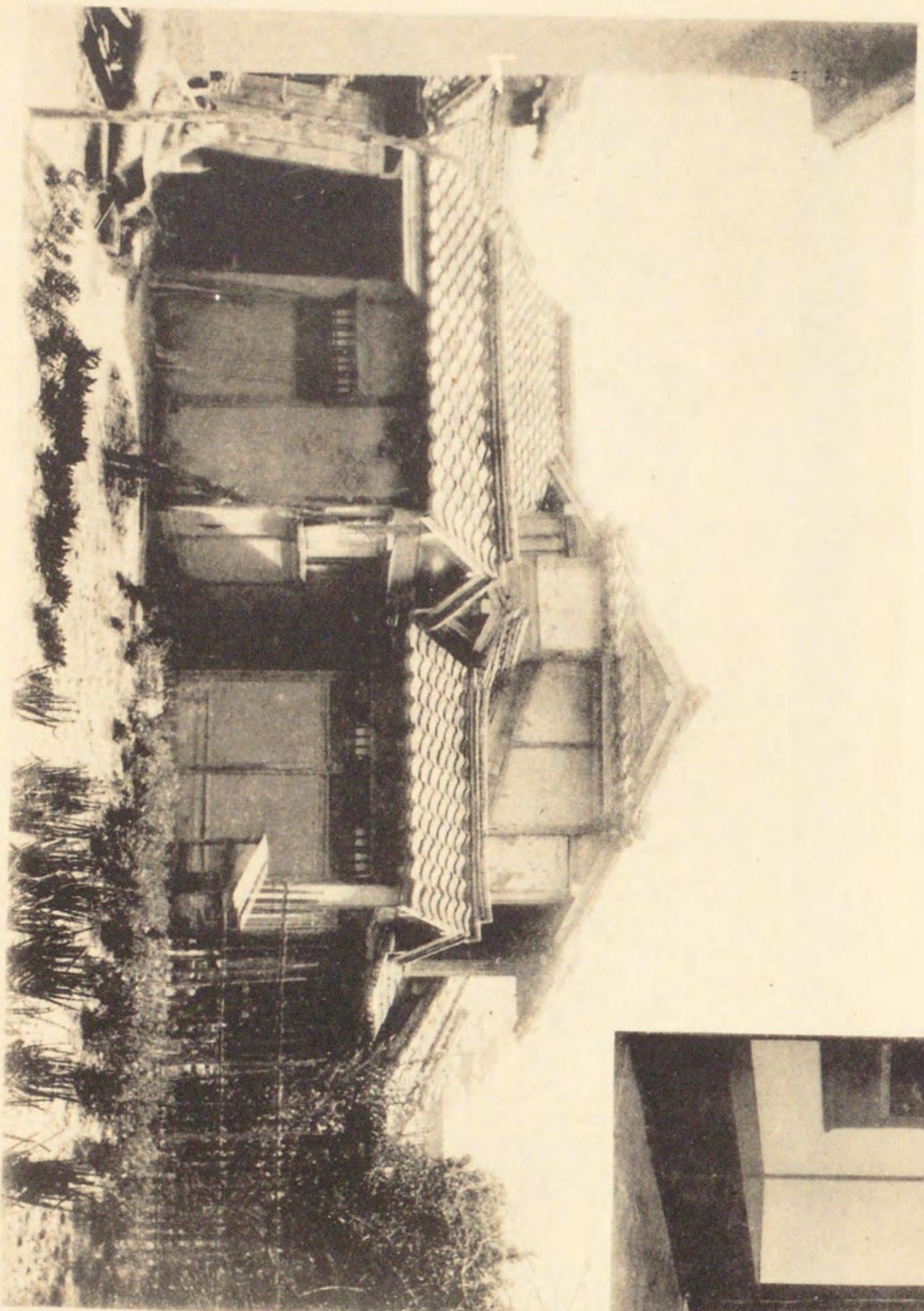
故内閣顧問贈従一位木戸孝允公肖像



公は明治四年十月特命全權副使の命を拜し、同大使岩倉具視等と共に十一月東京を發し、翌五年正月亞米利加合衆國の華盛頓府に着す、此の肖像は同年二月八日該地にて撮影せるものにして時に四十歳なり。



和田家と公誕生の室



公の實家和田氏の宅は長門萩町（奥服町の江戸屋横丁）に在る二階作の建築にして、今なほ存し（下）其呱呱の聲をあげたるは房奥の四疊半の室（上）なり。

和歌 擣衣

接衣
いそぐはるむものや那をわらふ
いそぐはるむものや那をわらふ

公が文久年間國事に奔走せるに方りて詠せるものにして擣衣に寓せて其懷を述べたるなり、蓋し揮毫は後年のものなり。

緒言

江戸幕府の末造に内憂外患交々臻り天下の形勢暗澹として前途豫測しがたきものありしが、斯る際に木戸孝允公出で長門藩主毛利敬親公同元徳公父子を輔けて尊王の大義を唱道し、苦楚を嘗め艱難を凌ぎて克く維新回天の宏謨を翼賛せしかば、明治昭代の元勳として西郷隆盛・大久保利通と俱に三傑と世に傳稱せらる、而して公の薨去既に三十有五年の星霜を閱するも、未だ其卓見識達と光勳偉績とを詳に叙説したるものなし、公爵桂太郎君深く之を遺憾とし、且つ其事蹟の往々湮晦せんとするものあるを痛く憂慮し、公の傳記を編纂せんことを企畫して侯爵木戸孝正君柴田家門君等に謀諮し、遂に大正元年仲冬を以て之が事業を發起せり、蓋し太郎君は明治初年以來公の警欵に接して其恩顧を被むること多く、また家門君も幼時公に従ひて東京に遊び、其指授を承けしを以て俱に此の事業を完成して當年の垂慈に酬いんとせるなり。

頗る厚く、從ひて公の事蹟に關係する所また尠少なからず、加之予の英國留學中に於て公は全權副使の大命を奉じて來り、親しく予等を其旅館に招きて曉諭する所ありたり、往事は夢の如し、然れども當時を追懷すれば公の風丰彷彿として眼前に見え、景仰思慕の情に堪へざるものあり、依りて予は家門君の後を承けて監督の任に方りしが、爾來編纂所員の精勵によりて豫期の如く同十一年八月下旬を以て編纂漸く成り、傳記の稿を脱するに至りしを以て編纂所を閉鎖せり、是より世祐君既稿に討刪を加へて剗刷に附せしが、偶々翌十二年九月關東の激震ありし爲め其進行稍遅延したりしも、茲に至りて傳記四卷を刊行するを得たり。

本書の記述は勉めて批評を避け文飾を去りて其事實を直叙し、専ら公の生涯に於ける深遠なる才量と偉大なる勳業とを廣く世に傳へんことに留意したり、されば之に依りて啻に維新史の一面を闡明するのみならず、人心を鼓舞して社會風教に裨益あるべきことは予の深く信じて疑はざる所なり、茲に本書編纂の由來及び經過の概要を陳述して緒言となし併せて該事業に援助せられし諸君の高誼及び編纂所員の努力に對して厚く感謝の意を致して歎まざるなり。

昭和二年二月

侯爵 井上勝之助

木戸氏略系 初稱桂氏

廣 澄 左衛門尉 大江廣元十世之孫 住於安藝高田郡桂村、因改氏稱桂

元 澄 左衛門尉 能登守 屬于毛利氏 永祿十二年七月五日歿

元 親 兵部丞

廣 信 少輔十郎 兵部丞 天正十四年八月二十六日於豐後大里戰死

就 宣 平次郎 左衛門大夫

元 武 孫六 五郎左衛門 慶長五年十月十三日歿

元 信 孫六 九郎右衛門 淡路守 大隅守
慶安二年四月十三日歿
妻 阿曾沼廣秀女

○(初代) 信 方

仕毛利秀就祿二百石、別立家爲木戸氏之祖
寛永九年四月十八日歿年二十三無妻

就 信 八十三郎 九郎右衛門 五郎左衛門

寛文九年三月八日歿
妻 榎本遠江女

(二) 就 春 吉十郎 三郎右衛門

信方無子嗣其後
慶安四年六月二日歿年三十五
妻 南部小兵衛女

(三) 信 之 勘三郎 五右衛門

寛文十二年二月六日歿年二十九
妻 原田神右衛門女

(四) 重 之 孫九郎 五右衛門 信之無子嗣其後
母 穴戸平左衛門女

享保八年七月晦日歿年六十四

後妻 桂權左衛門女
後妻 馬屋原四郎兵衛女
後妻 吉松源左衛門女
後妻 諫早小左衛門女

信 之 新右衛門

母 桂權左衛門女
正德三年九月八日未受讓而歿年二十八
妻 河村治左衛門女

(五) 信 孝 千代鶴 孫九郎 五左衛門 新吉

母 馬屋原四郎兵衛女
兄 信之早世、受父重之之讓食祿百五十石
寶曆元年八月二十四日歿享年未詳
妻 田中孫右衛門女
後妻 中村嘉兵衛女
後妻 上村某女

(六) 孝 里 半三郎 五左衛門

母 中村嘉兵衛女
明和元年閏十二月二十七日歿年四十
妻 未詳

(七代) 孝生 孫九郎

明和四年三月二日歿年十六未娶

(八代) 孝稔 龜槌 孫兵衛 五左衛門

孝生早世、受兄之讓
天保二年三月八日歿年七十六

後妻 山田喜兵衛女
草刈勘兵衛女

(九代) 孝古 孫九郎 九郎兵衛

母 山田喜兵衛(直方)女
天保十一年四月十三日歿年六十二

妻 山田喜兵衛(稻城)姉

孝規 龜之助

天保八年四月十三日未受讓而歿享年未詳

榮次郎 又六 半兵衛

天保七年十二月二十七日為同藩士赤川閑太郎之養子繼其後

(十代) 孝允 小五郎 木戸貫治 木戸準一郎

母 猪口宗左衛門姉清子
實和田昌景次男、養父孝古依無嗣為子、天保十一年六月十五日家督

慶應元年九月二十九日以藩命改木戸貫治
慶應二年九月二十七日再以藩命改木戸準一郎

孝政 勝三郎

母 和田昌景三女孝允異母姉
實和田文讓二男、為孝允養子
元治元年京都之變、從福原元佃七月十九日於大坂櫻宮戰死年十七

(十一代) 正次郎

母 和田昌景四女孝允實妹治子
實來原良藏二男、為孝允養子

明治十一年五月二十三日依父孝允功授侯爵叙從五位
明治十七年十月二十八日自歐洲之歸途、於錫崙島附近航行中卒去年二十四

好子 母某

孝正妻

(十二代) 孝正 彦太郎

母 和田昌景四女孝允實妹治子
實來原良藏長男、正次郎依無子繼其後

大正四年八月二十八日叙勳二等
大正六年八月十日叙正二位是日薨去年六十一
後妻 孝允女好子明治二十年八月二十日歿年二十二
子 爵山尾庸三長女壽榮子

(十三代)

幸

母 山尾庸三長女壽榮子
明治二十二年七月十八日生
妻 伯爵兒玉源太郎四女鶴子

小

六
母同前
明治二十三年八月五日生
大正七年十月三日繼子和田氏

治

子
母同前
明治二十四年八月二十二日生
大正元年十二月嫁於時乘氏

八重子

母同前
明治二十六年十一月二十三日生
大正二年十二月嫁於兒玉氏

孝

澄
母鶴子
大正六年三月八日生

由喜子

母同前
大正八年二月三日生

笑

子
母同前
大正十年三月九日生

孝

彦
母同前
大正十二年二月二十三日生

孝

信
母同前
大正十三年九月十一日生
大正十四年五月八日歿

和

子
母同前
大正十五年十一月二十八日

和田氏略系

○ 正

倫

與三 與三右衛門
毛利元就七男天野元政四世之孫、世々住于周防右田仕毛利氏支族
後移于長門大谷、改天野稱和田氏
元祿六年五月十九日歿年四十六
妻 田中理兵衛女

正

清

小五郎 孫四郎 號梅翁
寶曆十年六月二十七日歿年八十二
妻 相原權右衛門養女

正

孝

千彌 早太 小五郎 文景
天明八年九月二十八日爲藩醫
文化七年九月二十四日歿享年未詳
後妻 田中右衛門女
後妻 某氏女

正

周

清吾 文藏 文琢
實橋本傳右衛門男、爲正孝養嗣
文政七年十一月十四日歿享年未詳
妻 和田正孝女

和田氏略系

正直

昌景
實藤本玄盛(玄省)男
仕藩主毛利齊廣敬親二代食祿二十石
嘉永四年正月十二日歿年七十二
妻田邊玄養女
後妻猪口宗左衛門姉

正寬

文讓
實小泉雄仙弟
安政元年九月二十七日歿年四十六
妻和田正直長女捨子
後妻和田正直二女八重子
後妻內藤某女

捨子

母田邊玄養女
和田正寬妻

八重子

母田邊玄養女
和田正寬妻

孝允

小五郎
爲桂九郎兵衛養子、天保十一年六月十五日家督
慶應元年九月二十九日以藩命改木戸貫治

治子

慶應二年九月二十七日再以藩命改木戸準一郎
母猪口宗左衛門姉
明治十年五月二十六日薨去
來原良藏妻

芳助

卯一郎 文景
母和田正直女捨子
明治四十三年八月二十二日歿年七十三
妻某氏女
後妻長井官三郎女

直次郎

母和田正直女八重子
明治七年二月二十一日歿

孝政

勝三郎
母和田正直女八重子
爲木戸孝允養子、元治元年七月十九日歿

小六

實侯爵木戸孝正二男
明治二十三年八月五日生
大正七年十月三日家督
妻男爵吉川重吉二女春子

和田氏略系

木戸孝允公傳 目次

【上卷】

第一編 家系と修養時代

第一章 家系と家庭

第二章 幼年時代の修養と父母の死去

第三章 壯年時代の修養(其一)

第四章 壯年時代の修養(其二)

第二編 勤王時代

第一章 出仕と歸國

第二章 出府と有備館の矯正附長藩士の海

外留學

第三章 水藩志士との交際

第四章 水・薩兩藩志士との交際

第五章 航海遠略の議

第六章 坂下門の變

第七章 上京と京攝の形情

第八章 長藩々議の一變と長井雅樂の處分

第三編 勤王時代

第一章 長藩世子の東下(其一)

第二章 長藩世子の東下(其二)

第三章 對州藩の繼嗣問題

第四章 岡藩との交渉

第五章 勅使の再東下

第六章 長・土兩藩の紛議附吉田松陰の改葬

第七章 水戸行と周布政之助の上京

第八章 長藩主の歸國と將軍家茂の上京

第九章 賀茂社行幸と攝海守備の建議

第十章 石清水の行幸と長藩世子の歸國

第十一章 勅使防備の巡見と將軍の東歸

第四編 勤王時代

- 第一章 長藩の外艦砲撃と勅使の西下
- 第二章 長藩の獻金と對馬の防備
- 第三章 攘夷親征の朝議と七卿の都落
- 第四章 堺町門變後の京情と幹旋
- 第五章 堺町門變後の藩情と歸國
- 第六章 上京と朝議挽回の幹旋
- 第七章 長藩世子東上の議 池田屋事變
- 第八章 蛤門の變
- 第九章 但馬潜伏と歸藩
- 第十章 蛤門變後の藩情

第五編 勤王時代

- 第一章 歸藩後の政策と對幕方針の確定
- 第二章 長・薩兩藩融和の端緒と和蘭公使との應接

- 第三章 藝藩出張の中止と英公使との應接
- 第四章 銃艦の購入と長・薩兩藩の融和
- 第五章 幕府糾問使との應接附馬關替地論
- 第六章 長・薩兩藩の協約と乙丑丸事件の解決
- 第七章 幕使との應接
- 第八章 四境戦争の概要附松山藩との交渉
- 第九章 長・薩兩藩の聯盟
- 第十章 公の歸國と藩主の英國水師提督引見
- 第十一章 明治天皇の踐祚と王政復古の計畫
- 第十二章 將軍政權返上の建白と長・薩・藝三藩の出兵

第六編 維新時代

- 第一章 王政復古と各國公使の朝見
- 第二章 五箇條の御誓文と親征^附蝦夷地開拓

の議

- 第三章 江戸開城と車駕の還幸^附徳川氏の處分
- 第四章 耶蘇教徒の處分と長崎出張
- 第五章 東北諸藩の征討
- 第六章 江戸行幸
- 第七章 東京駐輦と京都還幸

【下卷】

第七編 維新時代

- 第一章 版籍奉還と國是の一定(其一)
- 第二章 版籍奉還と國是の一定(其二)
- 第三章 國基の確立と賞典祿の固辭
- 第四章 山口藩派遣の朝命と同藩諸隊騷擾の鎮定(其一)
- 第五章 山口藩派遣の朝命と同藩諸隊騷擾

の鎮定(其二)

- 第六章 支那・朝鮮使節の拜命 參議任官
- 第七章 民・藏兩省の分立 洋行中止

第八編 維新時代

- 第一章 政府改革の朝議と親兵設置の計畫(其一)
- 第二章 政府改革の朝議と親兵設置の計畫(其二)
- 第三章 新聞局の開始と新聞雜誌の發行
- 第四章 公の歸藩と毛利敬親の薨去
- 第五章 日田縣暴徒の鎮定と公の歸京
- 第六章 制度の大變革と廢藩置縣の斷行
- 第七章 全權大使の歐・米差遣
- 第八章 全權大使の歐洲諸國歴訪と公及び大久保利通の召還

第九編 内政整理時代

- 第一章 憲法制定の意見
- 第二章 征韓論の分裂
- 第三章 征韓論分裂後の事情 文部卿兼任
- 第四章 佐賀の亂 文部・内務兩卿兼任
- 第五章 臺灣征伐と公の歸國(其一)
- 第六章 臺灣征伐と公の歸國(其二)
- 第七章 日・清兩國葛藤の顛末 公の上阪
- 第八章 大阪會議 參議任官
- 第九章 元老院・大審院の設置 地方官會議
- 第十章 内閣分離の紛議 朝鮮江華島事件

第十編 内政整理時代

- 第一章 染井別墅臨幸 奥羽巡幸と君德輔導
皇室費制定
- 第二章 華士族家祿支銷の朝議 萩の亂

- 第三章 地租輕減と政府改革の廟議
- 第四章 華族會館の開館第十五銀行の創立
- 第五章 車駕大和及び京都巡幸 西南の役
- 第六章 公の薨去

第十一編 逸事 附松子夫人の事蹟

- 第一章 孝養
- 第二章 情誼
- 第三章 仁愛
- 第四章 清廉
- 第五章 恭謙
- 第六章 教子
- 第七章 文才
- 第八章 娛樂
附松子夫人の事蹟

木戸孝允公傳卷一日次

第一編 家系と修養時代

- 第一章 家系と家庭……………一
- 第二章 幼年時代の修養と父母の死去……………七
- 第三章 壯年時代の修養(其一)……………一五
- 第四章 壯年時代の修養(其二)……………三三

第二編 勤王時代

- 第一章 出仕と歸國……………四七
- 第二章 出府と有備館の矯正附長藩士の海外留學……………五九
- 第三章 水藩志士との交際……………七〇
- 第四章 水・薩兩藩志士との交際……………八七

目次

一

四

第二章 航海遠略の議……………九五

第三章 坂下門の變……………一〇三

第四章 上京と京攝の形情……………一一一

第五章 長藩々議の一變と長井雅樂の處分……………一二九

第三編 勤王時代

第一章 長藩世子の東下(其一)……………一三五

第二章 長藩世子の東下(其二)……………一四八

第三章 對州藩の繼嗣問題……………一六三

第四章 岡藩との交渉……………一七六

第五章 勅使の再東下……………一八四

第六章 長土兩藩の紛議附吉田松陰の改葬……………一九五

第七章 水戸行と周布政之助の上京……………二〇五

第八章 長藩主の歸國と將軍家茂の上京……………二二二

第九章 賀茂社行幸と攝海守備の建議……………二三四

第四編 勤王時代

第十章 石清水の行幸と長藩世子の歸國……………二五九

第十一章 勅使防備の巡見と將軍の東歸……………二四八

第一章 長藩の外艦砲撃と勅使の西下……………二六三

第二章 長藩の獻金と對馬の防備……………二七七

第三章 攘夷親征の朝議と七卿の都落……………二八七

第四章 堺町門變後の京情と斡旋……………三二六

第五章 堺町門變後の藩情と歸國……………三三六

第六章 上京と朝議挽回の斡旋……………三六三

第七章 長藩世子東上の議 池田屋事變……………三八四

第八章 蛤門の變……………四〇九

第九章 但馬潜伏と歸藩……………四二六

第十章 蛤門變後の藩情……………四四六

挿畫 目次

卷一

贈正一位毛利敬親公肖像……………卷頭
 故内閣顧問贈從一位木戸孝允公肖像(四十歳)同
 和田家(全景)と公誕生の室……………同
 和歌 掃衣……………同
 贈從四位齋藤彌九郎肖像……………二六—二七
 妹ハル子に與ふる書……………二三—二四
 時勢論の草案……………二四—二五
 吉田松陰の送序……………二四—二五
 中島三郎助肖像……………二四—二五
 池田屋事變の自敘……………四〇—四一

卷二

明治初年の木戸孝允公肖像(三十六歳)……………卷頭
 諷歌二首……………同
 山田顯義に贈れる詩……………同
 坂本龍馬に贈れる書の裏書……………同
 長藝兩藩出兵に關する協定……………八四—八五
 國是一定誓約の建白草案……………九四—九五
 會誓式(五條御誓文)の草案……………九四—九五
 北地出張の歎願書……………一〇三—一〇七
 御紋章御太刀(恩賜品)……………卷頭
 木戸孝允公の肖像(七歳三十八歳)……………同

木戸孝允公肖像(四十歳)……………同
 木戸孝允公の肖像(四十歳)……………同
 版籍奉還に關する自敘……………二〇—二二
 獨坐思友の詩作草稿……………二九—二九
 賞典祿の辭表……………二九—二九
 木戸孝允公(三十八歳)及毛利元徳公の肖像(三六—二六九)

卷四

玉皿と畫幅(恩賜品)……………卷頭
 御紋章銀製コツブ薩摩燒花瓶(恩賜品)……………同
 勅撰文神道碑……………同
 京都の別墅(全景と車駕臨幸の室)……………同
 征臺反對の自敘……………同
 和歌及詩句と畫……………同
 尾崎三良に贈れる書……………同
 夫人松子に與へし書……………一九三—一九三
 公最終の日記……………二二—二二
 桂勝三郎に與へし書……………二五—二五
 來原彦太郎に與へし書……………二五—二五
 木戸正次郎に與へし書……………二五—二五
 夫人松子の公に贈れる書……………二六—二六
 (以上毛利敬親公及び齋藤彌九郎中島三郎助の寫眞の
 外は皆侯爵木戸家所藏中の一部を選びしものなり)

木戸孝允公年譜(其一) 自天保四年至元治元年

天保癸巳四年	六月二十六日	公、長門萩吳服町江戸屋横丁に生る	公	一	歳
天保甲午五年			公	二	歳
天保乙未六年			公	三	歳
天保丙申七年	九月八日	長藩主毛利齊元(邦憲公)萩城にて卒し十二月十日齊廣(崇文公)家督を尋て二十九日齊廣江戸櫻田邸にて卒す	公	四	歳
天保丁酉八年	三月五日	故毛利齊元長男猷之進(後敬親)齊廣の世子となる	公	五	歳
	四月二十七日	長藩世子毛利敬親(忠正公)家督す	公	六	歳
	八月五日	徳川家慶征夷大將軍に補す	公	七	歳
天保戊戌九年			公	六	歳
天保己亥十年			公	七	歳

木戸孝允公年譜

天保庚子十一年

三月十四日

統仁親王皇太子に立たせ給ふ

公 八 歳

四月十三日

公、假に長藩士桂九郎兵衛の養子となる是日九郎兵衛歿す

六月十五日

長藩政府故桂九郎兵衛の家祿を減じ之を公に給して其家を續がしむ

十一月十九日

光格上皇崩じ給ふ

天保辛丑十二年

公 九 歳

正月二十七日

故桂九郎兵衛の妻歿す公是よりまた實家和田氏に養はる

十一月十二日

公の異母姉捨子歿す

十二月十一日

長藩政府江戸櫻田邸に學館を設けて文武講習の所となす是日校舍落成し有備館と名づく

天保壬寅十三年

公 十 歳

十月二十七日

朝廷學習所を京都に建て給ふ後學習院の名を賜はる

是 年

公、長藩士岡本權九郎(栖雲)の門に入り句讀を學ぶ

天保癸卯十四年

公 十 一 歳

弘化甲辰元年

公 十 二 歳

十二月二日

改元

弘化乙巳二年

公 十 三 歳

是 年

公、明倫館教師佐々木源吾に就きて漢學を修む

弘化丙午三年

公 十 四 歳

正月二十六日

仁孝天皇崩じ給ふ

二月十三日

孝明天皇踐祚し給ふ

六月十日

長藩主、公を親試し其即題詩作を賞し是日金を賜ふ

八月二十九日

渾防嚴飭の勅諭幕府に下る

是 年

公、長藩師範内藤作兵衛の門に入りて劍術を學ぶ

弘化丁未四年

公 十 五 歳

正月二十四日

長藩主東勤の途に就かんとし是日公の父和田昌景に隨從を命ず三月二

日萩城を發し四月朔日江戸に入る

九月二十三日

孝明天皇即位の大禮を行はせ給ふ

嘉永戊申元年

公 十 六 歳

二月二十八日

改元

三月十二日

公の母清子歿す

四月二十四日

長藩主江戸を發して歸國の途に就く公の父和田昌景之に従ふ五月二十

七日長藩主萩城に入り六月昌景もまた歸る

五月六日 公の異母姉八重子歿す

七月十九日 長藩主是日公の即題詩作を褒して益々勉勵せしむ

是年 公、長藩士土屋矢之助に就きて漢文を修む

嘉永己酉二年

公十七歳

三月二日 萩明倫館の修理成り是日長藩主之に臨みて開校式を行ふ

四月 公の父和田昌景思ふ所あり遣書を作り公及び公の義兄文讓其長子卯一郎に囑する家財の分與を以てす

十月朔日 公、長藩士吉田寅次郎(松陰)の門に入る公の日記は十一月とす

十一月十九日 公、和田文讓の次子直次郎を假に養子となす

嘉永庚戌三年

公十八歳

十一月二十二日 外侮防禦の勅諭幕府に上る

十月 公、長藩師範仙波喜間太に従ひて馬術を學ぶ是月喜間太公に用馬の極秘二十箇條を傳ふ

十一月 公の父和田昌景歿す

嘉永辛亥四年

公十九歳

正月十二日 公、長藩士山縣武之進(後大和國之助)と共に東遊を志し遂に果さず

九月 公、長藩士山縣武之進(後大和國之助)と共に東遊を志し遂に果さず

十一月朔日 長藩主支藩毛利兵庫頭廣鎮の子驥尉(後元徳公)を養ひて嗣となす

公二十歳

九月十一日 江戸の劍客齋藤新太郎萩に来る

九月二十二日 明治天皇御降誕あらせらる

九月二十三日 公、劍術修行の爲め自費を以て關東地方歴遊のことを請ふ是日長藩政府之を許して三箇年の暇を賜ふ

九月 晦日 公、齋藤新太郎の東歸に従ひて江戸に赴かんとし是日同志財満新三郎佐久間卯吉等と共に萩を發す

十月七日 公等大阪に着し留まる數日城代を訪ひて劍術を試む

十月十三日 公等伏見に至り翌日京都に入り始めて禁闕を拜す

十月十八日 公等伊賀の上野に宿し留まる數日津藩主藤堂氏の講武場にて同藩士と劍術を試む

十月二十二日 公等伊勢の津に至る留まる旬日津藩の演武莊にて同藩士と擊劍す

十一月十五日 公等桑名に宿す是月下旬江戸に着し新太郎の父齋藤彌九郎の門に入る

嘉永癸丑六年 公二十一歳

三月六日 長藩主東勤せんとして萩城を發し四月七日江戸櫻田邸に入る

木戸孝九公年譜

嘉永癸丑六年

三月六日 長藩主東勤せんとして萩城を發し四月七日江戸櫻田邸に入る

五月二十四日 吉田松陰江戸に入り齋藤彌九郎の塾を訪ひて公等に會す

六月三日

米國水師提督ペリー船艦四隻を率ゐて浦賀に來り修好通商を請ふ

六月七日

幕府長藩に令するに大森海岸の警衛を以て是夜長藩將士隊伍を整へて大森に向ふ

六月八日

公、藩命によりて大森警衛地に赴き翌九日更に藩主の旗下に加へられ櫻田邸に留まる

六月二十二日

征夷大將軍徳川家慶薨す翌七月二十二日喪を發す

八月四日

幕府品川灣内に砲臺の築造を計畫し葦山代官江川太郎左衛門等之が董督の命を受く公齋藤彌九郎に請ひ太郎左衛門の僕隸となりて之に従行し武藏伊豆相模等の海岸測量を觀る

九月十八日

吉田松陰長崎に遊ばんとし公及び安房の人鳥山新三郎等之を賛す是日松陰一詩を公等に贈りて發す

九月十八日

公等羽田大森の地理調査を命ぜらる

十一月十四日

幕府近海沿岸の守備を更め相州警衛を長藩に命ず

十二月五日

長藩主相州警衛地待夷の籌策を徵す公及び同藩士來原良藏來島又兵衛等建言するもの二十二人に及ぶ

十二月七日

公、相州警衛地出戌の藩命を受く是日書を妹に送りて之を報じ君父の恩に酬いんとするの決心を告ぐ

十二月二十二日

公、書を長藩政府に致し藩主自ら相州の地形を視察し人才を選出し武器を修造し且つ方略を確定せんことを請ふ

是年

公、齋藤彌九郎の塾に在りて其長となり又江川太郎左衛門に従ひて西洋兵術を學ぶ

公二十二歳

安政甲寅元年

正月十六日

米國使節ペリー軍艦を率ゐて浦賀に來り前年の報を促す三月三日神奈川條約締結す

二月十五日

長藩主齋藤彌九郎父子を招き公等に武術を教授せし功を賞す

三月十三日

長藩主江戸聚合諸士の部署を定む是日其全員の一部をして相州警衛地に赴かしめ一部をして江戸に留まらしむ公は警衛地出張の部に加はる

三月二十五日

長藩老臣益田越中部下を率ゐて相州警衛地に赴き越えて二十七日公再び江戸を發して出衛すべきの命に接し直に陣地に着す

三月二十七日

吉田松陰同志金子重輔と共に米艦に投ぜんとして成らず翌日幕府之を捕ふ

四月十五日

吉田松陰獄に投ぜらる是時幕吏公等を疑ひしが幸にして免かる

四月二十六日

長藩主江戸を發して歸國の途に就く五月二十七日萩に着す

閏七月十四日

米國使節再び渡來につき軍備擴張の勅諭幕府に下る

九月三日

吉田松陰獄吏に金を與へて金子重輔の羸疲を救はんとし之が周旋を公

及び土屋矢之助等に依囑す

九月二十七日 公の義兄和田文讓江戸にて歿す

十月二十四日 吉田松陰萩の獄に投ぜらる翌年十二月十五日出獄す

十一月四日 豆相の地大に震ひ下田碇船の露艦破損す是時公長藩士中村百合藏と共に

に狀を見んとして下田に至る浦賀與力中島三郎助爲に周旋す

十一月二十七日 改元

安政乙卯二年

公二十三歳

三月六日 公、江戸に出でて修養せんとし是日相州警衛地を發す

四月十日 公、江戸に出で偶々疾あり歸國せんとして其途に就き是夜萩に歸る

是月 公、其疾癒え船艦製造の術を修め且つ西洋の軍學を究めんとし之を長藩政府に稟請して許さる

公、將に萩を發して東上せんとす是日吉田松陰文を作りて之を送る

五月七日 公、萩を發して二十三日大阪に入る

五月十九日 公、偶々大阪に在りて痢疫を疾む是日大阪を發して二十九日浦賀に着す

五月二十日 長藩士村田清風歿す

六月十七日 公、長藩士東條英庵の周旋により是日中島三郎助に會見して師事を請

七月朔日 ひ遂に軍學及び船艦製造の術を研究す

八月十一日 公、大工藤井勝之進等と共に中島三郎助の長崎出張に隨行せんことを藩政府に請ひて許さる公は遂に赴かず

九月二日 長藩主萩城を發して東勤の途に上る十月三日江戸麻布邸に入る

十月十四日 公、是日特に修學給費の藩命を受く

十一月二十日 長藩政府、公を伊豆の戸田に遣はし幕府の軍艦製造を視察せしむ

是年 公、長藩士手塚律藏及び美濃の人神田孝平に従ひて蘭學を修す

安政丙辰三年

公二十四歳

二月十九日 長藩主江戸を發して歸國の途に就く三月十八日萩城に入る

六月十九日 公、書を長藩政府に致して修業の期を一ケ年間延べんことを請ふ

七月十九日 吉田松陰松代藩士佐久間象山の幽囚を聞き是日長藩士久保清太郎をし

て公に謀りて幕府の内議を窺はしむ

七月二十八日 公、書を土屋矢之助に送り長藩の急務は民心を收め國力を養ひ士氣を

振ふにあるを陳ぶ

八月二十七日 長藩政府、公の請を容れ一ケ年間修業の期を延べ且つ稽古料を給與す

十月二十日 公の妹治子來原良藏に嫁す

十二月十七日 長藩政府萩小畑造船場にて丙辰丸の進水式を行ふ蓋し洋式の造船は前

年公の盡力する所に基づく

安政丁巳四年

公二十五歳

五月二十六日

幕府米使ハリスと下田條約を締結す

七月二十日

公、奥羽松前の地理人情を視察せんとして追暇を請ふ長藩政府之を許す公遂に行くを果さず

八月十四日

幕府既に米使ハリスの登營を許す十月二十一日ハリス將軍家定に面して國書を呈す

九月二日

吉田松陰長藩士吉田稔麿の人となりを報じて之を公に紹介す

九月五日

長藩主萩を斃して江戸に赴く十月五日江戸麻布邸に入る

十月二十九日

吉田松陰、公をして上田藩主松平伊賀守忠優に上書せしめ佐久間象山の幽囚を解かんことを請はしむ

安政戊午五年

公二十六歳

正月

公、信濃の高遠に赴く同藩主内藤駿河守頼直歡待して物を賜ふ

二月五日

老中堀田備中守正睦參内して條約のことを奏上す

三月十九日

長藩政府江戸櫻田邸に蘭書の會讀を開始す後公に參會せしむ

三月二十日

朝廷外交に關し三家以下諸侯の議を盡して更に奉聞せしめ給ふ四月五日老中堀田正睦東歸の途に就く

四月二十三日

彦根藩主井伊掃部頭直弼大老となる

五月十二日

長藩主江戸を發して歸國の途に就く六月十五日萩城に入る

六月十九日

幕府米國との通商條約を議定して之に調印す

六月二十一日

幕府長藩の相州警衛を罷め更に兵庫戍衛を命ず

六月二十五日

將軍家定紀州侯徳川慶福(後家茂)を繼嗣となす

六月二十八日

吉田松陰長藩士久坂玄瑞をして竹島開拓に關し之を公に質さしむ

七月五日

將軍徳川家定薨す

七月十二日

長藩士安戸平五郎の女富子と公との結婚内約成る是日公の族赤川半兵衛之を報じて歸國を促す

八月五日

朝廷水戸藩主徳川慶篤に勅書を賜ひて幕府を匡輔せしめ給ふ所謂戊午密勅是れなり

八月十日

公、仕官して大檢使となり江戸番手を命ぜらる

九月七日

幕府小濱藩士梅田源次郎を捕ふ尋で安政の大獄起る

十月十四日

長藩政府、公に歸國を命ず

十月二十五日

徳川家茂征夷大將軍に補す

十一月二十六日

公、來島又兵衛と俱に江戸を發して歸國の途に就く

十二月五日

長藩政府吉田松陰に再び入獄の命を下す二十六日松陰野山獄に入る

十二月十五日

久坂玄瑞松下村塾々生の義舉に出でんとするを憂ひ公に諫諍せんこと

を請ふ

十二月十七日

公、山口に着し翌日來島又兵衛と共に萩に歸る

十二月二十四日

公、吉田松陰を野山の獄に訪ふ越えて二十八日松陰公に書を贈る

安政己未六年

公・二十七歳

三月五日

長藩主萩を發して東勤の途に上る四月五日江戸櫻田邸に入る

四月二十日

齋藤彌九郎の三男歡之助江戸より萩に來る尋で公に面晤して去る

五月二十五日

公、吉田松陰の難に遭はんことを憂慮し其激論を諫止す松陰敢へて聽

六月二十三日

かず長藩政府幕命を以て是日之を江戸に檻送す

是月

長藩士村田藏六出萩中公の厚意を謝し宇和島を経て歸府せしを報ず

七月九日

公、大津郡深川の温泉に至り留まる六旬に及びて萩に歸る

九月十五日

吉田松陰始めて評定所に召され幕吏の訊問を受けて傳馬町の獄舎に投ぜらる

十月二十七日

公、番手を命ぜられ是日萩を發して十一月十一日江戸に着す

十一月十三日

吉田松陰小塚原にて斬らる公乃ち長藩士飯田正伯尾寺新之允等に謀り

十一月十六日

松陰の遺骸を回向院に埋葬す

十二月十六日

公、有備館用掛を命ぜらる
幕府使を水戸藩邸に遣はし勅書を奉還せしむ同藩士命を奉ぜず後遂に永く藏せしむ

十二月二十六日

公、疫痢を疾む病勢衰へ是日漸く癒ゆ

萬延庚申元年

公・二十八歳

正月十二日

公、ゲベル銃及び時計等を購求せんとし是日之を來島又兵衛に告げ

二月二十日

之が代償の支出を請ふ

三月二日

公、書を長藩政府に送り軍制々定の急なるを説く

三月三日

公、長藩士松島剛藏の海軍振興策につき更に意見を長藩政府に建言す

三月十五日

大老井伊直弼櫻田門外にて殺さる

三月十八日

公等有備館諸生と共に長藩主の登營を警衛せんことを請ふて許さる

三月二十日

改元

閏三月五日

公、明倫館規則の改正汽船購入及び銃陣修業等につき之が意見を長藩

閏三月二十一日

政府に陳述し且つ物産局新設の利なるを建言す

閏三月五日

公、軍用馬具及び小銃を長崎に求めて軍制を擴張し軍令を以て事を處

閏三月二十一日

理せば簡易にして風俗矯正に裨益あるを長藩政府に陳ぶ

四月三日

公、江戸長藩櫻田麻布兩邸諸士の教練新錢座足輕以下の練習有備館員

四月三日

の大隊修業の狀を長藩政府に報ず
公、大納戸武具其外軍用器械の調査を命ぜらる

四月三日 公、來原良藏に代りて有備館舎長となる

四月二十二日 公等横濱事情探索並に舶來物品の購入を命ぜらる

四月二十六日 長藩主江戸を發して歸國の途に就く六月十一日萩城に入る

七月十日 皇子祐宮(後の明治天皇)皇儲に立たせ給ふ

七月十二日 公、松島剛藏と共に水戸藩士西丸帶刀等に下谷島八十樓に會して密に國事を議す

國事を議す

七月十三日 周布政之助來島又兵衛をして公等が竹島開拓の請願を止めしむ

七月二十二日 公、松島剛藏と共に西丸帶刀等に丙辰丸にて會す

八月十六日 西丸帶刀明日公に會合せんことを請ひ且つ同志岩間金平未だ公に面晤せざるを以て同伴せんとするを報す

八月二十一日 公、議定書を作りて松島剛藏と連署し西丸帶刀岩間金平及び同志園部源吉越惣太郎に與へて互に異志なきを誓ふ

九月五日 幕府一橋慶喜尾張藩主徳川慶勝越前藩主松平慶永前土佐藩主山内豊信の謹慎を解く

九月十一日 松島剛藏瀛環志略の謄寫を公に命ぜんことを長藩政府に建言す十月二十五日之を公に命ず

九月二十五日 西丸帶刀岩間金平に謀りて美濃部新藏の長藩士長井雅樂に會見を欲す

十月六日 西丸帶刀、公の長井雅樂を説きて美濃部新藏に前書の回答をなさしめんことを促す

十月十八日 和宮親子内親王降嫁勅許の詔書を將軍家茂に賜はる

十一月十五日 公、西丸帶刀の紹介を以て始めて美濃部新藏に會見す

十一月二十日 公、有備館結黨の弊害洗滌を周布政之助に促す

十二月三日 長井雅樂急に歸國し尋で八日西丸帶刀また後事を美濃部新藏に囑して水戸に歸る

十二月二十四日 周布政之助有備館諸生結黨の罪を斷ぜんとする藩議の決定を公に報す

文久辛酉元年 公二十九歳

二月十日 長藩士桂右衛門幕府の船將北岡健三郎に従ひ露領黒龍江地方に航行するを許さる尋で同志山尾庸三もまた之に従ふ公専ら此の事に斡旋す

二月十九日 改元 公、始めて薩摩藩士樺山三圓と江戸の長藩櫻田邸に會す

三月十一日 公、長藩士時山直八及び樺山三圓と久坂玄瑞の寓居に會し時事を議す

三月二十一日 樺山三圓同藩士橋口傳藏と共に公を長藩櫻田邸に訪ふ

三月二十七日 公、長藩士宍戸九郎兵衛等と美濃部新藏(後又五郎)岩間金平同藩士尼

木戸孝允公年譜

一五

子長三郎を江戸砂村邸に招きて會談す

三月二十八日

長井雅樂周布政之助に謀り公武一和航海遠略の建白書を長藩主に致す

四月三日

公、樺山三圓及び同藩士町田直五郎並に岩間金平等と會談す

四月十三日

公、樺山三圓と共に天下の爲め大に盡力せんことを約す

四月二十七日

長藩主長井雅樂をして公武一和航海遠略の策を朝廷に上らしむ

五月十二日

公、對馬士民の義憤に感じ、速に兵食彈藥等を輸送して其士氣を振興せんことを長藩政府に建言す

五月二十八日

水戸藩士有賀半彌等英國公使アルコックを江戸東禪寺の公使館に夜襲す

五月晦日

公、樺山三圓等と長藩江戸櫻田邸にて會談す

六月十日

公、長藩主の參府を遅緩ならしめんとし來原良藏をして周旋せしむ

六月十一日

公、書を周布政之助に送り藩主東勤の期を延べ將軍を上洛せしめ諸侯と共に奏請して國是を定めしめんことを開陳す

六月十四日

長藩主周布政之助を江戸に遣はす

七月二十四日

公、長井雅樂を美濃部又五郎に會せしめんとし其意を岩間金平に告ぐ

八月三日

長井雅樂周布政之助と共に長藩櫻田邸にて美濃部又五郎に會晤す蓋し公及び岩間金平の周旋に依る

八月九日

長井雅樂江戸を發して歸國の途に就く二十八日萩に歸りて京都江戸の事情を復命す

八月十五日

公、公武合體の不可を宍戸九郎兵衛に告ぐ

九月朔日

公、長藩士大和彌八郎小幡彦七及び岩間金平樺山三圓と長藩櫻田邸に會して事を謀る翌日三圓來りて周布政之助に會す

九月四日

周布政之助、公と共に世子に謁し東西の形情を陳説す蓋し長藩主の東勤を遮止し朝廷に盡瘁せしめんとす翌日二人再び進言す

九月七日

周布政之助、久坂玄瑞を從へ上京の途に就く公等之を送る

九月十一日

樺山三圓橋口傳藏等と共に公に長藩櫻田邸に會す

九月十三日

公、横濱浦賀鎌倉に赴き各地の狀況並に横濱外人の情勢を視察して二十七日還る

九月十六日

長藩主萩を發して江戸に赴く途に中疾を獲て靜養し十一月十三日江戸に入る

十月朔日

公、大和彌八郎及び長藩士高杉晋作等と相會して時事を談す

十月八日

久坂玄瑞、周布政之助と共に歸國を命ぜられし事由を公等に報す

十月二十日

和宮視子内親王是日京都を發與あらせられ將軍家茂に降嫁し給ふ

十月二十九日

水戸藩士住谷寅之助下野隼次郎等水藩切迫の事情を公及び周布政之助に告ぐ

是 月 公、有備館中の士氣を矯正せんことを長藩政府に建言す
十二月八日 長藩主王室を尊び國是を定めんことを幕府に建言す

文久壬戌二年

公 三十歳

正月十四日 水戸藩士平山兵介將に明日を以て事を擧げんとし之を公に報ず

正月十五日 安藤對馬守信正刺客の同志水戸藩士河邊佐治右衛門變名内田萬之助有備館に來り公に面晤して後事を囑して自殺す

正月十八日 江戶町奉行黒川備中守盛泰、公及び長藩士伊藤俊輔を召して河邊佐治右衛門屠腹の事實を推糺す後屢訊問す

正月二十九日 周布政之助是日逼塞を命ぜらる

二月五日 長藩主登營して公武周旋幕政改革の議を建白す

二月十六日 長藩主周布政之助を藩地より江戶に召す四月十一日江戶に着す

三月十八日 幕府河邊佐治右衛門自殺のことにつき公及び伊藤俊輔を譴責す

四月十日 公、越前藩士中根鞆負に面晤して意見を陳ぶ是日鞆負公の意見及び長藩建白の趣旨に感ぜしを公に報ず

四月十六日 薩摩の島津久光入京翌日朝廷久光に滯京して諸浪士を鎮撫せしめ給ふ

四月二十一日 公、書を長藩老臣宍戸備前の臣有馬彦兵衛に送りて時勢切迫の事情を報じ備前の東上を促す

四月二十一日 公、機務に參與すべき藩命を受く

四月二十三日 伏見寺田屋事變起る

四月二十四日 周布政之助、公の意見に基づき長藩主上洛周旋の準備條項を定めて建言す

五月朔日 朝廷長藩世子に内勅を傳へて激徒鎮撫國事周旋に任せしめ給ふ

五月二日 長藩主國是確立將軍上洛のことを幕府に勸告す將軍上洛は實に公の首唱に基づく

五月三日 長藩主、公に上京を命じ國事周旋に盡力せしむ

五月八日 朝廷正三位大原重徳を左衛門督に任じて勅使とし東下の内命を賜ふ尋で重徳京都を發す

五月十二日 公、江戸を發して上京の途に就く

五月十二日 朝廷島津久光をして勅使を輔佐せしめ給ふ翌日長藩主にも之が朝命を傳へ給ふ

五月十九日 朝廷内旨を長藩世子に傳へ關東周旋のことを命じ給ふ

五月二十二日 公、上京の途次是日大津驛を發して勅使の一行に逢ひ尋で入京す

五月二十八日 公、京狀の江戸にて知る所に齟齬多きを長藩士前田孫右衛門に報ず

六月五日 長井雅樂遠に歸國を命ぜらる

六月六日

長藩主江戸麻布邸を發して上京の途に就く中仙道木曾路を経て七月二日京都に入る

六月六日

公、勅使の東着に先ち長藩主江戸を發せば薩摩藩士の疑惑あらんことを憂ひ江戸の來島又兵衛に其意を陳ぶ

六月二十日

公、長藩世子の内命を以て中津川驛に至り長藩主に京阪の形勢激變の狀を報ず是夜長藩老臣浦鞠負公等と凝議する三日に及ぶ

六月二十三日

公、歸洛の途に就き長藩主に先ち二十八日入京す

七月朔日

將軍家茂勅使大原重徳を城中に迎へ朝旨遵奉の答書を上る

七月二日

長藩主入京す公及び周布政之助等をして諸公卿の間に周旋せしむ

七月五日

公、周布政之助及び長藩士中村九郎兵衛と共に他藩交渉の任に當るべき命を受け三人同じく絹布の着用を許さる

七月六日

幕府徳川慶喜に再び一橋家を繼がしめ將軍後見職を命ず

七月六日

長藩主、公及び益田彈正初越中周布政之助等を會して藩政の方針を議す遂に航海遠略の籌策を抛棄して奉勅攘夷の議に決す二十四日關藩に之が趣旨を親諭す

七月八日

長藩主、公及び周布政之助中村九郎兵衛を議奏正親町三條實愛の邸に遣はし謗詞似寄の辨明書と勅使東下に關する奉命書とを進致せしむ

七月九日

幕府前越前藩主松平慶永に政事總裁職を命ず

七月十四日

公、大檢使を罷め右筆副役に補せらる

七月十六日

長藩主召に應じ公及び益田彈正周布政之助等を從へて學習院に候す朝廷謗詞似寄一件氷釋と關東勅使輔佐依頼との勅書を賜ふ

七月二十五日

公、周布政之助中村九郎兵衛に謀り薩摩藩士藤井良節を訪ひ長藩主奉勅のことを江戸薩藩邸員に報ぜしむ

七月二十七日

朝廷長藩主父子中の一人江戸に下り朝旨貫徹の周旋を命じ給ふ

七月二十八日

長藩主、公及び益田彈正浦鞠負周布政之助等に關東周旋の時宜を審議せしむ議畢りて長藩世子東下のことを奏上せしむ

七月二十九日

公、周布政之助及び長藩士兼重讓藏等と長藩世子に隨ひて東下すべきの命を受く公姑く京都に留まりて機務に預る

七月二十九日

公、周布政之助及び長藩士山田亦介と共に學習院用掛を命ぜらる

八月三日

長藩世子京都を發して江戸に赴く是月十九日江戸に入る

八月六日

公、山田亦介と共に京都を發し十三日長藩世子東下の一行に追及す

八月十六日

公、江戸に抵る爾後勅使の旅館と薩摩藩邸との間を往來して周旋す

八月十八日

長藩世子品川驛に着す翌日世子勅使に謁し且つ鳥津久光に面晤す

八月二十一日 公、長藩士忠誠の志を江戸の有志に示さんとして之を長藩士村田次郎三郎に報す

八月二十一日 島津久光江戸を發して歸京の途に就く翌日勅使また江戸を發す
八月二十四日 長藩世子將軍家茂に勅談を傳ふ

八月二十五日 公、政事總裁職松平慶永を訪ひ京都の情狀を語る

八月二十九日 朝廷土佐藩主山内土佐守豊範をして鞏下を守護せしめ給ふ
來原良藏江戸にて自殺す尋で閏八月十日公等其遺骸を青松寺に葬る
閏八月朔日 幕府京都守護職を置き會津藩主松平肥後守容保を之に補す

閏八月二日 公、本役兼遠近地方右筆に任せらる

閏八月五日 公、對馬藩士多田莊藏樋口謙之亮等に面晤し同藩紛擾の情實を質す是より公對馬藩の爲に斡旋盡力す

閏八月六日 長藩世子老中板倉周防守勝靜を訪ひ東禪寺の件につき之を論ず是日公及び小幡彦七を越前藩邸に遣はし中根鞆負に其旨意を説かしむ

閏八月十日 會津藩士秋月悌二郎、公を訪ふ公幕吏威福を恣にするの弊害を詳論す

閏八月十一日 周布政之助破約攘夷開兵端の文字は現勢の急務なるを公に報す

閏八月十三日 公、長藩世子の召に應じ對藩脱藩の士長藩に頼りて彼藩の繼嗣問題を

解決し且つ海防實備の基礎を確定せんとする希望を詳陳す

閏八月十四日 長藩主上書して獨力攘夷に盡さんことを奏請す二十三日島津久光歸國の途に就く
閏八月二十六日 武田耕雲齋等赦免せらる蓋し公等の周旋與りて力あり

閏八月二十六日 前關白九條尙忠左近衛權中將岩倉具視洛外に退去を命ぜらる

九月朔日 對馬藩老臣村岡近江、公等に面會し更に國情を詳陳して斡旋を乞ふ

九月四日 壯士の徒肥後の人横井平四郎を要撃せんとする流説あり是日公越前邸に赴き中根鞆負を訪ひて之に戒告す

九月六日 周布政之助江戸に着す公浦鞆負と共に之を訪ひて京都の形勢を談す

九月七日 將軍家茂入朝の期を來年二月に定めて之を諸侯に布告す

九月十二日 對馬藩士大島友之允等江戸長藩邸に來り公の上京して對馬藩の爲に盡力せしめんことを請ふ

九月十六日 公、周布政之助等と共に大目付岡部駿河守長常を訪ふ

九月十六日 薩長土三藩の重臣薩摩藩邸に會して攘夷實行の建議を決す

九月二十一日 朝廷左近衛權中將三條實美侍從姉小路公知に東下を命じ給ふ翌十月十二日京都を發し同月二十八日江戸に入る

九月二十三日 公、周布政之助中村九郎（初め九郎兵衛）等と共に松平慶永の招きに赴き破約攘夷の叡旨貫徹せざれば我が國威の衰頽に至る所以を説く

九月二十七日 長藩世子、公に上京を命じ對馬藩の爲に周旋せしむ

十月朔日 長藩及び水戸薩摩土佐四藩の土會合して國事を議す公及び周布政之助等之に赴く

十月八日 公、大島友之允等を従へ江戸を發して上京の途に就く十七日入京す

十月十一日

朝廷長藩世子に勅し三條實美等を輔佐して叡慮の貫徹に盡力せしめ給ふ

十月十三日 公、宮驛に宿す偶、前土佐藩主山内豊信の臣本山只一郎に面晤す

十月十四日 徳山藩士河田佳藏等公に藩内俗論の紛情を陳述し内勅を賜はりて正氣

作興すべく斡旋を懇請す

十月十五日 公、是夜桑名驛に抵り直に勅使三條實美等に謁して江戸の近狀を告ぐ

十月十七日 公、京都に入り宍戸九郎兵衛の旅寓に宿す

十月十八日 公、長藩主に召され水戸及び對馬兩藩の間に答へ且つ意見を陳ぶ

十月二十日 公、大島友之允と共に薩摩藩士高崎猪太郎を訪ひ互に時事を談じて別る

十月二十一日 公、因幡藩主池田相模守慶徳の旅館を訪ひ長藩主父子攘夷の叡旨を奉

じて公武に周旋せる其概要を陳述す

十月二十五日 公、長藩土佐々木男也等と共に議奏中山忠能の邸に赴き長藩世子東下

周旋の概況並に江戸の近狀を縷述す

十月二十七日

岡藩主中川修理大夫久昭將に江戸に赴かんとし是日大阪に入る

十月二十九日 公及び佐々木男也薩摩藩士鶴木孫兵衛村山齋助土州藩士手島八郎乾作

七と共に各藩命を以て中川修理大夫久昭の旅館を訪ひ其臣小河彌右衛門等を幽せしを論難す

十一月七日

中川久昭其臣を幽囚せし罪狀を具申して寛免の降命を奏請す尋で赦宥せらる

十一月十一日 公、土佐藩士平井收二郎と共に京都町奉行永井主水正尙志を訪ひ市中の悪徒を戒めしむ

十一月十二日 公、大島友之允を従へて議奏正親町三條實愛に謁し對馬藩の爲に歎願し十七日更に其事情を具申す

十一月十三日

高杉晋作久坂玄瑞等横濱に赴き公使を刺さんとして果さず

十一月十四日 長藩世子、公及び宍戸九郎兵衛を江戸に召す

十一月十六日 長藩主、公に東行を命じ世子の歸京を促さしむ

十一月十八日 公、東下の途に就き二十三日江戸に着す

十一月二十日

幕府戊午以來其政務に與れる諸侯有司を處罰して或は蟄居謹慎を命じ或は封祿を削る

十一月二十二日 水戸藩其臣武田耕雲齋大場一眞齋等に復職を命ず蓋し公等の周旋與り

て力あり

十一月二十五日

長藩政府高杉晋作に學習院用掛を命じ公及び中村九郎を輔けしむ

十一月二十七日

勅使三條實美等登營して攘夷決策の勅書を將軍家茂に授く

十二月五日

將軍家茂明春上京の旨を奉答す

十二月五日

公、防長二州割據の方針を定むべき所懐を松島剛藏に報す

十二月七日

勅使三條實美等江戸を發して歸京の途に就く二十三日歸京して復命す

十二月八日

長薩土三藩書を議奏に上りて都下浮浪の徒を戒飭せんことを請ふ蓋し此の建議は公等の發議に基づく

十二月九日

長藩世子江戸を發して上洛の途に就く是月二十八日入京す

十二月九日

朝廷國事掛を置き親王及び關白大臣議奏傳奏等十六人を之に補し言路を開洞せしめ給ふ

十二月十一日

公等再び永井主水正尚志に京攝の形情を詳論して嚴肅すべきを勸告す

十二月十二日

高杉晋作久坂玄瑞等十三人品川御殿山の英國公使館を燒く

十二月二十五日

幕府宗對馬守義和の隠居を許し嗣子善之允(義達)讓を受く蓋し公等の斡旋に依る

文久癸亥三年

公三十一歳

正月二日

長藩主歸國を奏請す朝廷之を允して世子を關下に留めしめ給ふ

正月五日

高杉晋作伊藤俊輔山尾庸三等吉田松陰の遺骨を武藏の若林に改葬す其

曠塋の位置は公の意見に従ふ

正月九日

長藩主、公及び前田孫右衛門二人の學習院用掛を免す

正月九日

久坂玄瑞松代藩士佐久間象山を訪ひ是日京都に出づ尋で公及び高杉晋作の上京を促す

正月二十二日

長藩主歸國の途に就く公、命を以て水戸に赴かんとし之に従ふ能はず

正月二十三日

朝廷關白近衛忠熙を罷め前右大臣鷹司輔熙をして之に代らしめ給ふ

正月二十五日

公、長藩主に代りて水戸に赴き是日徳川齊昭の墓に詣でて追贈の賀を告ぐ

正月二十七日

長藩士榎崎彌八郎久坂玄瑞等諸藩の有志と共に東山翠紅館に會合して時事を議す

二月二日

公、水戸より江戸に歸着す

二月六日

長井雅樂自盡す

二月七日

長藩主京都より歸り是日吉川監物を岩國に訪ひ十二日萩城に入る

二月十日

周布政之助西上す公等爲に大に斡旋す

二月十一日

久坂玄瑞及び肥後藩士轟武兵衛等死を決して攘夷期限の決定を關白鷹司輔熙に迫る

二月十三日

公、藩地の毛利登人大和國之助に機務は長藩主の直裁を急要とし因州藩と同心協力すべきを説く

二月十三日

將軍家茂老中板倉周防守勝靜等を従へて江戸を發し三月四日上京して二條城に入る

二月二十日 長藩世子車駕賀茂社及び泉通寺に行幸あらせられ攘夷の典を告げ給はんことを奏請す

二月二十日 是日公西上を決し尋で水戸藩有志吉成勇太郎等を伴ひて江戸を發す

二月二十八日 長藩世子車駕石清水八幡宮に行幸し給ひ親征の宸斷あらせられんことを建白す

三月二日 公等侍從中山忠光の脱走を遮止せんとして能はず

三月七日 公、遠近方地方右筆に任す

三月十一日 車駕始めて賀茂下上社に幸し親しく攘夷を禱らせ給ふ公及び長藩士清水清太郎等世子の供奉に隨ふ

三月十四日 島津久光時務十四條を建白す

三月二十一日 將軍家茂再び參内して東歸の勅允を奏請す

三月二十二日 公等將軍家茂の歸東を抑留せんとし攝海戰守御備の建白書を學習院其他に致す是夜家茂滯京の朝命を被る

三月二十三日 長藩京邸員公を兵庫に遣はし攝海戰守御備の草案を世子に致し且つ將軍家茂滯京の朝命ありしを告げしむ二十七日公歸京す

三月二十九日 公、山縣半藏と共に幕府軍艦奉行並勝麟太郎を訪ひ防備の意見を叩く

三月二十九日 幕府對州防備の故を以て長藩兵庫警衛を免するの令を傳ふ

三月二十九日 長藩世子公等を召し石清水行幸中止の可否を商議す

四月六日 車駕石清水八幡宮に行幸して攘夷を祈らせ給ふ公等行幸沿道の警衛の任に當る

四月十一日 長藩世子、公等に謀りて時事に對する所見を議奏傳奏等に進言す

四月十六日 長藩主金壹萬兩を獻ぜんことを請願し公之が爲に大に斡旋す

四月十七日 公、大學校造立増制の建言をなさんとし之が案を草す

四月十八日 朝廷長藩世子に歸國の暇を賜ふ五月十一日世子萩に入る

四月十九日 將軍家茂朝命を奉じ五月十日を以て攘夷期限となす旨を奏上す

四月二十日 將軍家茂攝泉紀淡四ヶ國沿岸巡視の爲め京都を發す五月十一日歸京す

四月二十一日 國事參政姉小路公知攝海巡視の朝命を以て大阪に赴く翌日公及び寺島忠三郎勅使に追蹤して下阪す

四月二十三日 公、對馬藩士大島友之允と共に勝麟太郎を訪ひて朝鮮の事を論ず

四月二十七日 吉川監物伏見に着し翌日嵯峨天龍寺に入る三日朝廷鞏下警衛の爲め滯京せしめ給ふ

五月朔日 勅使姉小路公知攝海防備巡視を畢りて歸洛し翌日公等も京都に還る

五月四日 久留米藩士藩内紛擾の鎮定を久坂玄瑞等に請ふ公等同藩眞木和泉等解

五月六日 宛の爲に奔走す

五月十日 長藩米國商船「ハムプロック」を下關に砲撃す後屢外艦と兵火を交ふ

五月十日 長藩米國商船「ハムプロック」を下關に砲撃す後屢外艦と兵火を交ふ

五月十日 長藩米國商船「ハムプロック」を下關に砲撃す後屢外艦と兵火を交ふ

五月十日 長藩米國商船「ハムプロック」を下關に砲撃す後屢外艦と兵火を交ふ

五月十日 長藩米國商船「ハムプロック」を下關に砲撃す後屢外艦と兵火を交ふ

五月十日 長藩米國商船「ハムプロック」を下關に砲撃す後屢外艦と兵火を交ふ

五月十日 長藩米國商船「ハムプロック」を下關に砲撃す後屢外艦と兵火を交ふ

五月十日 長藩米國商船「ハムプロック」を下關に砲撃す後屢外艦と兵火を交ふ

五月十日 長藩米國商船「ハムプロック」を下關に砲撃す後屢外艦と兵火を交ふ

五月十日 長藩米國商船「ハムプロック」を下關に砲撃す後屢外艦と兵火を交ふ

五月十日 長藩米國商船「ハムプロック」を下關に砲撃す後屢外艦と兵火を交ふ

五月十日 長藩米國商船「ハムプロック」を下關に砲撃す後屢外艦と兵火を交ふ

五月十日 長藩米國商船「ハムプロック」を下關に砲撃す後屢外艦と兵火を交ふ

五月十日 長藩米國商船「ハムプロック」を下關に砲撃す後屢外艦と兵火を交ふ

五月十日 長藩米國商船「ハムプロック」を下關に砲撃す後屢外艦と兵火を交ふ

五月十日 長藩米國商船「ハムプロック」を下關に砲撃す後屢外艦と兵火を交ふ

五月十日 長藩米國商船「ハムプロック」を下關に砲撃す後屢外艦と兵火を交ふ

五月十日 長藩米國商船「ハムプロック」を下關に砲撃す後屢外艦と兵火を交ふ

五月十一日 長藩士志道聞多伊藤俊輔等公等に別を告げて翌日外遊の途に就く

五月十九日 幕府兵庫警衛地の長藩戍兵に撤退を命ず蓋し公等の斡旋盡力による

五月二十日 公、三條實美の臣丹羽筑前介に長藩主獻金の收納を請願す尋で獻金允

許の朝命下り六月二十三日長藩主壹萬兩を獻す

五月二十日 賊姉小路公知を朔平門外に暗殺す

五月二十四日 將軍家茂に歸府の暇を賜ふ六月九日下阪し十三日歸京す

五月二十六日 公、大阪に赴きて機務を邸員に商議し六月三日歸京す

六月朔日 朝廷長藩主の米船砲撃を褒し益々勉勵せしめ給ふ

六月四日 公、海外遊學の志を懷き是日村田藏六に其思を述べ

前左衛門督大原重徳竊に公を招きて國事を談議す

六月五日 久留米藩士淵上郁太郎、公及び久坂玄瑞に眞木和泉の幽囚赦免を報ず

六月五日 入道尊融親王攘夷の先鋒たらんことを奏請し給ふ允されず公等親王に

書を上りて初志の貫徹を歎願す

六月七日 高杉晋作隊伍編成の案を具して長藩主に稟請す之を奇兵隊編成の創始とす

六月八日 公、長藩邸に在りて下關防備の急を憂ひ諸士の東上を遮り歸らしむ

六月八日 眞木和泉京都に入る公姑く見山善兵衛の宅に寓居せしむ

六月九日 公、議奏長谷信篤に謁し輦下若し紛擾あらば長藩兵士守衛の密命を拜

すべきを進言す

六月十四日 朝廷左近衛權少將正親町公董を監察使として長藩に遣はし攘夷の實行を賞せしめ給ふ

六月十六日 公及び清水清太郎眞木和泉を翠紅館に招きて時事を謀議す

六月十八日 淵上郁太郎等公及び清水清太郎等に下關攘夷應援の急務を説く

六月二十三日 越前老侯松平慶永兵を率ゐて入京せんとするとの説傳はる是日眞木和

泉公を訪ひて之を阻止せんことを謀議す

六月二十四日 公等眞木和泉の五事策略を討議して之を可決す

六月二十六日 公、松平慶永入京説の訛傳を寺島忠三郎に辯じ共に越前に赴かんとす

六月二十八日 麻田公輔(初め周布政之助)藩情を報じて公の歸國を促す

七月二日 薩摩藩英國艦隊を砲撃す後朝褒を被る

七月五日 公、久坂玄瑞と共に中山忠光を中山邸に送りて復歸せしむ

七月十一日 朝議島津久光を召さんとす是日公議奏三條實美に姑く久光の召命猶豫

あらんことを請ふ翌日朝廷其入京を停め給ふ

七月十一日 車駕親征の建議を貫徹せんとし公及び根來上總等斡旋す

七月十八日 吉川監物公等を従へて關白邸に到り攘夷親征の建議をなす

七月二十日 公、久坂義助(初め玄瑞)中村九郎と共に三條實美に謁して攘夷親征の

事に關して進言し翌日三人更に豊岡隨資を訪ひて之が斡旋を請ふ

八月九日 朝廷入道尊融親王に西國鎮撫使を命じ給ふ公等之が奉命に奔走す

八月十日 公等の盡力其効なく入道尊融親王の西國鎮撫使の辭任遂に朝許せらる

八月十二日 公及び久坂義助中村九郎等米澤藩主上杉彈正大弼齊憲を訪ひ長藩攘夷

親征建白の趣旨を詳陳す

八月十三日 朝廷車駕大和に行幸し給ひ親征の軍議を興すべき詔を發せしめ給ふ

八月十四日 車駕大和行幸につき公等學習院出仕を命ぜらる

八月十七日 土佐藩土吉村寅太郎等中山忠光を擁して大和五條を襲ひ代官鈴木源内を殺す

八月十八日 大和行幸延引の勅下り長藩の堺町門守衛を解き三條實美等の參内を停めらる

八月十九日 三條實美及び權中納言三條西季知等七廷臣長藩支族毛利讚岐守元純等

と共に京都を去りて長州に向ふ公等送りて兵庫に至る

八月二十二日 公等兵庫より大阪に還る尋で入京して形勢を窺ふ

八月二十四日 朝廷三條實美等七廷臣の官位を褫ひ給ひ尋で長藩主父子の上京を停め給ふ

九月朔日 益田右衛門介(初め彈正)歸國の途に就く公等留京して斡旋盡力す

九月四日 村田次郎三郎將に歸國せんとす是日公忠節の二字を確守し正義の諸藩

を糾合して皇威の恢復に盡力せしむ

九月九日 權大納言正親町三條實徳公を延見し長藩主自ら堺町門事變の情由を辯

解し七廷臣歸京の事をも周旋すべきをいふ公之を辯す

九月十三日 長藩主、公及び麻田公輔中村九郎を召して俗論鎮定に盡力せしめんと

し是日益田右衛門介をして其事情を三人に通知して歸國を促さしむ

九月十三日 根來上總長藩主の歎願書を齎らして是日大阪に着す

九月十四日 公、正親町三條實徳の邸に至り長藩主の歎願につきて周旋を懇請す

九月十八日 公、正親町三條實徳の邸に至りて歸國の別を告ぐ翌日公實徳の書を齎

らして歸國の途に上る

九月二十日 公、大阪に至り翌日勝麟太郎を訪ふ二十三日大阪を發して海路歸國す

九月二十六日 中山忠光大和に敗れて大阪に走り土佐藩土吉村寅太郎等之に死す

十月二日 福岡藩士平野次郎等澤宣嘉を擁して但馬に走り十一日生野に兵を擧ぐ克たす

十月三日 島津久光朝命に應じて入京す尋で松平慶永福岡藩主黒田美濃守齊溥等また入京す

十月十五日 公、京都より歸國す長藩主公を直目付となす公之を辭して許されず

十月十八日 公、佐賀老侯鍋島齊正を其上京の途次に邀へて會晤すべき藩命を受く

公、山口を發し是日下關に至る

十月二十二日 眞木和泉勤王出師の獻策をなす公等進發尙早論を主張して之に反對す

十月二十二日 長藩主更に公をして肥前に赴かしめ親書を鍋島齊正に贈らしむ

十月二十六日 三條實美等六人三田尻招賢閣より山口に移る

是 月 公、天下の形勢に鑑み一家を抛ちて誠忠を盡さんとし賜暇を請願す

十一月十日 公、佐賀より還り是日萩に赴き尋で長藩主に復命す

十一月十五日 井原主計奉勅始末書及び査點書を齎らして是日上京す朝廷其入京を許し給はず

十一月十九日 公、既に萩に歸りて閉居す是日長藩世子高杉晋作を遣はして公の山口

に出でて盡瘁せんことを促さしむ二十六日公萩より山口に歸る

十二月十七日 前田孫右衛門時局を憂慮して出でず是日公之を訪ひて勸告す

十二月十八日 眞木和泉の出師論に關し公既に中村九郎と意見を異にす是日公其衷情

を岡義右衛門に陳述す

十二月二十日 公、大島友之允に皇威恢復幕政更張國是確定すべく盡力せんことを勸

告す

十二月二十一日 井原主計是日藤森社にて右少辨勸修寺經理に會晤し長藩主の密命を傳ふ

元治甲子元年

正月 元 日 公、上京の許容を毛利登人に促す五日京攝地方に派遣を命ぜらる

正月 八 日 將軍家茂海路江戸を發し是日大阪に着し十五日二條城に入る

正月 十二 日 公、將に山口を發せんとす世子之に佩ぶる所の刀を與ふ

正月 十八 日 公、既に着阪せしを大島友之允に報ず二十日友之允伏見に招く

正月 二十五 日 公、乃美織江と會晤して國事を談議す

正月 二十八 日 高杉晋作脱走して上京の途に就く

二月 九 日 公、因筑二州大に長藩の爲に努力するも薩越宇和島三藩の結托堅固に

して貫徹しがたきを毛利登人大和國之助に報す

二月 十一 日 公、長藩兵士入京の不可を乃美織江に告げ將に歸國せんとする久坂義

助の遅緩を憂ひ翌日更に織江に報じて督促せしむ

二月 十二 日 幕府長藩征伐の部署を定む

二月 十五 日 公、因幡藩老臣荒尾但馬荒尾駿河の歸國を止めんとし之を謀る

二月 二十 日 幕府松平慶永を京都守護職となす

改元

二月 二十五 日 幕府長藩末家一人家老一人並に吉川監物を大阪に召致の朝命を傳ふ

三月 三 日 國司信濃來島又兵衛と共に上京せんとす公之が遮止を久坂義助に謀る

三月 七 日 公、東西の形情に鑑みて事變の勃發を慮り久坂義助乃美織江對馬藩士

三月十一日 公、長藩の大舉出兵するを下策となして之を乃美織江に謀る

三月十九日 久坂義助山口に還り國司信濃上京の不利を説く長藩主父子信濃及び游撃軍の上京を止む

三月二十五日 乃美織江、公盡瘁の状を藩政府員に報じ國司信濃の上京を止めしむ

三月二十五日 久坂義助山口を發して再び上京す來島又兵衛等十一人々に従ふ

三月二十九日 高杉晋作既に京都より歸り是日獄に投ぜらる

四月四日 福岡藩世子黒田下野守慶賛歸國の途次長藩主父子に面諭せんとす公書を致し滞京して國家の根本確定に盡力せしむ慶賛遂に是日京都を發す

四月七日 幕府京都守護職松平慶永を罷め會津藩主松平肥後守容保に代らしめ其軍事總裁職を免す

四月十日 來島又兵衛壯士五十餘人を率ゐて入京す公等之を止めんとし能はず

四月十七日 公、乃美織江と共に權大納言正親町三條實愛に謁し朝議堺町門騷擾以前に復せらるべく斡旋せんことを請ふ

四月十八日 公、乃美織江と共に京都留守居を命ぜらる

四月十九日 久坂義助長藩世子の進發論を主張し來島又兵衛等之を賛し公之に同せず是日又兵衛等大阪に赴きて宍戸左馬介(初め九郎兵衛)に謀る

四月二十四日 公、久坂義助を京都より大阪に招く是日義助去りがたきを公に告ぐ

四月二十七日 徳川慶喜參内して三港の閉鎖しがたきを上奏す此の頃公もまた三港閉鎖に對する意見を朝廷に上る

是月 公、形勢に鑑み正義の諸侯速に集議し同心協力して國家の爲に盡瘁するを急務となし正藩合一論を唱ふ

五月五日 吉田稔麿長藩歎願書を齎らして入京す公老中稻葉美濃守正邦に其書を致す

五月十六日 將軍家茂大阪より海路東歸す

六月五日 幕府新撰組の土京都三條の池田屋を襲ふ公纔に身を以て遁る

六月十八日 公、對馬藩士樋口謙之亮をして藝藩の疑惑を解諭し正義に向ふべく斡旋せしむ

六月十九日 公、大洲津和野諸藩を因備等正義の列藩に結合せしめて皇威の恢復を畫策せんとし長府藩士宮本鐵之助に斡旋せしむ

六月二十四日 伊藤俊輔井上聞多英國より歸朝し是日山口に着す

六月二十四日 福原越後壯士を率ゐて伏見に至る久坂義助眞木和泉天王山寶寺に分屯す

七月朔日 福原越後上書して入京の勅允を歎願す四日幕府退去の朝命を傳ふ

七月六日 公、樋口謙之亮をして長藩主の家臣に告諭せし書並に加賀藩に提出せ

し書を速に正義の堂上に示さしむ

七月九日

國司信濃兵を率ゐて山崎に着す

七月十二日

權大納言大炊御門家信等五十六人再び長藩主父子の入京を奏請す

七月十四日

益田右衛門介兵六百を率ゐて男山々下に屯す

七月十八日

乃美織江長兵撤去の朝命を受け公と共に福原越後を諭さんとす公其効なさを察して之を辭す

七月十八日

洛外の長兵即日退去を命ぜらる益田右衛門介等進んで會津藩に逼る翌日右衛門介等の敗るゝに及び公遂に但馬に走る

七月二十一日

會津桑名彦根等の兵天王山を攻む真木和泉以下之に死し福原越後等國に歸る

八月三日

將軍家茂親ら進發して長藩を討伐せんとし之が部署を定む

八月五日

英佛米蘭四國の聯合艦隊下關を砲撃す連戰三日に及び十四日長藩之と和す

八月八日

公、既に出石に潜伏し是日大島友之允に狀を報ず尋で公廣江孝助と氏名を變ず

九月二十五日

周布政之助自殺す

十一月朔日

征長總督前大納言徳川慶勝大阪を發し十六日廣島に至る

十一月十一日

益田右衛門介國司信濃各自刃す尋で福原越後もまた自刃す

十一月十八日

水戸藩士武田耕雲齋等信濃に入り二十七日美濃に至る尋で加賀藩に降る

十一月二十二日

公、將來を懷ひ悲憤に堪えず是日出石の人廣戸直藏に之が情を陳べ述懐の俳句を示す

是月

公、出石を發して水戸藩士武田耕雲齋の兵に投ぜんとし信濃に赴きしが果さずして再び但馬に還る

十二月二十七日

徳川慶勝諸藩に撤兵を命じ二十九日長藩主父子伏罪の狀を上奏す

木戸孝允公年譜(其一)終

木戸孝允公傳卷一

第一編 家系と修養時代

第一章 家系と家庭

木戸氏は初め桂氏と稱す、毛利氏の支族にして參議從三位大江音人に出づ、其十世の孫は陸奥守正四位下廣元なり、廣元十世の孫を左衛門尉廣澄とす、廣澄安藝桂の邑高田郡郷野村に住し、始めて桂氏を稱し、廣元十二世の孫毛利弘元より元就洞春に至れる四代に歷仕して屢勳功を建つ、廣澄に四子ありて其長子を元澄といふ、元澄に元延、元貞、元親の三子ありて各別に家を立つ、末子元親六世の孫を信方といふ、信方の弟に就信、就春二人あり、信方は元就四世の孫秀就大照に仕へて祿二百石を食む、是

木戸氏の
遠祖

木戸氏の
祖

れ木戸氏の祖なり、信方、寛永九年二十三歳にして歿し、嗣子なく、弟就春兄の後を繼ぎて子信之に傳ふ、信之、寛文十二年二十九歳にして歿し、叔父就信の子重之、其後を襲ぐ、重之、二子ありて長子を信之といひ、次子を信孝といふ、信之、早世して信孝家を繼ぎ、秀就六世の孫宗廣公觀光に仕へて祿百五十石を食む、寶曆元年信孝五十八歳にして歿し、孝里、孝生、孝稔の三代を経て孝古に至る、孝古通稱を孫九郎といひ、また九郎兵衛といふ、孝古は宗廣六世の孫齊元公邦憲其子齊廣公崇文の二代に仕ふ、孝古に二子ありて長子を孝規といひ、通稱を龜之助といふ、次子を榮治郎といひ、また半兵衛とも又六ともいふ、榮治郎出でて同藩士赤川閑太郎の養嗣となり、天保七年十二月其家を繼ぐ、然るに孝規未だ父孝古の讓を受けずして翌八年四月早世す、是に於て孝古嗣子を喪ひ同藩侍醫和田昌景の次子小五郎を養ふ、小五郎後に藩主敬親公忠正より氏名を賜はりて木戸貫治と改稱し、更に命を以て準一郎と改む、是れ即ち後の内閣顧問贈従一位勳一等木戸孝允公なり。

公の實家和田氏は其先元就の七男天野元政に出づ、其子孫世々周防

公の養父
桂九郎兵衛

公の生父
和田昌景

公の實家
和田氏

昌景の自
田

昌景の人
物

佐波郡右田に居る、元政四世の孫正倫に至りて長門阿武郡大谷に住し、始めて氏を改めて和田と稱す、正倫の子を正清といひ、梅翁と號して文才あり、梅翁の子を正孝といひ、後、文景と改む、文景醫を業として頗る名聲あり、天明八年藩主重就公英雲の子治親公容徳召して侍醫となす、後、文景同藩橋本傳右衛門の子正周を養ひて嗣子となす、正周後に文琢と改む、文琢また藤本立盛或は立省と書す初め立東といふの長子正直を養ひて後嗣となす、正直後、昌景と改む、實に公の生父なり、藤本立盛は毛利氏の支藩徳山侯の侍醫山下順庵順庵は周防熊毛郡八代村藤本立盛の二男なり後、周防熊毛郡呼坂村に住して同藩士粟屋帶刀の臣齋藤十兵衛の育となり、祖父の氏名を冒して藤本立盛と稱し、醫を以て業となす、昌景夙に家業を習ひ、後、萩に出でて益、其蘊奥を究む、文琢其才藝を愛し、文化十四年之を養ひて嗣となす、文琢歿して昌景和田氏を襲ぎ、醫業を以て藩主齊廣敬親の二代に歴任し、祿二十石を食む、昌景人と爲り堅忍にして機智に富み且つ辭令に巧なり、平生人に接する頗る圓満にして圭角を露はさず、當時長藩の名醫に青木周弼、能美洞庵等あり、周弼、蘭書に通じ兼ねて漢學を修む、洞庵

また深く醫を究めて其術に長ず、昌景は周弼洞庵等に親交ありて、また廣く時人に知られたり、此の如き多智多能にして世情に精通したる昌景に鞠育せられし公が、後年汎く天下の志士に交はりて一代の大政治家となり、經綸の大局世界の趨勢に通達して維新回天の偉業を翼成し、永く世の瞻仰する所となる洵に偶然にあらざるなり。

昌景の家

初め公の父昌景の和田氏を繼ぐや、同藩侍醫田邊立養の女を娶りて二女を生む、長女を捨子といひ、次女を八重子といふ、昌景、嗣子なきを以て小泉雄仙の弟文讓を養ひ、長女捨子を之に配す、雄仙は周防佐波郡宮市の人にして其家世々醫を以て業となす、文讓の妻捨子病歿するに及び其妹八重子を之に娶はず、文政八年昌景の妻病歿するや、昌景更に同藩士平岡氏の臣猪口宗右衛門の姉を娶る、平岡氏はもと伊豫の豪族河野氏の一族なりしが、夙に毛利氏に臣事して周防大島郡森野村及び屋代村に所領を賜はる、猪口氏また初めより平岡氏に従ひ、伊豫より來りて世々森野村に住し、後、同郡屋代村に移れり、或は傳ふ、昌景の後妻は名を清子といひ、其實父を猪口平馬といふ、平馬、嗣子なく屋代村岡原鶴松

公の生母

の長子宗右衛門を養ひて之に森野村相原治郎左衛門の女を娶はず、依りて清子は宗右衛門の義姉に當れり、其傳説また事實なるが如し。

公の生年

昌景、既に後妻を娶りて一男一女を生む、男は乃ち公にして女は名を治子といひ、後、同藩士來原良藏の妻となる、而して公は萩吳服町江戸屋横丁の邸宅に於て天保四年六月廿六日に誕生せり、時は實に第一百十九代仁孝天皇の御代にして、幕府にては第十一代將軍徳川家齊其職に在り、公の誕生は維新の三傑として併び稱せられし西郷隆盛に後る、ここ六年、大久保利通に後る、ここまた三年なり。

公の變名及び雅號

公は通稱を小五郎といひ、後、貫治と改め、また準一郎と稱す、一時其氏名を變じて新堀松輔と稱せしことあり、號を松菊、または木圭、廣寒、猫堂、老梅、書屋、竿鈴略して干等と書すと稱せり。

公假養子となる

公、年甫めて八歳の時、其隣家に住居せる桂九郎兵衛孝古久しく病に臥せしも未だ嗣子なし、乃ち公を乞ひて假に養子となししが、二旬ならずして遂に歿す、時に天保十一年四月十三日なり、初め公の稍長ずるに及び、父昌景、公をして他氏を繼がしむるの志あり、偶、九郎兵衛病み而も

未だ後嗣なきを以て深く之を憫み、其乞ひに従ひ公をして假に養子たらしむ、幾ばくもなく九郎兵衛病歿するに及び、其族赤川又六中村平右衛門昌景に謀り公をして正式に養嗣子たらしめんとし、之を藩政府に稟請す、藩政府末期の養子たるの故を以て、定例に依り其祿百五十石の内を削減して九十石となし九郎兵衛の後を繼ぐを許せり。

公、幼にして既に桂家を繼ぎ、九郎兵衛の遺骸を斂葬するに當り人に教へられて僅に其祭祀を畢りしが、翌十二年正月養母また踵ぎて歿す、是より公は孤影煢々として恃頼するものなく、一身を其生家に寄せて以て成長することを得たり、是時に方り公、疾多くして常に藥餌に親しむ、偶、公の風邪に冒さるゝや、昌景、其家に嗣子なきを憂慮したりしが、嘉永二年異母の姉八重子の子直次郎をして假に公の養子たらしむ、時に公十七歳にして直次郎十歳なり、蓋し藩法家主の老衰または病弱なる時は、後嗣を定むるを要せしが爲なり、斯くて、直次郎懦弱なりしかば、公は之を罷め更に其弟孝政をして嗣子たらしめ、之を藩政府に請ひて許さる、孝政通稱を勝三郎といふ、公の江戸に游學するに及び、常に書を勝

公桂家を繼ぐ

公其身を生家に寄す

和田直次郎の假養子となる

公の嗣子孝政

三郎に與へて之を教誨す、後勝三郎藩費明倫館に入り、夙夜精勵文武俱に見るべきものありて公、其將來に望を囑したりしが、元治甲子の變藩の老臣福原越後の軍に従ひて遂に難に殉ぜり、時に年十七、第四編第八章に詳なり是より先、公は同藩士六戸平五郎の女を娶りて華燭の典を擧げしが、幾ばくもなく良縁諧はずして離婚し未だ嗣子なし、慶應二年、公は來原良藏の次男、即ち公の妹治子の子正次郎を養ひて嫡嗣となす、初め元治甲子の年、公は若狭小濱藩士生咲市兵衛の二女松子時に松子京都の人難波常次郎の養女たりを妻としたりしが、明治元年同藩士岡部富太郎之を養女となし、更めて之を公に娶はす、後の翠香院是れなり。

第一章 幼年時代の修養と父母の死去

公は其幼時頗る羸弱なりしが、長ずるに及び筋骨漸く健勁となりて丈高く、性穎悟にして甚だ學を好む、天保十三年十歳の時、始めて同藩士岡本權九郎に就き經書の句讀を學ぶ、權九郎は號を栖雲といひ、家塾を萩城下江向に開きて専ら素讀を授けしが、其教授法宜しきを得て名聲

○天保十年の性格
岡本權九郎に師事す

詩賦を修す

明倫館に通學す

○弘化三年藩主の試に應ず

甚だ高し、當時城下に家塾を開く儒者多しと雖も、子弟の争ひて門に趨くこと其右に出づるものなかりしといふ、公また學友と共に詩作を好む、曾て雪中探梅の詩を賦して栖雲に添削を求む、當時の詩稿二三を存す、其一に曰く「寒梅帶雪雨皚々、處々友人沾醉來、滿面風輕香馥郁、樹間携手共徘徊」と、公また藩主明倫館に通學す、明倫館は享保三年藩主吉元公泰桓の創建する所にして萩城の廓内に在り、藩士の子弟に文武を學修せしむ、後、藩主敬親の代に至り、城下の中央に移して大に其規模を擴張し、嘉永二年に及びて竣功す、其學科は經學を本とし、歴史、制度、兵學、博學、文章の五科に分ち、生徒をして任意に之を講習せしむ、而して其教職には學頭以下教授、助教、講師、武藝師等あり、生徒の總監に都講あり、また居寮の一舎毎に舎長一人を置きて生徒の進止を監せしむ、生徒の官費を以て寄宿せるものを居寮生といひ、日々通學せるものを入舎生といふ、公は即ち入舎生にして日々自宅より通學し、主として教授佐々木源吾に師事せり、弘化三年藩主親しく館生の文學を試むるに當り、公また召されて即座に詩を賦し、賞せられて金二百疋を賜はる、時に年十四歳なり、尋

○嘉永元年

劍術を學ぶ、馬術を學ぶ

天下周遊を志す

公の生母歿す

で嘉永元年、公再び藩主の試問に應じ詩作してまた賞せらる、當時萩城下に武藝師範の諸家少なからざりしが、就中内藤平岡、馬來北川の四氏は劍術師範家として其名高し、公は夙に内藤作兵衛の門に入りて劍術を修め、其技倆嶄然群を拔けり、また公は騎馬を好み、八條流馬術の師家仙波喜間太に従ひて之を學ぶ、時に太平久しくして士風日に文弱に流るゝの弊あり、公常に之を惡みて矯正せんことを志す、偶、公父に乞ひて賴山陽の著はせる日本外史、日本政記を購ひ、之を讀みて略、其大意に通じ、慨然として竊に皇室の式微を歎じ、大に幕府の驕傲を憤り、遂に一劍四方を周遊して列聖の山陵を歴拜せんことを志し、是より日に擊劍を勵み、また益、馬術の修練に努めて以て機のを待てり。

是時に方り公の父昌景は藩命を以て東武に役す、其不在中に實母久しく病牀に臥せしかば、公は日夜其側を離れずして最も之が看護に努めたり、然るに幾ばくもなく溘然として歿す、實に嘉永元年三月五日なり、公之を悲哀すること殊に甚だしく、生時其心を慰安する能はざりしを痛歎し、煩悶の極遂に僧とならんとするに至る、既にして異母の姉八

○嘉永二年
吉田松陰
に師事す

○嘉永三年

○嘉永四年
昌景歿す

昌景の遺書

重子相踵ぎて歿す、公また之を悲歎して爲に疾を發す、會翌六月父昌景、東武の役を畢りて萩に歸る、公尙病床に在りしが、百方醫療を施し、晩秋に及びて漸く癒ゆることを得たり、此の頃同藩士吉田松陰廓外に松下村塾を開き、文學氣節を以て壯年の子弟を陶育し、俊才名士の其門に遊ぶもの多く、嘉永二年十月、公また之を訪ひ、贄を執りて師事す、公時に十七歳なり、而して公、喜間太に就きて馬術を修むること既に年あり、翌三年十一月、喜間太其技熟達するを見て、馬術の極秘二十箇條を傳授せり。公夙に四方を周遊せんとするの雄志ありて常に勃々として禁ずること能はざりしが、藩法猥りに之を許容せざるのみならず、父昌景もまた其遊歴を欲せず、會昌景の宿痾再び發して其病漸く篤し、公痛憂して措くこと能はず、齋戒して之が平癒を城下の金比羅社に祈り、神詞に日參拜禱すること七日に及ぶ、不幸にして昌景遂に起つ能はず、四年正月十二日拂曉を以て歿す、時に年七十二、昌景曾て思ふ所あり、嘉永二年四月自ら次の遺書を作り、公及び公の義兄文讓、其子卯一郎後、芳助の甥の三人に屬するに家財の分與を以てし、且つ貯蓄の趣意を守りて節儉を厲行せしめたり。

遺言之事

一 増野組貳組

右ハ先祖ヨリ御遺銀九貫目有之候ニ付、其銀ヲ以、求置候ニ付文讓へ讓リ渡候事、

一 銀拾貫目

右ハ桂小五郎へ相讓リ候間、致妻合候ハ、趣次第相渡可申候、若年之内考へ無之遺イ込ミ候而ハ不宜候間、心持締リ候迄ハ預リ置候而利銀計リ遺シ候事、

一 銀七貫目

右ハハルへ相讓リ候間、借屋ナリ共、求置候而縁付有之候ハ、根銀ハ和田家ニ預リ置候而年々利銀計リ先方へ遣シ候事、萬一不縁之節ハ右之利銀治へ小遣ニ相渡候事、

一 銀貳貫六百目

右ハ母様御部屋分藤本ヨリ四貫五百目預リ置候處、先達而周伯出

款之節、七百目月別六朱之利付ニシテ借渡置候、外ニ壹貫貳百目ハ藤本取立之頼母子之分此方取り當リ次第直様相渡候事、頼母子懸銀ハ右之七百目之利銀ヲ以、藤本ヨリ致懸銀候約束之差引残り右之辻、勿論四貫五百目之利銀ハ母様御扶持方御小遣ニ引當テ之事、右頼母子懸銀中程過迄ハ此方手ヨリ懸出シ置候事、

一 銀貳貫四百目

右ハ拙者ヨリ藤本御先祖様へ爲香花料良齋へ預ケ置候得共、前之貳貫六百目へ相足シ候而、何ソ宜敷株ナリ共求メ置候而永々藤本家へ付置候様ニト存候事、

一 勝三郎事ハ小五郎致養子ニ置候様ニト存候、左候へハ少シ土産ハ文讓心持次第之事、

一 直次郎事、文讓心持次第相應之持參銀遣シ候而有付候様ニト存候事、

一 友藏事、久敷相勤候間、相應ニ氣付ケ遣シ候様ニト存候事、

一 慶安橋ノ脇諸土屋敷壹ヶ所

一 惠美次町借屋壹軒

一 銀五拾貫目

右ハ卯一郎エ相讓リ候間、拙者若年ヨリ儉約專相守候而調置候間、其心持ヲ以、儉約第一ニシテ又々子孫エ相讓リ候様ニト存候事、右之通申殘置候間、拙者相果候ハ、一書之趣ヲ以、計イ候様頼入候已上、

昌景の用意

公の悌順

此の書中に藤本周伯とあるは昌景の弟にして、良齋は其子なり、また友藏は多年和田家に仕へし忠僕なり、此の遺書によりて昌景の用意周到なりしを知るに餘あり。

公、曩に母及び姉を喪ひしが、今また昌景歿して悲痛愈甚だしく、悵然として無聊の間に日月を送る、然れども常に父昌景の遺言を守りて、其義兄文讓に悌順なること眞の兄に於けるが如く、またよく妹治子を教誡して之に事へしめたり、曾て公の妹過ちて禮を義姉八重子に失へるごごあり、八重子深く之を訓戒するに當りて公また其意に悖りしが、後

大に其非を悔い左の書を文讓に致して之を謝せり。

上義兄書

孝允再拜謹白、慈母逝去、仕家君三年于茲、寤慕慈母恩、寐悲家君老、光陰如水流、已到辛亥之孟月、家君一朝伏蓐、病日劇、僕心茫然、祈天禱神、求以身代、而遂至易簣、論語云、鳥之將死其鳴也哀、人之將死其言也善、家君臨逝、歆枕、昭僕與妹語云、爲我子者汝二已、汝等向喪母、而今又將喪我、可憐之至也、時指瓶中梅之落花告云、我命亦如是、是命也、今遺汝以一言、汝謹聞之、妹爲汝一妹、汝爲妹一兄、能垂憫愛妹、妹能敬兄、而汝二子、順義兄義姉、兄雖義兄、居既久、能守義、如眞兄、自今之後、視兄猶視我、一家晏々、以相保、我雖死猶生也、若我死之後、汝等勿過哀、我已到七旬、鬢髮稍白、死固其所也、僕按其言、哭慟誰訴、涕淚滿眼、言語塞胸、唯疑天耶人耶、抑夢耶、獨立難自勝、俯仰徘徊、空思父母高恩、高山却卑、大海却淺、觀彼蟲魚鳥獸之狀類、尙樂其生、況人而謂不然乎、幸義兄愛僕如眞弟、是僕不幸中之幸也、何日宜報鴻恩乎、義姉亦篤厚愛、悉至衆人之所知也、向夜、幼妹過失禮於義姉、姉深戒之、是爲姉之道也、僕頑愚、不拜其教、大聲叱咤、以

忤其意、亦罪之大者也、尊兄仁義、如樹之滿泰山、僕痴癡、漠如無長河水、山以有樹而貴、河以有水而貴、人以有義而貴、以無義而譏、僕之無義何如也、尊兄蜀之如美髯公、僕大耻翼德、尊兄似我朝之祐成、僕大耻時致、以尊兄方關羽十郎、固當以僕比張飛五郎、天地懸隔、尊兄自今之後、僕將改其非、悔其過、以追先考之言、以從義兄及義姉意、是僕之所願也、義兄幸以此言、語義姉、得以解其意、幸甚々々、孝允再拜謹白、
之に依りて公が其過を改むるに嗇ならざること俱に、文讓を關羽及び曾我祐成に比して自らを張飛及び曾我時致に儔し、専ら兄弟の親睦を圖りて以て家庭の圓滿を冀ふに切なるを知るに足るべし。

第三章 壯年時代の修養(其一)

公は兩親の死後、具に苦楚辛酸を嘗めしが、克く自疆自勵して常に四方周遊の宿志を貫達せんことを志し、一日之を親友なる山縣武之進大後和綱八郎に諮る、武之進もまた公の志を同じくし、相與に江戸に遊ばんことを企つ、然るに公の親戚知友之を察知して諫止するに遇ひ、遂に果す

公江戸に遊ばんとす

○嘉永五年
江戸の劍客齋藤新太郎
來る

ここ能はず會、江戸の劍客齋藤新太郎諸藩を歴遊して萩に來る、新太郎
 は齋藤彌九郎齋信の子なり、彌九郎は越中射水郡の人にして夙に江戸に
 出で、幕臣に従ひて劍術を學びしが、後、葦山の代官江川太郎左衛門に事
 ふ、幾ばくもなく、江戸に家塾を開きて千葉周作桃井春藏等と同じく專
 ら劍術を子弟に教授し、諸藩の士其門に學ぶもの多くして名聲頗る高
 し、初め新太郎は父の名を襲ひて彌九郎と稱せしが、家督を續ぐに及び
 て改名し、其業を繼ぎて劍術を門人に授く、是より先嘉永四年七月、新太
 郎江戸長藩邸の有備館藩士の子弟教養所に來りて劍術を試みしが、萩に來るに及
 びて書を藩政府に致し、人物を選びて江戸に出だし、廣く諸藩士と闘技
 せしめなば、大に志氣を振作し、見識を啓きて技術に精熟せしむるの利
 益あることを陳べ、修業の士を出ださんことを請ふ、時に藩政府は海内
 の形勢に鑑み、既に文武興隆の策を講じて藩士の藩外遊學を奨勵せし
 め、乃ち劍術勉勵のものを拔擢し、新太郎に就きて其技を曉習せしめ
 んとし、各、劍術師範家の門弟より河野右衛門内藤の永田健吉上同、財滿新三
 郎馬來の門弟、佐久間卯吉平岡の門弟、林乙熊北川の門弟の五人を選び、皆一ヶ年を期して之

贈從四位齋藤彌九郎肖像



藩政府公
に關東遊
歴を許す

新太郎に
從ひて萩
を發す

關東遊歴
の途に就

に關東修業を命じたり、公もまた新太郎の東歸に従ひて江戸に赴かん
とし、遂に私費を以て關東遊歴のことを藩政府に請ふ、其師内藤作兵衛
もまた大に公の將來に望を囑し、之が意見を書して藩政府に致す、藩政
府乃ち公の請を容れて三ヶ年間の暇を聽許せり、斯くて公、將に萩を發
せんとし、窃に思へらく、江戸に至らば汎く書史を涉獵して古今成敗の
大略を曉知し、宜しく士風を振作して以て時弊を矯正すべしと、其志や
頗る遠大にして雄壯なり、時に公の祖母年既に九旬に達してなほ家に
在り、其骨肉の親あるものは實に公の妹治子とのみ、而して治子未
だ幼穉なりしかば、公、東遊せんとして憂慮に堪へざるものありしも、好
機の再び期しがたくして須臾も躊躇すべからざるを以て、諄々として
其妹を訓戒し、また僕友藏に家事を懇囑し、奮然新太郎に従ひて萩を發
す、時に嘉永五年九月晦日なり。

公既に萩を出でて關東遊歴の途につくや、知友多く之を送りて城下
を距る凡そ四五町の所に在る金谷に來る、公、乃ち知友に分袂し、佐々並
を経て山口に宿す、翌十月朔日、曉旦山口を發し、宮市にて松崎天滿宮を

小泉氏を
訪ふ
嚴島に着
す
大阪に着
す
京都に入
る
津藩士と
闘技を試
む
伊勢神宮
に詣す
江戸に着
す

拜し、また義兄文讓の生家小泉氏を訪ひて富海に出づ、二日富海を出帆して室津に泊し、越えて四日嚴島に着して嚴島神社に詣づ、會新太郎乗ずる所の船も後れ到りてまたこゝに寄泊す、公是夜新太郎に先ちて嚴島を發し、日を経て大阪に着す、尋で新太郎もまた抵り共に淹留するこゝ數日、或は街衢を散策して神社佛閣に詣で、或は城代を訪ひて其從臣等と闘技を試む、十三日公、新太郎に別れて大阪を發し、淀川を溯りて伏見に到る、翌日新太郎の來るに従ひて京都に入り、始めて禁闕を拜し、また祇園社に詣づ、既にして公等京都を發して大津、草津、石部、水口等東海道に於て郷士と闘技を試む、廿二日上野を發して伊勢の津に延留するこゝ凡そ旬日、また其講武場たる演武莊にて屢、津藩士と闘技を試む、翌十一月三日津を發して松坂に宿し、翌日山田に着して稽留する數日、内宮及び外宮を拜す、尋で山田を發し、鳥羽、田丸、白子、四日市を経て十五日桑名に宿す、是より海路熱田に出で東海道の諸驛を経て、是月下旬始めて江戸に着し、直に新太郎の父彌九郎の門に入る、當時、彌九郎は家塾を

齋藤彌九
郎に師事
す
○嘉永六
年
藩主の召
に應じ孟
子中庸を
進講す
郷家を懐
ふ
齋藤塾舎
長となる
長藩の大
森衛成

麴町三番町に開きて盛に其門人に劍術を授く、公既に彌九郎に師事し同友と共に日に劍術を練磨して黽勉怠ることなく、また常に長藩櫻田邸に出でて同藩士と闘技せり、翌六年四月藩主、參勤の爲め江戸に着して櫻田邸に入りしが、五月、公及び山縣半藏後ち子爵、北條源藏等十五人を召して經書を講ぜしめ、また文章對問に試策せしむ、公は命によりて孟子中庸を進講せり、斯くて劍術修業の餘暇益、漢籍及び兵書を攻究して治亂興廢の大要を知るのみならず、略、西洋銃陣のこゝをも辨じたり。公の齋藤塾に在るや、常に家族の安否を顧慮して止まず、書を義兄文讓及び妹治子に寄せて屢、之を存問し、之が報を得て僅に其意を安んぜり、會亡父の三辰忌に當り、悵然として往事を追懷し、寢に就くこゝ能はず、乃ち一詩を賦して曰く、吾儂無弟尙無兄、獨是天涯一鈍生、却似春宵秋夜懶、慨然憶起爺孃情、斯くて刻苦益、其業を勵み、幾ばくもなく拔擢せられて塾舎の長となる、是より水戸及び諸藩の士と交を結ぶこゝ多し、公の名稱都下に著はる、初め外艦の我が沿岸に出没すること頻繁、こなるに及び、幕府の閣老以下海防を謀議したりしが、尋で和蘭の甲必

丹、米艦將に來りて通商を請はんことを長崎奉行に報じ、更に其請を得ざれば兵火を交へんことを警告せり、是年六月、甲必丹が豫報の如く、果して米國の水師提督ペリー軍艦四隻を率ゐて浦賀に投錨し、國書を幕府に呈して通商貿易を乞ふ、全都の士民周章狼狽し、爲に流言百出して物情頗る騒然たり、幕府乃ち警衛の將士を江戸近海に派遣すべきことを長藩に命じ、尋で大森衛戍の令を傳ふ、是時藩主既に東勤して江戸に在り、幕府の内命を受け直に江戸藩邸在番の士を召して隊伍を編成し、七日大森に遣はして衛戍の任に當らしむ、翌日公もまた命を受け、大森に赴きしが、九日更に藩主の旗下に加へられて江戸に還り、櫻田の藩邸に留まりたり、既にして米艦去るに及び、幕府之を諸侯に告げて、江戸海岸の戒嚴を解き、且つ警衛の任に當れる諸藩へ撤兵を命ぜり、偶彌九郎、武藝修業の爲に越前に赴かんことを、公之を聞き、隨行して北越の形勢を視察せんことを二十一日狀を具して藩政府に請ひしが、許されざりしかば、遂に之を中止せり。

是より先、公が萩にて師事せし吉田松陰、諸國遊歴の藩許を得て江戸

大森に
出衛す

吉田松陰
公を助ふ

松陰露艦
に投ぜん

に來り、公を齋藤塾に訪ひしが、去りて鎌倉に至り、其俗叔なる瑞泉寺の僧竹院に面晤し、翌六月再び江戸に還る、會米艦浦賀に碇泊せるを聞き、松陰直に赴きて其情を探りしが、幾ばくもなく露艦長崎に來れるの報に接し、松代の藩士佐久間象山に謀るに外遊の志を以てす、象山また賛同して之を慫慂す、松陰乃ち航海の志を決し、將に長崎に到りて露艦に投ぜんことを、九月一旦鎌倉に赴きて竹院に會談せしが、是月十五日夜、潜に江戸に還り、更に公に謀る所あらんことを、翌日左の書を送りて之を招けり。

秋雨蕭條御清況何如、僕昨夜鎌倉ヨリ中戻リイタシ候、明日天氣次第又々參リ候積リニ御坐候、夫ニ付老兄ニ御示談申置度儀出來仕候間、萬々御勞足奉恐入候得共、今日夜之間弊寓マテ御出懸ケ被下度候、奉待候以上、

尙僕中戻之事人ニ知シメサレハ更妙、
初め松陰の露艦に投じて航海せんことを、其雄志を知るもの公及び象山の外、安房の人鳥山新三郎、肥後藩永鳥三平の二人あるのみ、是月

公等の江
戸灣地理
調査

江川太郎
左衛門の
僕奴とな

太郎左衛
門に師事

十八日松陰將に江戸を發して長崎に向はんとし、象山に別を告げて品川驛に出づ、新三郎・三平の二人之を送りて來りしが、松陰公を待ちて至らず、悵然たること久しく遂に訣別して去る。蓋し公は同藩士中村百合藏と共に遽に羽田・大森附近の地理調査を藩主より命ぜられて之に赴きし爲め來るを得ざりしなり。

是時に方り幕府諸藩人の猥りに江戸灣近海を偵察することを許さず、偶幕府品川砲臺新設の議を決し、葦山の代官江川太郎左衛門等に命じて之が築造の董督をなさしめたり、公乃ち齋藤彌九郎に乞ひて太郎左衛門の僕奴となり、行李を負擔して吏人に隨行し、武藏・伊豆・相模等海岸の測量を観ること數旬に及び、其地勢と深淺との概略を知るを得たり、斯くて公は太郎左衛門に就きて砲術を學ばんとし、同志と共に其門に入る。是時太郎左衛門始めて公の人と爲りを知りたりといふ、公夙に洋法砲術の精密なるを知りて、常に之が討究を懈らず、されば松陰も其熱心に感じ、曾て書を家兄杉梅太郎に送り、長藩士の力を洋法砲術の研鑽に竭すもの當時公一人あるのみと報じたり、公は太郎左衛門に納贄

妹ハル子に興ふる書

長藩の相
州警衛

公相州に
出衛す

するに及び、其教授法は先づ小銃の運用術を授け、然る後、各自の望に従ひて山野の戦法並に海岸船上等の砲術を修めしむるに在るを藩政府に告げて同志の爲に練習用の小銃を請求す、斯くて公は初め専ら銃術を學びしが、其修練未だ久しからずして克く西洋の兵制を解得せり。
是年十一月幕府、江戸灣守備の諸侯を部署し、彦根藩の相州警衛を解きて羽田・大森に轉戍せしめ、長藩をして代りて之を警衛せしむ、其區域は鎌倉・三浦二郡の中六十九箇村に亘り、幕府之が主管の全權を長藩に委して武備のみならず文治をも一任したり、抑も相州は關東の要地に於て江戸の咽喉たり、而して幕府之が衛戍を長藩に命ぜしは、蓋し其信賴する所深きに依る、是時公もまた相州出衛の藩命を受け、乃ち以爲らく、警衛地の出陣切迫して將に明年早春に在るべし、而して君國二百年來の鴻恩を酬ゆるは、また以て考妣に對し追孝の一端なるべしと、勇躍して其任に赴かんとし、十二月七日書を妹治子に與へて之を報じ、且つ生死の期しがたきを以て懇切に將來を訓誨したり、公はまた居常世人が太平の久しきに狃れて口に忠孝節義を唱道するもの多きも赤心國

此度之儀ハ實ニ神州之御國體ニモ懼リ、御家之榮辱ニモ預リ候事
故、御猛省此事ニ付、願フ處ハ、公上自今御出馬被遊、來春戰鬥之人
數ヲ被召連、土地之形勢、御巡見有之候様ニト奉存候、御本陣之地
ハ鎌倉之形勢宜敷様奉考候、何ヲ以ナレバ鎌倉之地ハ夷人上陸致シ
候ヘバ、特ニ便宜ヲ得ル處ニ候、而彼ヲシテ眞ニ戰ヲ企候ハバ、浦賀内
海ヨリハ先ツ鎌倉ヲ志シ候ト奉存候、故ニ此處ニ、御本陣御定メ嚴
重之御備ヘ有之時ハ、彼之望ミヲ破ルノミナラズ、内海ニ事有時ハ直
ニ逐テ其後ヲ攻、彼ヲシテ左支右吾、敢テ其術ヲ縱ニスル事ヲ得ザラ
シムル理リニテ候故、御本陣之場所ハ此處ヲ第一ト奉存候、
非常之人才ヲ御撰ヒ有之度事

古ヨリ明君賢主之英傑俊偉之士ヲ求ルヤ、誠ニ飢スル者之食ヲ求メ
渴スル者之飲ヲ求ルヨリモ急ニ御座候、如何トナレバ、英傑俊偉之人
ハ甚得難者ニシテ、得ルト不得トハ國家之存亡ニモ懸候事故、是ノ是
ヲ求ル如此甚急ナル事ニ御座候、然共方今人才萎衰、英傑俊偉之人ハ
一朝一夕ニハ相知レ申間敷候得共、有名之士ハ隨分可有之、或ハ經術

ヲ以テ顯レ、或ハ文章ヲ以テ顯レ、或ハ兵學ヲ以テ顯レ、或ハ武藝ヲ以テ顯レ、或ハ洋學ヲ以テ顯レ候者之類、各才之高下器之深淺ハ有之候得共、斯名アレバ必斯實アル者ニ御座候得バ、遍ク此輩ヲ天下ニ御求メ被成、共ニ武備ヲ詢謀シ候儀、專要ト奉存候、況ヤ御國中者ハ勿論、自分之尊卑ニ不被爲抱、忠心廉節才學有之者ニ候得バ、其賤ヲ顧ズシテ其能ヲ顧ミ、親ク御前エ被召出肝膈ヲ吐露致サセ、防禦之儀申上候様有之度儀ト奉存候、果シテ然ル時ハ、本藩之武備全然相備リ、諸藩モ來テ法ヲ取ハ必定之儀ト奉存候、實ニ非常之時ニ候得バ、非常之御政令爲在度候様奉存候、

御固メ場處モ御手廣之事故、人數ハ分置有之候様ニト奉存候事

相州御備場海岸實ニ御手廣之事故、數千之人數位ニ而ハ一體全備ト申アケニハ被中間敷能々御考按被爲在、要津之處エハ夫々廣狹ニ依リ、人數分撒被致置、寸暇ナク相守居候儀、肝要ト奉存候、其共何レ不足ナル處ハ、其處之農民ヲ以御増補有之候様奉存候、然共農民ニオイテハ武事不心得之事故、尤強剛ナル者ヲ撰擇シ、始之中ハ各日位ニ武術

修練爲致候様可有之、カ様相成リ候時ハ、綱練之日丈ハ彼等モ田野耕耔モ相成リ不申故、或ハ年貢ヲ御減ジ被成候カ、又其日々々御雇ニ相成リ候カ、何卒彼之馴伏致シ候様御取扱有之時ハ、御恩ヲ感ジ十分精力ヲ盡シ御用ニモ相立候ト奉存候、況ヤ數代土著之者ニ御座候得バ、父母ノ地ヲ賊夷ニ侵掠被致候事故、上ヨリ御諭ニヨリ候而ハイカ程モ奮興仕候ト奉存候、又一ニハ土地之形勢モ能熟得致シ候故、旁以宜敷ト奉存候、

御備場中御合圖之事

相州御固メ場處モ御手廣故、一定之御相圖無之候而ハ相成不申、然共彼之船ハ迅速故、人ヲシテ警ヲ報セシムル之間暇有之間敷、故ニ能土地之形勢ヲ見立、炮烟ニテ御備場中是ヨリ彼エ告、彼ヨリ是エ告候様相圖被仰付候様ニト奉存候、

器械速ニ御修造有之度事

來春米夷渡來モ豫知レ候得バ、何卒速急ニ器械之御修造無之候而ハ相成リ不申、然處世上銅錫モ少ク様子ニ御座候由、乍恐先御廟堂之

銅器御遠用之物ヲ始トシテ、御兩國寺社鈞鐘半鐘已未伊奴ナドノ銅器ヲ當分御借上被成、銃砲之御鑄造有之候様奉祈候、且又器械ハ古制モ御座候得共、先ツ時之變動ニ依リ、輕便ニ相成候物ヲ御用イ有之候様奉存候、臣竊ニ承リ候ニ、紅毛人幕庭エ差出候萬邦之風說書ニ、亞米利加州ヨリ來春數十艘餘之軍艦ヲ差向候様ニ而修幅仕候ト申事ニ御座候、實ニ以今夏浦賀之花技位デハ、彼ガ器械ニハ中々以難敵候故、時日不移速ニ御修造有之候様ニト奉存候、然シ勝敗ハ器械斗リニ而ハ無之候得共、海戰海岸守禦野戰何レニ御座候而モ、器械不足ニテハ十分ノハタラキハ無覺束候ト奉存候、

御策略御定有之度事

兵ヲ用ユル之法、必豫メ定ムル之策略アリ、策略之豫定不仕候而泛然事ニ臨ムトキハ、ナニヲ以敵ヲ防ギ可申哉、今謹而之ヲ思イ奉ルニ、海戰之策略アリ、海岸守禦之策略アリ、陸戰之策略アリ、此三策略ニ隨而各異同有之申候、海戰之御積リニ御座候得バ、大軍艦ハ間ニ合兼申候得共、狹小ニ而モ堅牢之船艦御修造被仰付、浦賀海上ニ而モ凡大炮小

銃之打方ヲ操練被仰付候様有之度儀ト奉存候、何程屈竟之士モ風波ニナレ不申ル時ハ、船上之働左支右吾致シ、漁父蟹丁ニ及バザル事遠ク、何ヲ以大炮小銃ニカ、リ照準打放各其式ニ叶フ事ヲ得可申ヤ、又海岸守禦之御積リニ御座候得バ、火急ニ砲臺エ架スベキ之巨砲ヲ鑄造有之、海岸之砲車ヲ御造リ有之、又其打放之式ヲ習練被仰付候様ニト奉存候、陸戰之御積リニ御座候得バ、急ニ西洋野戰砲隊之制度ヲ斟酌シ、更ニ本邦短兵騎兵之練ヲ精々致シ不申候而ハ叶イ不申候、若又三ツ之事ヲ兼ント之事ニ候得バ、三ツ之策略ヲ兼不申候而ハ相成不申候、或云戰之事ハ臨機應變豫定スベカラズ、何ゾ三策略ヲ定ムルニ可及哉、臣竊ニオモヘラク、是兵法ニ通ゼザル者之遁辭ニシテ、人ヲ致シテ人ニ致サレズト申言ニ解ザルト申者ニテ、我果シテ能人ヲ致ストキハ、戰之地ヲ知り、戰之日ヲ知ル、何ゾ三策略ヲ豫定不仕候而善ト可申哉、

右之條々固ク平常之策略ニシテ、嗚呼ガマシク申上ルハ、思召ノ程モ恐レテ、ク候得共、愚ヲ顧ミ罪ヲ恐レ口ヲツグンデ傍觀スルハ、臣之

深ク耻ルトコロニシテ、故ニ存意之趣、逐一及措陳候、若其云之過當ヲ以斧鉞之誅ヲ蒙リ候モ、臣之敢テ辭セザル所ニ候、以上、
之に據れば、公は藩主自ら出馬して、成兵を親閲し、警衛區域の地勢を巡視し、且つ人材を選抜して防備の術策を謀議せんことを欲し、また將士の部署、警報の施設、武器の修理等を急務となし、更に用兵に關して豫め海戰、陸戰、海岸守備の三計略を定めざるべからずとなせり。

○安政元年
神奈川條約
松陰米艦と投ぜんとす

長藩既に相州警衛の幕命に接するに及び、藩主は使を急馳して藩政府に之が準備を議定せしめ、且つ在府の邸吏をして諸士並に文武就業中の壯年子弟を選び、豫め出成の命を傳へしむ、翌安政元年正月、米國使節ペリー軍艦六隻を率ゐて浦賀に來り、通商貿易を幕府に要請す、幕府米使の請を防遏すること能はずして三月三日遂に長崎の外下田宿館開港のこゝを約す、世に所謂神奈川條約是なり、曩に松陰の長崎に赴きしも露艦已に去りて空しく江戸に還りしが、米艦の來れるを聞き、同藩金子重輔と相與に之に投じて海外に遊ばんとす、是月五日、同志來原良藏、熊本藩宮部鼎藏等を一亭に會して其志を告げしが、衆皆之を壯とし

長藩相州警衛の部署

て賛す、松陰乃ち重輔と相携へて下田に至り、二十七日小舟に搭乘して之に近づき、遂に其艦梯に上る、然るに米人之を拒みて敢て納れず、松陰已むこゝを得ず、幕吏に自首して縛に就き、尋で江戸傳馬町の獄舎に拘せられしが、象山もまた之に坐して囚はる、初め松陰の米艦に投ぜんとするや、公窃に來原良藏に謀り、小舟を求め之を助けんとして其意を告げしが、松陰禍の及ばんことを恐れて之を辭す、尋で公は良藏等と共に相州警衛地に赴くに及び、會、松陰の拘禁せられしを聞き、之を救濟せんことを企てしが、遂に果さず、更に諸友と共に釀金し同志土屋矢之助矢之助の事本編第四章に詳なりに托して之を遺る、是に於て幕吏公及び良藏等を疑ひ、爲に累を及ぼさんとするの虞ありしが、幸に免ることを得たり。

幕府既に米國と神奈川條約を締結せし以來、警衛の急また益、迫る、藩主乃ち老臣益田越中後の彈正を召して先手總奉行に任じ、且つ曩に江戸集合の諸士を以て編制したる隊伍正月十二日出陣の要ある時は其六伍を以て從衛中に充つ、公は其從衛のの部署を定めしが、三月十三日更に全員を分ちて二となし、其一をして警衛地向はしめ、其一をして江戸に留まらしむ、是日

公宮田陣營に赴く

英國軍艦來る

露國の水師提督フチャイチン來る

豆相の地震

公露人の造船を視察す

公もまた警衛地出張の内命を受けたり、警衛地には其陣營を原宮田及び三崎の三所に置き、漸次各營に兵士を差遣し、二十五日越中は宮田陣營詰の一部を率ゐて其途に上る、越えて二十七日公再び江戸を發して出衛すべきの命に接し、是日宮田陣營詰の殘員と共に陣地に着せり、宮田の陣營は其地形浦賀三崎の中央に位し、海陸交通の便ありて茲に牙營を置き、兵員凡そ百二十人なりしが、久しく練磨せる先鋒隊の粹を抜きて派遣したるものにして、公もまた之に加はりたり。

神奈川條約訂結の後、英國軍艦四隻長崎に來りてまた通商貿易を乞ひしかば、幕府は箱館長崎に於て薪水食料を給すべきを約す、實に八月二十三日なり、是より先露國の水師提督フチャイチン長崎を發し、樺太に向はんとして果すこと能はず、更に大阪灣に入りて請ふ所あらんとせしが、幕吏之に應接して下田に廻航せしむ、フチャイチン乃ち大阪を發して下田に入る、翌十一月伊豆相模の地大に震ひ、津浪また起り、露艦フレガット、ジヤナ號之が爲に破損して遂に沈没す、幕府乃ち伊豆の戸田浦に造船所を設けしめ、船材船工を給與してスクネール形の船二隻

を造らしめしかば、諸藩往々人を遣はして其技を觀せしむ、公もまた之が狀況を視察せんとし、同志中村百合藏と共に宮田の陣營を發して之に向ふ、其途次箱根を踰えんとし、偶關札を携へざりしを以て、二人大に關吏に苦しめられしが、辛うじて通過し、其夜蓮臺寺村に泊して翌日下田に到る、當時幕府を始め有力の諸侯概ね造船に注意し、之に着手せるものありしが、技術頗る幼稚にして而も造型なほ臆測に出づるもの多く、會竣功するも其船體奇形にして殆ど實用に適せず、是に至りて邦人親しく外人の技術を觀ることを得て、我が國洋式造船の發達を促せり、後年長藩の軍艦製造を創規するもの蓋しまた茲に濫觴せるなり。

第四章 壯年時代の修養(其二)

安政元年公の義兄文讓藩命を以て既に江戸に在りしが、九月公宮田の戌營より江戸に出づるに及びて之を訪ひ、互に懽晤して去る、是月文讓病んで遽に歿す、公之を聞きて大に悲歎し、其出府して看護し得ざりしを遺憾となし、且つ深く和田氏のことを顧慮し、將に明年を以て一旦

○安政元年公の義兄文讓歿す

歸國せんことす、依りて、十月八日書を妹治子に與へて之を告げ、自ら注意して其姉文讓の後妻に順ひ、益、勉強せんことを戒めたり、即ち其書中に「兄様御事江戸ニオイテ死去被遊候段、昨晚到來有之、大ニオドロキ愁傷イタシ參ラセ候、兼々ノコト故、御病氣ノ御様子モオソク承リ、出府モ出來不申故、御看病モ不申上、誠ニ々々残念至極ニ存ンジ參ラセ候、御到來有之候ハ、オマ衛様嘸々御愁傷ト存ンジ參ラセ候、私先月參リ候節ハ到而御機嫌、ヨク有候故、ナニゴ、ロナク御別申候ガ、今ニ而ハナニヤラカヤラオンナゴリオシク存ンジ參ラセ候、オマ衛様モコレヨリイヨ々々自分ニ自分ノ氣ヲ付、ヨク姉様ニシタガイ御シンボフ被成候事第一ト存ンジ參ラセ候、アタシ事モ鳥渡歸リ度候得共、シンテイニハマカシ不申候得共、イヅレ來年中ニハ鳥渡歸度存ンジ參ラセ候」云あり、翌二年公は賜暇の日なほ多きを以て、再び出でて益、修養せんことを欲し、三月六日之を藩政府に請ひて許され、宮田の陣營を發して江戸に出づ、偶、疾あり、歸國して之を養はんことし、遂に意を決して其途に就き、四月十日萩に歸る、幾ばくもなく其疾癒ゆるに及び、船艦製造の術を修め且つ泰西

○安政二年
公の歸國

吉田松陰の送序

送桂生序

漢有博士孫言匈奴親其御
史大夫張湯舉韓泰侯也曰
吾使生居一郡能無使虜人遊乎
曰不能曰居一縣對曰不能復曰
居一障間曰自度韓窮且下吏
曰能於是遂山東傳至月餘旬
以斬山頭而去吾讀史至子決未
嘗不掩卷慨然自嘆也凡天下之
事通運勢為易數形勢為難西
等略為遊秦功業為勞書生租
心不思難易不計遊秦聞其言
論洋、滴耳典之微職任之瑣事
一敗塗地為人笑者非獨然也昔
在桂生至郡武人也遊方四年一
歸復行有期致書告別書因
書所以自嘆者以贈之額
桂生其人非吾生也使之兼傳
不至如秋上之失措審矣雖然
未必無者乎決也

吉田松陰撰錄

りよに罪の入授糧米陰松田吉會、すといんか赴に月江に將てひ請を許藩び再、び及にるゆ慮、がしり歸に萩て以な疾公月四年二政安
おりせに壯を行其て以、り送を公てり作を序の此き聞を之、がしり在中獄て



中島三郎助肖像

再び關東
に遊ぶ

松陰を訪
ふ

松陰公の
成熱に驚
く

松陰公を
送る

浦賀に到
る

の軍學を講究せんとして、之を藩政府に稟請す、藩主其請を容れ、劍術修養中の傍ら軍學を研究し、兼て船艦製造の技術をも講習せしむ、是に於て公は更に書を藩政府に致して關所通過の鑑札を請ひ、翌五月從者二人を伴ひ、再び萩を發して關東に向ひたり。

是時に方り吉田松陰既に米艦投入の罪を以て、萩に還りて野山の獄に在り、公の歸萩するや、竊に松陰を訪ひ、江戸に於ける芝新錢座築地講武場等の武技日に隆盛に趨ける狀を語り、且つ公自ら萬死を誓ひて益、勉勵せんことを陳ぶ、松陰公を見ざる周年、其志格の揚れるに驚く、即ち其日録に「小五郎ニハ一年計隔テ、相對致シ候處、所謂居ハ體ヲ移スモノカ、餘程人物見揚ケ候物ニ成リ、小生ニ於テ何カ少シハ恐ヲナシ申候」と見えたるは、蓋し是時なるが如し、尋で松陰書を公に與へて示諭する所ありしが、將に出萩せんことを聞き、更に之を送るの序を作りて其行を壯にす、實に五月七日なり、既にして公萩を發し、二十三日大阪に入りて稽留する數日、砲術家本多爲助、岡村貞一郎等を訪ふ、偶、痢を疾む、ここ二旬、尋で大阪を發して六月二十九日相模の浦賀に着す、時に船大

中島三郎
助に師事す

工藤井勝之進及び藤藏の二人既に藩命を帯び來りて公の到るを俟つ
 こと久しかりしが、茲に於て造船研究のこゝを謀議す、依りて公先づ幕
 吏中島三郎助に面晤し、浦賀に來りし事情を告げて其志を語り、之に師
 事せんことを請ふ、三郎助は字を永胤といひ、世々下田奉行の與力なり
 しが、夙に防寇の急を念ひ、蘭學を修めて火技を習ひ、また軍艦操縦法の
 蘊奥を究めたり、後、幕府の軍艦操練教授となり、更に軍艦頭取に進む、三
 郎助の始めて公を見るや、先づ船艦製造の書を得て精讀研究すべきを
 教ゆ、公乃ち浦賀奉行の屬僚東條英庵によりて舶來の書を求め、試に船
 艦の模型を製作せんことを、英庵は長藩の老臣毛利筑前の臣にして、初め
 藩政府に仕へて醫を業としたりしが、蘭學に通ずるを以て幕府に徵さ
 れ、此の頃浦賀に在りて専ら有志の士に教授す、後、蕃書調所軍艦操練所
 等に勤仕し、終に醫業を廢して名を禮藏と改む兵學者となる、公の三郎助に會見
 するに至りしは、蓋し英庵の周旋與りて力ありしなり、是より公は三郎
 助に寄食し、鹽物の納屋に僅か二疊半の座を設け、之を居室となして日
 に修養に努め、また三郎助を介し、勝之進、藤藏二人をして船大工棟梁勸

公の苦學

右衛門に従ひて造船の術を修めしむ、當時の狀況につき、公が松陰に報
 ぜし書の草稿あり、其書中に、私於浪華痢ヲ病ミ大ニ難儀仕候處、思之外
 早ク快氣仕、過日十七日夜出立、廿九日當地エ着仕候、其後大工之趣モ不
 承、旅中大ニ心急候得共、始終少々不快ニ而不任心底、今以全快不仕、込入
 申候、然處大工ハ十三日當地エ着仕候而、只様待兼、御手大工庄之進方一
 應中島エ面會仕候由故、私朔日ニ中島エ參リ三郎助ニ面會仕、悉細之趣
 談候處、引請振モ至而宜敷、彼ノ論ニモ何レ日本ニ而製造致シ候得バ、宜
 キ書ヲ得而研究致シ候ヨリ外ハ無之候事故、東條モ參リ候ハ、且而米
 ヲリ舶來致シ候製造書悉敷相調べ、雛形ヲ先ヅ造リ立候積リニ御座候
 故、一々是等之事申付候様申候、其中伊豆ニ而スクウネル製造有之候故、
 此方エモ遣シ候様申候、其故私モ中島エ寄食仕度由之處、引請モ至テ宜
 敷、二疊半程ノ鹽物固屋有之候故、座ヲ張吳候様申候、二三日中ニ込込相
 成候ト奉存候とありて、其修養の意志堅固にして酸辛苦楚を覺悟せる
 こと想知し得べし。

公長崎に
赴かんとす

是年六月和蘭國王より幕府に贈れる蒸氣船及び小銃等長崎に到る、

藩政府公
に長崎出
張を命ず

幕府乃ち中島三郎助等を長崎に遣はし、蘭人に就きて汽船の操縦並に航海術、砲術等を質さしめんとす。公之を聞きて以爲らく、三郎助浦賀を去らば、一時空しく修業を中止するの已むなきに至るべし、寧ろ其一行に加はりて長崎に赴き、汽船の操縦等を實地に視察せば、利する所頗る多かるべしと、乃ち勝之進と相與に三郎助に従ひて長崎に往かんことを藩政府に請ふ。時に八月十一日なり、當時藩政府は既に西洋船艦の便益を知り、之が製造充備等に關して大に注意する所ありしを以て、直に公の請を容れて勝之進と共に長崎に赴かしむ。斯くて勝之進は三郎助に従ひて長崎に到りしが、公は遂に赴く能はずして獨り浦賀に留まりしが、十月藩政府更に學資を給與して益、其修業に勉勵ならしめたり。藩政府また三郎助が懇切に公及び勝之進等に造船術を傳授せしを徳とし、且つ長崎へ差遣せし松島瑞益後ち剛藏等の之に頼りて便宜を得んことを慮り、白銀十枚、羽二重貳疋を與へて謝禮となさんとし、乃ち之を金千疋に代へて瑞益及び福原清介の長崎に赴くに托し、長崎聞役をして三郎助に贈らしむ。然るに三郎助辭して受けざりしかば、後、藩政府は遂に

造船實況
を視察す

三郎助の家族に之を寄贈したり、曩に露人は戸田浦に於て歸航の造船に着手せしが、其竣功を俟たず、是年亞米利加の商船に便乗して漸次に歸國し、使節フチャイチンもまた去れり、幕吏乃ち其後を受けてスクーネル形の船數隻を作りしが、其工事もまた將に終を告げんとす。藩政府乃ち浦賀の臣秋良敦之助を戸田浦に遣はし、同十一月更に公を出張せしめて造船及び操縦の實況を視察せしむ。公、藩命に接して直に浦賀より商船に乗じ、下田に上陸して戸田浦に至る。時に列藩或は此の機に乗じ、戸田浦の船大工を聘備して各自に軍艦の製造を圖らんとし、公もまた藩政府に建言して其船員を雇ひ、スクーネル形の船艦製造に従事せしめんことを請ひたり。是に於て翌安政三年、藩政府はスクーネル形船一隻、端艇一隻を製作するの議を決し、船工高崎傳藏及び戸田浦の船大工を招聘して造船に従事せしむ。是より長藩は、萩小畑浦の惠美須岬に造船所を開き、始めて洋式の船艦製造に着手す。傳藏は幕府海防掛本多越中守忠徳泉藩主の臣にして、船艦製造の術に長じ、戸田浦工事にも参加して之に助力したり。既にして端艇先づ成り、尋で母艦スクーネル形も

○安政三
年長藩の製
艦

公蘭學を修す

竣功し、是年十二月進水式を舉行す、後の丙辰丸是れなり。
 公は既に浦賀及び戸田浦に於て船大工を督勵し、船艦製造の技術を習學せしめ、自らもまた之を研究せしが、更に蘭學を修めんとして江戸に出で、齋藤塾に寄宿して手塚律藏の又新塾に通ひたり、律藏は周防熊毛郡の人にして、夙に長崎に赴きて蘭學を研鑽し、また西洋の海軍術を練習したりしが、後、江戸に出でて家塾を本郷に開き、専ら業を子弟に授く、安政三年幕府に召されて東條英庵と共に蕃書調所の教授方となりしが、當時、西周、神田孝平などまた律藏に師事せり、孝平は美濃の人にして、嘉永二年江戸に出でて漢學を學びしが、後、杉田玄白、伊藤玄朴に従ひて蘭學を修め、更に又新塾に入れり、公の通學するに及び、律藏之が教授を孝平に懇囑し、公は専ら歩兵調練の書を讀みたりしが、幾ばくもなく又新塾を辭して去れり、既にして公が曩に藩政府に請ひし所の修業の期日將に盡きんとするも、其業未だ半ならず、是年六月、公は書を藩政府に致して更に一ヶ年間の延期を請ふ、八月、藩政府、公の請を容れて更に修業の暇を延べ、且つ稽古料を給して官費生たらしめたり、斯くの如く、

修業延期を藩政府に請ふ

藩政に留意す

公は時勢の推移に鑑みて文武の修養殆ど閑日なかりしが、また常に藩地施政のことに深く其意を留めたり、是年四月、藩政府刷新を圖りて益田、彈正前田孫右衛門等を登庸するに及び、遠邇其人を得たるを稱揚して之に悦服せざるものなし、公之を聞きて大に喜び書を同志土屋矢之助に送りて、長藩現時の急務は民心を收攬して益、國力を培養し大に士氣を作興するに在るを陳述せり、矢之助は名を根、字を松如といひ、號を蕭海といふ、其人と爲り敏慧にして議論に長じ、また文章を善くす、夙に吉田松陰に交はりて其誼厚く、公より長ずること四歳なりしが、公の幼時また之に就きて文を學びしといふ、是時公の妹治子なほ家に在りて婚せざりしかば、矢之助公に請ひて之を來原良藏に妻はす、良藏は字を盛功といひ、幼時松陰に従ひて學びしが、其人と爲り豪俠にして一藩のものに重んぜられ、松陰もまた之を尙びたり。
 是より先嘉永四年、松陰の東遊するや、鳥山新三郎等と共に文武の道を講究し、後、再び江戸に出で毎に其宅に投じて互に時事を論議せり、新三郎は漢學に長じ、號を義堂といひ、また雀齋といふ、公もまた土屋矢之

實妹治子に來原良藏に嫁す

鳥山新三郎に交はる

助來原良藏と同じく之に交はる、是年偶、新三郎疾あり、松陰之を聞きて大に憂慮し、同藩士久保清太郎後ち松太郎と改むをして之を訪問せしむ、而して十月新三郎遂に歿す、公乃ち清太郎及び常陸の人櫻任藏名を一雄字を飛卿といひ、號を月波山人と等に謀り、爲に墳墓を修築せんとして之を矢之助に報じ、清太郎もまた之を松陰に告ぐ、松陰なほ萩に在りて其生家杉氏の一室に幽居して謹慎し、未だ他人と通信すること能はず、因りて五月二十四日家兄修道即ち梅太郎の名を以て書を清太郎に送らしめ、公等の厚情に服し、舊友に謀りて墳墓修築の費を醸出し、之を公及び清太郎に送りて其舉を援け、且つ碑文を盛岡藩儒江幡五郎後ち那珂通高に撰ばしめたり、松陰また其米艦投入のことに坐して、佐久間象山が藩地信濃松代に幽閉せられしを憂悶して措く能はず、曾て書を藩政府員坪井九右衛門に與へ、幕府に懇請して象山の禁を緩宥せんことを説きしが、幾ばくもなく九右衛門罷られしかば遂に行はれず、後、また書を久保清太郎に寄せ、公と相謀りて窃に幕議を探聞せしめしが、安政四年十月更に書を公に送り、老中松平伊賀守忠優上田藩主に呈書して、象山の爲に其幽囚を赦免せんことを請は

松陰佐久間象山の久幽閉を解かんとす

○安政四年

しめたり、是れ松陰が曾て上田藩櫻井純藏、恒川八郎に交はり、忠優の人と爲りを聞き知りしを以て公をして之を忠優に説かしめ、以て其幽閉を救解せんことせしなり。

諸藩の請に應じて、劍術を試む

東北地方を遊歴せん

ハリス登城の儀衛を見る

公の齋藤塾に遊びて其塾頭たりし以來、名聲漸く高くなりしかば、安政元年大村藩主大村丹後守純熙公を招きて其藩士と劍術を闘はしめしが、壬生藩主鳥居丹波守忠舉もまた之を觀んことす、公乃ち齋藤彌九郎と共に壬生藩邸に到りて劍術を演じ、翌四年二月再び大村藩の招きに應じ、其邸に赴きてまた劍術を試みたり、尋で七月、公は全國の風土人情を探りて其大勢に通ぜんことす、雄圖を抱き、先づ奥羽、松前、箱館等東北地方を巡歴せんことす、彌九郎大に其志を賛して爲に之を藩政府に請ひたり、而して公もまた關東修業の期また將に盡きんとするを思ひ、更に二百日の賜暇を得て遊歴の志を果さんことし、之が延期を藩政府に乞ふ、是時に當り、米國總領事ハリス來りて將軍徳川家定に謁見せんことを請ひ、幕府之を辭拒すること能はず、遂にハリスをして將軍に謁見せしめんとし、其登城を江戸の諸侯及び麾下の士に告げて之を警衛せしめ

たり、彌九郎父子以爲らく、外人の登城は古來稀有にして諸侯警衛の儀仗を觀るまた斯道の爲に裨益する所少なからざるべし、宜しく公をして之を觀せしむべしと、乃ち書を藩政府に致して姑く公を在府せしめんことを請ひて其允許を得たり、然れども之が爲に公が東北地方を歴遊せんとしたりし志は、遂に果す能はずして寢みたり、翌五年正月徳山藩主毛利淡路守元蕃、公の劔術大に進めるを聞きてまた之を觀んとす、公其邸に出でて技を演んぜんとし、之を藩政府に請ひて許され、元蕃の邸に赴けり、曩に公は高遠藩主内藤駿河守頼寧の請に應じて其藩士に劔術を教授せしが、是年春自ら信州高遠に至る、偶、頼寧國に在りて公の遠く來れるを喜び、老臣と共に大に歡待して物を贈る、是より公また其名を高遠藩士に知られ、同藩士高橋敬十郎の如きは、齋藤塾に於て公に交はりたり。

藩政府は海外の形勢に鑑み、蘭學の研鑽を必要となし、是年三月江戸櫻田邸内に於て蘭書會讀の講筵を設け、毎月三回東條英庵及び坪井信友、竹田庸伯等をして相與に之を講究せしめ、且つ新來の書を翻譯せし

○安政五年
徳山藩邸に劔技を演ず

信州高遠に赴く

蘭書の會讀

竹島開拓の議

公竹島開拓に周旋す

む、時に公は修業の期、五月下旬にてまた將に滿たんとするを以て、更に二百日の延期を藩政府に請ひて許され、四月八日始めて蘭書の會讀に参加せしが、爾來益、其修業に勵みたり。

此の頃長府の人に興膳昌藏なるものあり、世々醫を業として奇行多く、また竹島開拓のことを企畫す、竹島は即ち朝鮮の鬱陵島にして竹島及び大坂島松島の總稱なり、島中人跡稀なるも、良材多くして沿岸頗る鮑魚に富む、吉田松陰之を聞きて大に其舉を賛し、幕府に請ひて之が許可を得、他日長藩が朝鮮滿洲に臨むに方りて其資となさんとす、偶、是年二月久坂玄瑞東遊の途に就く、玄瑞は藩醫玄機の弟にして夙に松陰に贊を納め、高杉晋作と共に門下の双壁と稱せらる、松陰、玄瑞に托して書を公に寄せ、竹島開拓の幕許に盡力せしめ、且つ上田藩櫻井純藏、恒川八郎の二人を介して玄瑞の佐久間象山に師事せんことを周旋せしむ、尋で松陰再び書を公に送り、竹島開拓の意見を陳べて、將來航海雄圖の資たらんことを言ふ、然るに公は事重大なるを慮りて姑く措きしが、後、藩政府員長井雅樂もまた之を説くに及び、村田藏六後ち大村益次郎と共に幕府に

請願せんごし、萬延元年六月大目付久貝因幡守正典また江守に之を謀る、正典其説に同せしが、事勘定所に屬するを以て之が由を公等に告ぐ、公乃ち山口采女山口丹波守の妹に依り、勘定奉行山口丹波守直信を訪ひて之が内意を請ふ、直信また其議を賛せるも、老中の内命に出づるか、或は長藩の請願にあらざれば議に付しがたきことを察して之を公に諭す、時に關宿藩主久世大和守周廣老中たりしが、七月二日公は更に久世右馬吉久世大和守の姻戚を介して周廣の邸に赴き、竹島開拓に關する意見を問ひ、且つ二人連署の書を呈して之が命を長藩に下さんことを請ひたり、周廣もまた公等の意見に同すと雖も、藩主の請願にあらざれば之を閣議に付すること能はざるに依り、藩主より更に稟請せしむる方然るべき旨を公等に傳へたり、斯くて公等の奔走盡力によりて正典等既に其意見に同じ、幕府の内議もまた之に賛するもの少なからざりしが、會藩政府より之が請願の不可を報じ來りしかば、公等爲に斡旋すること能はず、事遂に寢むに至れり。

第二編 勤王時代

第一章 出仕と歸國

嘉永五年公の萩を發して遠く江戸に遊びし以來、安政五年に至れる七年の久しき間は、其修養時代にして絶倫の精力と自彊の精神とを以て堅忍不拔よく和漢洋の學術を修めしも、殊に奮勵したりしは武藝に在り、然れども公は啻に武藝の熟達をのみ冀ふものにあらず、之に因りて汎く諸藩士に交際し、其心膽を練磨し、其識見を宏博にすることに努力したり、此の修養時代に於て海内の形勢大に推移し、志士尊王を唱へて攘夷を説き、王政復古の機運漸く其萌芽を發したりしが、今や公は藩廳に仕官して多年苦刻修養したりし蘊蓄を披瀝して藩主を補翼し、依りて以て維新回天の偉業に裨補する所あらんとせり。

安政五年二月老中堀田備中守正睦佐倉藩主上京し、米國との通商條約に調印せんことを朝廷に奏請せしより、世論日に紛囂にして物情頗る騒

○安政五年
公將に勤王
事とす

大檢使に
任ぜらる

内藤頼寧の就職を贈る物を

和田氏の死の僕友藏の

然たり江戸長藩政府藩地政府を國相府といふは、形勢を察知して不測の事變に對しまた行相府と稱すの勃發せんことを憂慮し、豫め公等に令して緩急の徵召に應ずべきを告げたりしが、八月十日公は平田新九郎に代りて大檢使役に任ぜられ江戸櫻田邸の番手を命ぜらる、是れ實に公が就職の始となす時に年二十六、大檢使は藩主秀就大照の時に置かれ、其掌る所は矢倉方江戸邸内の金穀出納及び諸工事諸需用品の管する金穀物品の出納を檢す、また其所轄に仲取方、勘定方、作事方の諸局あり、公の就職するに及び、翌九月高遠藩主内藤駿河守頼寧之を聞き、齋藤塾に在りて其藩士の爲に曾て劍術を教練せし厚誼に酬いんとし、公に物を贈る、公乃ち頼寧の邸を訪ひて其好意を謝せんとし、狀を具して之を藩政府に稟請す、然るに公の請ふ所、未だ曾て先例あらざりしを以て、藩政府は直に之を許して其自由に委したり。

是年八月公の實家和田氏の僕友藏死す、友藏は公の父昌景の故郷熊毛郡呼坂村の人なり、公の江戸に出づるに方り、友藏に依囑するに専ら家事を以てす、後、安政元年和田文讓歿して家に三子を遺し、其長を芳助即ち卯一郎といひ、次を直次郎といふ、直次郎の弟は公の嗣子勝三郎なり。

り、友藏性忠實にして其家事を管理し以て遺孤の成長を待つ、公の實妹治子の來原良藏に嫁するに當り、友藏また土屋矢之助に謀りて大に周旋する所あり、平生自ら奉ずること最も約にして和田家に贏財多ければ、人或は其吝嗇なるを疑ふものありしが、公は獨り信じて之を愛し、菘に永住せしめて安全に一生を終らしめんことを期したり、公の東武に在る久しくして顧慮することなかりしは、蓋し友藏の力與りて多きに居る、偶、是年國內惡疫流行して爲に死するもの多かりしが、友藏もまた此の疾に罹る、其病篤きに及び、自ら再び起つこと能はざるを覺悟し、桂和田兩氏の財務に關する諸事を處理し、終に其身上に及ぶ、一日涕淚文讓の遺孤を撫して曰く、三君の成長を見るに及ばざるを恨むと、また曰く、是より公の俗累益繁多ならんことを深憂すと、是に於て聞くもの皆宿疑を解きて更に其志を傷悲す、時に年三十九、是時良藏菘に在りしかば、直に書を公に送りて友藏病死の狀況を詳報し、且つ之を痛悼せり、初め公は友藏の病に懼れるを聞きて大に之を憂慮したりしが、其計に接して驚愕哀悼すること深く、後、之が爲に墓碑を建設せんとし、矢之助に

公友藏の墓銘を撰せしむ

歸國を命
ぜらる

歸國の途
に就かん
とす

囑して銘文を撰せしめたり。
 曩に公の大檢使に任ぜられて江戸櫻田邸の番手を命ぜらるゝや、當時番手に波多野新藏なるものあり、新藏初任にして未だ事に嫻はざるに、公もまた新に番手の命を受く、而して藩邸の事務漸く繁雜となりて之が處理に其人を要す、是に於て、江戸藩政府は移牒して之が事情を藩地政府に報じ、老練のもの一人を遣はして公に代らしめんことを請ふ、實に九月朔日なり、翌十月十三日、藩地政府乃ち更に石川庄助を江戸に赴かしめて公に歸國を命じたり、是より先安政四年の秋、公は一旦歸國せんとして既に之を其妹に報じたりしが、偶藩主東勤して江戸に着し、公もまた在府の命を受く、依りて其期を延べ、是年三月を以て江戸を發せんとせしが、また果すこと能はず、越えて六月、公再び書を義姉並に妹に寄せて九月歸國の途に就かんとするを告げ、また友藏にも其事情を報ず、其義姉及び妹に與へたる書中に「私モ九月(前年)ニ是非々々歸候ツモリノトコロ、實ニ々々無餘儀コトニ而少シ延引イタシ申候、委細ハ友藏ニ申遣シ候マ、御キ、被遣候ヨフ願上參ラセ候、誠ニ々々段々オソク相

親戚知友
の平五
郎配女
公に配
んとす

江戸を發
つ歸國
の途に

渡邊昇等
の別宴
を張る

成り一日モ早々歸り度ゾシ候得トモ致方モ無之コマリ入參ラセ候、治様何卒御氣分御用心被成候様祈上參ラセ候とありて歸國の思の切なるに共、其姉妹に對する情の深きを觀るべし。
 是年、公の年甫めて二十六、而して未だ娶らず、親戚知友のもの相謀りて同藩士、平五郎の女富子を公に配せんことを、時に富子年十七、父平五郎は當時佐波郡右田村字遠崎に住し、其子經太郎、夙に齋藤塾に入りて劍術を學び、また公と相知る所たり、既にして之が内約成るに及び、七月親戚赤川半兵衛之を公に報じ、且つ速に歸國せんことを促す、尋で公、和田氏の僕友藏の死を聞くに及び、益歸國の念を催せしが、なほ發すること能はず、會、藩地政府の命に接したれば、十一月二十六日遂に其途に上る、是時渡邊昇子の等齋藤塾中の知友、多く公の爲に宴を川崎樓に張りて之を送る、昇は大村藩志士の一人なり、夙に江戸に出で、齋藤塾に學び、また公と互に交はる、慶應年間長藩に來り、公に面晤して國事を談議せしは、蓋し舊識あるを以てなり、公、既に江戸を發し、途中大阪にて同志兒玉少介に相會して時事を談じ、海路富海に上陸して十二月十七日

山口に著
るし萩に歸

吉田松陰
家學教授
を許さる

松下村塾

松陰獄に
投ぜらる

松陰公等
の歸るを
喜ぶ

山口に着す、是より公は妻の父平五郎を訪ひ、翌十八日萩に歸りたり。
 曩に吉田松陰は幕府の譴責を獲て野山の獄に拘せられしが、翌安政
 二年一旦免されて生家杉氏に錮せられしも、なほ知友に接見するこ
 を禁ぜらる、三年藩政府は家學教授の爲に特に其門人を引見するこ
 を許せしを以て、松陰乃ち杉氏の邸内に在る小舎を其家塾に充て、遂に
 松下村塾の名を用ゐたり、斯くして松陰、憂國の念益深く、時務を論議す
 ること頗る剴切にして、而も其肺腑より出づ、門下之に鼓舞せられて英
 儁奇偉の士また輩出す、既にして幕府勅允を待たずして米國との條約
 に調印するに及び、排外の論頗る過激に趨き、藩政府の措置また其意に
 満たざりしかば、屢上書して建言し、其文章最も激烈を極む、藩政府遂に
 之を忌憚し、諭して其家に嚴囚せしめしが、松陰時事を痛論すること依
 然曩日に異ならず、藩政府已むを得ずして再び投獄の命を下す、時に五
 年十二月五日なり、會松陰の父杉百合之助疫を疾みて薨に臥し、松陰之
 に侍養せんとして數日の猶豫を藩政府に乞ひ、許されてなほ家に在り、
 松陰、公が來島又兵衛と共に歸萩したるを聞きて大に喜び、翌十九日之

公松陰を
訪ふ

公松陰に
其文を示

に書を與へて示諭し、且つ再獄の藩命を被り身なほ幽囚中なるを以て、
 二人の來りて訪問せんことを辭す、其書中に「兩君御歸省爲國家大賀
 仕候、僕モ再獄之命有之候處、不圖愚父大病ニテ未ダ赴カネ居候、併昨今
 少シハ病疾穩ニ相成掛、只今之順四五日モ致候ハ、大方目途可相立哉
 トモ被考候、左候ハ、父病ハ醫ニ托シ國事ハ兩君之處爲アルベシ、仍舊
 野山ノ囚奴ニテ學問ナド可仕候、僕等學問未熟、漫ニ天下之大計ヲ論候
 事ヲカシク候、乍併世間君子ニ似タル小人ハアリ、小人ニ似タル君子ハ
 無之候、此段御用心奉祈候、兩君七年之契濶一面仕度譯モ有之候へ共、
 僕ハ世ノ笑物、態ト御尋ハ必御無用ニ奉存候」とあり、公此の書に接して
 黙止すること能はず、越えて二十四日夜、窃に自ら松陰を其囚室に訪ひ
 て互に往事を寛話す、然れども一夕の談よく積年の心事を盡すこと能
 はざるを以て、公は更に文を出だして松陰に示す、松陰之を熟讀し、翌日
 また書を公に寄せて、其文に批評せんことを告ぐ、時に松陰は其
 父の疾稍、輕快に向ひしを以て、二十六日再び獄に赴きしが、常に公の懇
 篤を喜び、獄中に在りて屢書を贈り以て其意を陳べたり。

○安政六年
松陰藩主
の東勤を
論じて公
に意見を
求む

木戸孝允公傳

五四

翌六年正月、藩主萩に在りて參勤の期漸く迫りたれば、將に三月を以て其途に上らんことを、松陰既に時勢に鑑み、書を藩政府に出だして、藩主東勤の失計を論じ、更に參府議を作りて其不可を陳言せしが、皆用ゐられず、藩主の東上近きに及び、未だ之を諫止するものなきを見て、益憤懣に堪へず、門人岡部富太郎に書を與へて參府のこゝを陳べ、且つ其書を公に示して之が意見を求めしめたり、即ち其書中に「先日桂之需ニ應ジ贈一文候得共、受取候ヨシ之答モナシ、徳氏へ托候届ケシ共、届ケズトモ不申候頼ミ置候越侯ノ歌寫シモ不來候得バ、近日之狀態何共相分り不申候へ共、桂平日之言云吾等事ハ江家支族候上ハ忠節他人ニ抽候積リ之由、其志漢ノ劉子政ニ比スベシ、是余桂ニ心服スル所以也、陳又 江家ハ忝クモ源ヲ 天潢ニ分タレタル事ナレバ、勤王一事ハ吾藩之任ナリ、當御參府ハ又官賊分岐之辰也、此時ニ當リ一人之死罪ヲ獲、直諫スル人ナキハ殘念至極ニハナキヤ、萬一モ 主上御禪位ニ共相成候ハ、江家ノ大耻辱無此上、君辱則臣、死トハ今日ノ事ナリ、此度ノ御參府論ニ死スル人ナキ様ニテハ、他日江家再興之望ナシ、事ナラズトモ數十人重罪ヲ蒙リ候ハ、他日正義ノ

氣ヲ鼓舞シ興隆期スベシ、今ノ行成ニテ直様亂ニ及候ハ、江家ハ必滅亡スベシ、水戸杯ハ一旦事起リ候ハ、又再起ノ徵モアルナリ、日本ハ昔ヨリ柔弱國ナリ、大ハ兵戰少ク、小ハ殺伐少キヲ以テ知ルベシ、殊ニ中國最モ柔弱ト稱ス、柔弱日本ノ柔弱、中國二百年太平柔弱ノ極、有志ノ士共時ヲ待トカ、朋黨ニ成テハナラヌトカ、犬死ハセヌトカ、種々ノ辯口、扱々塗ニ塗ヲ附、猿ニ木ニ升ル事ヲ教ユル教ニハ無之哉、吾藩山田原欽已來、諫死之人アルコトヲキカズ、今人ニ云ハセ候ハ、諫死ハ皆犬死ト云ベシ、功業々々ト目ヲ付ケ候人ハ、決テ諫死ハ不仕候、併功業ハ時ニ無之而ハ不出來候、時至リ候ハ、忠臣義士デナクトモ、功業ハスルナレバ、無理ニ吾輩其時ヲ待ツベキニ非ズ候、漢土ニテ創業ノ時ヲ見玉ヘ、功臣ハ皆敵國ヨリ降參シテ來タ不忠不義モノナリ、血ヲ以テ太平ヲ買ノ論ハ服膺セリ、僕未ダ人ノ血ヲ見タル事ナク、己ノ血ヲ人ニ見セタル事ナシ、遺憾不少、桂生國事ハ旁觀ニテハアルマジ、時ヲ待ツカ諫死スルカ、御參府ハ如何ミルカ、定算何如、僕心事煩懣、言語倫次ナシ、太平之世姦賊ナキハ其國柔弱ト知ルベシ、何トナレハ太平ノ人ハ皆不忠不義ヲスル人ナ

第二編 勤王時代 第一章 出仕と歸國

五五

松陰の議
急激に
馳す

リ、不忠不義ヲ夫ナリニ見テ過ス士ナレバ柔弱ニアラズヤ、不忠不義ヲ
 的ニ不忠不義ト云時ハ不忠不義ノ人大ニ怒リ忠義ノ人ヲ罪ス、是ヨリ
 始テ奸賊ノ名アルナリ、此理桂生疾クニ承知トハ存候得共、煩瀆之餘又
 及此言也、とありて、公をして奮起せしめたり、松陰入獄以來、時事を憤慨
 すること愈、甚だしく議論頗る急激に馳すること多し、初め幕府の大獄
世に所謂戊午の大獄を起すや、名士多く其禍に懼り、門人知友松陰の難に遭はんこ
 ことを憂懼したりしが、公の將に歸國せんことを及び、高杉晋作、久坂玄
 瑞等相謀りて之に依囑し、松陰をして幕府の嫌疑を避けしむべく、斡旋
 せしむ、公乃ち之を諾して國に歸るや、松陰の叔父玉木文之進に説き、松
 陰をして其知人朋友と交を絶たしめ且つ時勢慨歎の書を他藩士に贈
 ることなからしめんことを勸む、文之進即ち松陰の兄梅太郎を遣はし
 て公の意を傳へしめしが、松陰敢て幕府の嫌疑を虞れず、却りて公の沮
 止するを忿恚して屢激論す、然れども公は衷心大に期する所あり、また
 晋作、玄瑞等に約する所あるを以て、飽まで松陰の意に反抗して之を切
 諫し、遂に他人に接し且つ文通することを止めしめたり、後、明治元年公

公松陰を
切諫す

江戸に赴く、の途中瀬田橋を渡り、偶、松陰の往事を追懐し、之を其日載に
 二十七年前余始テ到關東、踏霜而過此橋、其後曾テ不過也、風光依然、只天地
 間ノ事、千轉萬變、人世不可量、雖然余十一二ノ頃、天朝ノ衰微ヲ歎キ、幕府
 ノ驕傲ヲ怒リ、屢同藩ノ士ニ語ル、士人江戸之豪壯ヲ稱シ、陰ニ幕府ヲ推
 尊スルモノ多シ、心常不能平、稍壯年ニ及ビ、獨リ吉田松陰取我志助我志、
 其後天下ノ變動數次也、諸少年有志ノ士高杉久坂之輩、戊午之歲松陰先
 師ノ難ニカ、ラン事ヲ憂ヒ、於關東托余、今日背松陰師ノ意トモ今日ノ
 嫌疑ヲサケシメ、以テ後來ノ大策ヲ企ントシ、懇々余に説、余亦同意セリ、
 因テ余一諾シテ歸國シ、歸國ノ後專ラ松陰師時世ヲ慨歎スルノ書翰ヲ
 他國ノ朋友ニ贈ルモノヲ屢拒ム、松陰師公明正大ノ心ヲ以テ毫モ不厭
 嫌疑也、故ニ余ノ拒テ支ユルヲ怒リ屢激論ヲ受ク、余モ爲諸有志ニ松陰
 師ヲ今日ニ保護スルヲ諾シ歸國セシ上ハ、飽マデ抗論及其意他通ノ道
 ヲ絶ス、松陰師極テ不平也、其後書翰等他通ノコトナシ、と記す、また以て
 當時公が松陰の一身を深懷し、將來の大計に着想して如何に苦心せし
 かを知るを得べし、また松陰は常に來原良藏の剛直を敬す、良藏嚮に西

來原良藏の意を告ぐ

藩主の東勤

松陰江戶に檻送せらる

江戶の知友の起居を問ふ

齋藤歡之助萩に來りて公に面晤す

井汲唯一萩に來りて公に面會す

洋銃陣練習生統轄の爲に長崎に在りしが、松陰の議論急迫なるを聞きて深く之を憂慮し、公並に又兵衛に書を送りて練習生の状況を報ずる。公共に松陰の事に及び、歸國せんことをの意を陳べたり、既に三月藩主は松陰阻止の志を抱懐せるにも拘はらず東勤の途に上りしが、松陰もまた幕府の命を以て江戶に檻送せらる。時に五月二十五日なり。

公の歸國せし後、井上壯太郎、兒玉少介、梅地央徳山藩士なり、前年江戶に出で、月再び徳山侯に從ひて江戶に出づ。等の知人朋友、江戶より常に書を送りて公の起居を問ひ、或は齋藤塾の形態を報じ、齋藤彌九郎もまた書を寄せて長藩士勤勉の状況を告ぐ、偶、彌九郎の二男歡之助萩に至りて公に面晤せしが、幾ばくもなくして歸途に就きたり、歡之助は肥前大村藩主大村丹後守純熙に聘せられて其祿を食みしが、劍術修業の爲に門人十數名を從へて是年三月江戶を發し、萩に赴きて公に面會せんことを、壯太郎、央等書を公に送りて之を報じたりしが、四月歡之助來るに及び、公は藩政府の允許を得て之に面接したり、歡之助に前後して作州の人井汲唯一、また萩に來りて公に會晤せんことを、唯一は津山藩士なり、曾て齋藤塾に入りて劍術を學

村田藏六來りて公を訪ふ

公深川温泉に疾を養ふ

びまた公と交はる、是年三月修業の爲め、門人岩田眞五、左衛門等を隨へて萩に來り、長藩劍術の師範家平岡馬來、北川内藤の四氏を歴訪して、武技を演ず、適、公の萩に在るを聞き、切に之に面せんことを望む、公もまた之が爲に藩政府に請ひて面接す、公の再び江戶に出でし時、竹島開拓第一のことに關して相與に幕吏に交渉したりし、村田藏六もまた此の頃萩に來りて公に面會したりしが、幾ばくもなくして去り、途中宇和島に赴きて江戶に出でたり。

斯くして公の萩に稽留せること數月、志士の來訪せるもの多かりしが、偶、微恙あり、醫師の勸告に従ひ轉地して之を治せんことを、五月萩を發し、大津郡の沿岸を歴遊して、深川の温泉に到る、是より後、公の屢、深川の勝地に遊ぶに至りしは、蓋し此の時を以て始とす。

第二章 出府と有備館の矯正

附長藩士の海外留學

公の深川に在りて疾を養ふこと、已に六旬、健康全く舊に復せしかば

○安政六年

江戸番手を命ぜらる

江戸麻布邸詰を命ぜらる

萩に歸る、會藩政府公に再び江戸番手を命ぜらず、是に於て公は安政六年九月東上の途に就き、先づ京都に入りて留守居役福原與三兵衛に面會し、尋で十月十一日江戸に着し麻布藩邸詰を命ぜらる、是より先吉田松陰の東送せらるゝや、公は湯治中に之を聞きて大に驚愕悲歎したりしが、また奈何ともすること能はず、尋で六月松陰江戸櫻田藩邸に入り、翌七月始めて幕府評定所の鞫問を受け、傳馬町の獄舎に投ぜらる、爾後幕府の糺問を受くること二回、十月二十七日遂に死刑を宣せられ、即日千住小塚原に於て斬らる、公乃ち門人飯田正伯、尾寺新之允、伊藤利輔後の公に爵博文に謀り、其遺骸を收めて之を同地回向院に埋葬し、後、數日を経て墓石を建て、之に松陰二十一回猛士の八字を刻す、來島又兵衛藩地に在りて松陰埋葬の報に接し、公等の爲す所に感じ、十一月二十七日書を寄せて後事を囑し、爲に莊嚴なる墳墓を建設し、其名を不朽に傳へんことを陳ぶ、其書中に「義卿一件ニ付而ハ、飯田尾寺不容易周旋感心之儀、御座候、早速ニ榮太郎後ち吉田稔鷹ヲ以松下塾エ相通ジ候、箇様之御取行ニ相成候而ハ、實ニ御互ニ當惑之次第ニ御座候、於爰元モ松下塾之一統ハ不及申、有志之面々

吉田松陰刑せらる
公等松陰の遺骸を埋葬す

愁傷不能筆紙盡候、御推念可被下候、跡形付之終末ニ付而モ不容易御配意被成候段、誠ニ奉感謝候、飯田尾寺兩氏へモ御序之刻宜御致聲御頼申上候、前田來原モ着懸承知之上ハ、嘸當惑可致ト致推察候、此上ハ別ニ致方モ無之、墓ナリ共立派ニ築立、赤穂義士ニ不劣後世其名不朽様致度事ニ御座候、ごありて、當時松陰の門人及び有志の痛憤せし狀を知るに足るべし。

有備館用掛を命ぜらる

入江杉藏に投ぜらる

是年十一月公更に有備館用掛を命ぜられて櫻田藩邸に移る、有備館は天保十二年村田清風の建議によりて櫻田邸に設置し、江戸在番士の爲に文武を修養せしむる所たり、其學科には經學、國學、兵學等の諸目ありて、講堂の外に射圃、馬埒及び劍槍試合の場あり、館名は幕府の儒官林述齋の撰ぶ所にして、熊本其他諸藩士の往々爰に來りて武技を演じ、其名世に顯はる、公の拜命せる用掛は一に塾長ともいひ、有備館の長官にして文武講習の諸生を督勵するを任こす、また別に舎長なるものありて、専ら諸生の進止を監視したり。

是より先入江杉藏後ち九一は、其師吉田松陰の志を承けて藩主東勤の

公等入江
杉藏の爲
に斡旋す

駕を伏見に要せんとし、大に畫策する所ありしに捕へられて藩地の獄に投ぜられしかば、松陰之を憫みて救解せんことす。時に公なほ國に在りて同志に之を謀りしが、其江戸に出づるに及び、佐世八十郎後ち前岡部富太郎書を送りて杉藏の爲に盡力せんことを請ふ。會、公疫に罹りて病中大に之を苦慮せしが、快癒するに及び、爲に周旋せんとして萬延元年正月、八十郎、富太郎に復書し、其意を告げて二人の江戸に出でんことを促したり。斯くて公等斡旋する所ありしが、後、藩政府は遂に杉藏の獄を免ぜり。

○萬延元
年上己の變

是年三月三日、大老井伊掃部頭直弼水戸藩士の爲に櫻田門外に於て要殺せらる。世に之を上己の變といふ。是より都下の諸侯各戒心し、有備館諸生もまた相謀り、藩主の登營に方りて其儀仗外に在りて陰に之を警衛せんことを請ひて許さる。四月、公更に大納戸武具、其外軍用諸器械の調査を命ぜらる。大納戸は明曆年間之を置き、藩主歴代の調度を管理することを得り、下に手子及び下手子等の職員ありて其事務を處理す。嘉永六年米艦突如として浦賀に渡來し、大森戍衛の幕令長藩に達する

公大納戸
武具其他
調査を命
ぜらる

有備館風
紀の振肅
に力む

に及び、事、匆卒に出でしを以て、江戸麻布邸の武庫を開きて急遽に其兵器を有備館に移し、爲に錯雜したりしかば、之が整頓の必要あり、茲に至りて公また之が調査を命ぜられたるなり、而して藩政府はなほ公をして有備館用掛を兼任せしめ、舊の如く文武の業を督せしむ。當時有備館に入塾せる諸生凡そ五六十名ありて、塾長之と起臥飲食を同じくし、以て其節義才氣を練磨するに力めたりしが、館則漸く紊れて遊惰に流れ、科業を懈怠するものあり、公深く之を憂慮し、諸生を戒飭して入館の初志を貫徹せしめんことを期し、且つ悪衣粗食常に其窮乏を忍びて、士人の面目を保たしめんことを努めたり。是時公の自ら書せるものにして館内の諸士に訓示したる草案あり、其一に曰く、

近來塾中規則漸々懶懦ニ移リ、有志ノモノモ不覺懦輩ニ引レ、入塾中纔ノ年月ヲ無賴之雜談ニ過シ、遂ニ初志モ難相達次第、誠ニ歎息遺憾之至、就而ハ今春ヨリ是迄之規則一隙精ヲ入、文武無遲滯士道相心懸ケ、士心學寮之趣意相貫、互ニ赤心練磨各國家之命脉ヲ培養シ、報國之志相立候様致度事ニ御座候、況當今多端之時節、人臣區區トシテ一日

モ空送光スルノ理ナシ、旁深ク可被致勸辨、若違犯之輩ハ即日退塾不
苦候事○文中に士心學寮とあるは有備館内に在る學寮の名稱なり

其二に曰く、

追々文武爲脩業、格別之思召ヲ以稽古料被立下、御當地被差越有備官
入塾被仰付置候所、所詮稽古料不足、難澁之儀申出候者モ有之候然處
名々數代之蒙御高恩、文武ハ兼而相嗜居、非常之御奉公ヲ遂ケ候儀ハ
勿論之所、却而自分之未熟ヲモ不顧、金銀之儀ヲ申出候ハ、士人之面目
ニモ相係リ候事故、已來用捨有之度事ニ候、且又稽古屹度不自由之儀
ハ脩業中當然之事ニ候間、稽古料モ世間通常之次第モ有之候間、固ヨ
リ飲食衣服等へ十分ニ行届候儀ハ難出來、此段深ク勸辨可有之候事、
こ、また以て公が諸生を督勵し、士氣の振作に努力せんことを銳意を知
るを得べし、公既に有備館諸生を戒飭せしも、因習の久しき容易に矯正
せられず、動もすれば遊儒の輩相與に館内の風紀を紊亂せんことを、江戸
藩政府また其流弊を知るも未だ斷然たる措置をなすこと能はず、是に
於て公は此の弊害を洗滌して嚴肅にせざれば、士氣の益、萎微せんこと

藩政府の
英斷を促
す

有備館諸
生公を退
けんとす

を慨歎し、十一月書を藩政府に致して之が英斷の處置を請ふ、斯くて公
は苦心焦慮必ず其目的を達せんとし、更に書を當役手元役周布政之助
後ち麻田公輔に致して之が裁決を促し、また來原良藏にも書を與へて有備館諸
生の情態を詳報し、且つ罷免の命あるべく周旋せんことを請ひたり、然
るに諸生は公の訓戒に服従すること能はざるのみならず、却りて之を
嫌忌し、林秀二郎等三十人結托して公を排斥せんことを企て、書を藩政
府に致して請ふ所あり、時に尖戸九郎兵衛、江戸藩政府の要路に在りし
が、公既に館内の全權を掌握し、俄に之を轉免せば、藩主の威嚴を損せん
ことを虞れ、密に書を政府に提出して結黨のものを悉く歸國せしめて
新に諸生を入塾せしむべきを説く、是に於て藩政府また之を等閑に附
すること能はず、乃ち當役江戸當職とも稱し常に藩主に隨從して益田彈正を経て
藩主に事情を具申し、其裁斷を仰ぎて措置せんことを議決し、翌十二月
政之助答書を公に與へて之を報じ、且つ時勢に鑑み、節義才氣の鍛鍊に
益、盡瘁せんことを示諭せり、斯くして一旦懶惰柔弱に流れたりし諸生
の風紀は、公の苦慮によりて矯正せられ、大に其面目を改むるに至れり。

桂右衛門等江戸に遊學す

長藩主は海内の行情を察し、益文武を獎勵して既に有志のものを四方に遣はし、が萬延元年二月藩地政府は更に桂右衛門等をして英學修業の爲に江戸に赴かしむ、右衛門其同志久坂玄瑞石原荒吉と共に藩地を發して五月江戸に着し、先づ藩邸の吏來島又兵衛に頼らん、乃ち書を公に寄せて之が斡旋を請ひしかば、公は右衛門等の爲に又兵衛に謀りて大に盡力する所ありたり、既にして玄瑞荒吉の二人は江戸に留まり、右衛門は箱館に赴きて英學を修め且つ航海術を學びたりしが、會幕吏北岡健三郎露領黒龍江地方に航せんとするを聞きて之に隨行せんことを欲す、健三郎は齋藤彌九郎の弟にしてまた公の知る所たりしが、夙に幕臣北岡喜一郎の養嗣となる、當時幕府は露國の行情を視察して之に備ふる所あらんとし、名を境界測量に托し健三郎を龜田丸の船將となして將に派遣せん、依りて右衛門之に隨行せんとし、公に托して書を藩政府に致し、之が許可を要請す、實に文久元年二月なり、公大に右衛門の志を壯とし、爲に事情を健三郎に説き、其隨行の一員に加へんことを懇囑す、健三郎、右衛門の實地に修養せんとするを諒として

○文久元年 桂右衛門露領に赴かん

公桂右衛門の洋行に盡力す

山尾要藏にまた露領とす

桂右衛門山尾要藏に赴く

將に其請を容れんとしたりしが、藩政府の許否を顧念し書を公に寄せて之を質せり、公乃ち右衛門及び健三郎の書を矢戸九郎兵衛に示して藩政府の允許を得べく周旋せんことを請ふ、九郎兵衛もまた之に賛同し、周布政之助及び兼重讓藏等に申牒して藩地政府の速に右衛門の請を許容せんことを説く、藩政府は直に返牒して允許のこれを報じ、且つ右衛門をして船中の規則並に異域海路の形勢等を詳に視察せしめ、以て修業の裨益あらしめんとし、之が指導につきて更に公より健三郎に依囑せしめたり、會同藩山尾要藏後ち子爵庸三も、また此の行に加はりて航海術を修養せんことを望み、切に之を公に請ふ、要藏は夙に齋藤塾に學びて武技を修め、また健三郎にも交はる、公其志を賛して周旋し、之に旅費を貸與し、且つ家族の遠行を杞憂せんことを慮り、書を要藏の郷里周防秋穂村に近き鑄錢司村に住せる村田藏六に送りて之が慰諭を囑したり、當時幕府は諸藩人の幕船に搭乘して海外に赴くを許さず、右衛門其請願の容易に許諾せられざるを察し、已むなくば健三郎の奴僕となりて發せん、としたりしが、公の盡力其效を奏し、四月十日遂に公然隨行を許

されたり、右衛門隨行の命に接して之を意外とし、其發せんとするに方り、書を公に送りて、斡旋の勞を謝し、且つ事情を報ず、時に要藏の隨行未だ許されざりしかば、健三郎爲に周旋して、事遂に決し、右衛門等と共に二十八日箱館を解纜して、黒龍江地方に向ふ、斯くて右衛門等の一行宗谷沖を通過し、樺太の西岸を航行して、五月六日露領沿海州のアレキサンドイスバリー今のデカストロイ灣内の一小港に着し、尋で黒龍江口をも視察して歸國せり。

公外遊を志す

是年三月幕府は開市開港延期の爲に使節を英佛兩國に派遣せんとし、諸藩士の之に従ふを望むもの少からざりしが、公もまた海外に赴きて其大勢を視察せんとするの志あり、然るに江戸の形情未だ外遊の許容を得べくもあらず、明春に及びて事態稍平穩に歸しなば、一旦官を辭して歐洲跋涉の宿志を遂げんとし、既に之が周旋を周布政之助に請ひしが、國事益多端に趨きしを以て遂に之を果すこと能はずして止みたり、斯くして七月高杉晋作江戸番手を命ぜられて來り、屢公を訪ひて事を謀り、また水戸藩士岩間金平薩摩藩士樺山三圓と互に往來して深く

高杉晋作江戸に至る

藩政府外部に赴か

公等海外に留學せしめんとす

○文久二年高杉晋作支那に留學す

相交はりたり、而して幕府は開市開港延期の爲め既に勘定奉行竹内下野守保徳等に英佛兩國に派遣の命を下し、其一行將に是年の冬を以て抜錨せんことを當時長藩主また諸臣俊秀のものを簡選して海外に派遣し、其形情を探知しめんとするの念あり、乃ち杉徳輔後の子爵孫七郎を藩地より東上せしめて幕吏の一行に従はしめんとし、之を幕府に請ひて相與に海外に赴かしむ、尋で政府はなほ之に一人を加へて隨行せしめんとせしかば、公は同藩士奥平數馬等と謀りて之を周旋し、晋作を以て之に擬し、既に許容せられんとす、公は更に數馬及び木梨平之進後一二人をも留學せしめんとするの意あり、斯くて幕吏岡崎藤右衛門は晋作の爲に周旋する所ありしが、幕府更に後者を増加するを許さずして遂に其請を容れず、公之を遺憾とするもまた奈何ともするること能はず、徳輔一人幕府の使節に隨行して海外に赴くに至れり、既にして幕府また勘定役根立助七郎小人目付鹽澤彦次郎を支那上海に差遣せんことを、藩政府乃ち吏員を彦次郎に遣はして晋作を其一行に加へんことを請ひしかば、幕吏之を許す、是に於て翌二年正月二日藩主晋作を召して支那行を命

じ翌日晋作幕吏に従ひて其途に就きたり。

第三章 水藩志士との交際

○萬延元年
幕閣の改
造を策す
丙辰丸の
艦長松島
剛藏に至
る
鳥八十の
會合
松島剛藏
公の人と
爲りたる
語

上巳の變後は幕府の威勢頓に衰へ、内憂外患交々迫りて閣老頗る之が處理に難みたり、公既に諸志士と往來し相共に國事を謀議したりしが、幕府の秕政百出するを憤慨し、先づ幕閣を改造して其蟠結せる宿弊を一掃し、以て大義を海内に伸暢せんことを蓋し公は僅に外様の一藩士を以て斯かる雄圖に着想せる其器宇識見の高邁驚くの外なく、他日臺閣に立つの素地既に成れると謂ふべし、偶長藩所有の丙辰丸艦長松島剛藏航海練習の爲め江戸灣に來りて品川沖に碇泊す、時に萬延元年六月なり、剛藏の上陸するや、公竊に之に會晤して其抱懷せる所の籌圖を語る、剛藏公の畫策を賛襄し、之が爲に水戸藩士に結びて共に力を國事に竭さんことを説く、尋で剛藏は肥前藩の人草場又三を介し、下谷の鳥八十酒樓にて始めて水戸藩士西丸帶刀に會見す、又三は曾て昌平饗に遊學せし時、剛藏と交はりしが、また帶刀を知る、剛藏の帶刀に面會する

丙辰丸の
盟約
松島剛藏
歸國の途
に就く
西丸帶刀
等大日本
史之助
贈政

や、一見舊知の如く、互に其志を語りて時事を談ず、酒酣にして剛藏公の人と爲り氣概に富みて有爲の才あるを語り、相與に大事を謀議すべきを説き、且つ之を伴ひて再會せんことを求む、帶刀之を快諾して去り、剛藏に會見したる状を同志岩間金平、園部源吉等に告げ、七月十二日再び鳥八十の酒樓に至る、公もまた剛藏と俱に之に會合して互に策を講じ、遂に誓書を作りて幕閣改造に着手せんことを盟約す、是れ實に公等が水戸藩志士と誓約するの端緒なりとす、既にして公は剛藏と共にまた帶刀に會晤したりしが、事の漏洩せんことを虞れ、潜に丙辰丸に於て誓約を締結す、所謂丙辰丸の盟約是れなり、尋で二十二日剛藏の歸航せんことを及び、公は帶刀等と同じく竊に來り會して之を送る、是夜剛藏品川沖を解纜して翌日浦賀に入りしが、會天候險惡となり發船を中止して港内に滯泊す、二十四日疾風甚雨忽ち起り、繫泊の船舶皆擱盪して頗る困難を極めたりしが、八月四日剛藏漸く下田港を發して十八日藩地に歸着するを得たり。

西丸帶刀は公と丙辰丸にて會合したりしが、同船中に嫌疑を懷ける

ものあらんことを顧慮し、衷心自ら安んぜざるを以て後書を公に寄せ、其意を告げ、且つ約の如く長水兩藩志士の締交に資せんが爲に大日本史を長藩要路の周布政之助に贈らんことを報じたり、松島剛藏も品川海を去らんことを臨み、帶刀と公に後事を託せしが、當時未だ互に盟約書を交換するに至らず、公は剛藏に別れし後、一旦横濱に赴きて外人の状を探り、其歸るに及びて翌八月、帶刀等に宛てたる議定書を作りて之を與へ、俱に國事に盡瘁せんことを誓約したり、其議定書の文に曰く、

公盟約
議定書を西
丸帶刀等
に與ふ

議定書

當今之勢、世間億萬之人士視見スル如ク、夷狄縱横ニ跋扈、加之内姦更私ヲ營ミ、天下日ニ逼迫、眞ニ皇國未曾有之御最大事、幕府御安危之決、實ニ一介之草莽ト雖モ、累世御明德ニ奉沐浴候モノ、不顧身命盡力可仕儀勿論候、就而ハ鄙生我々如キト雖モ、益勉勵致シ、公平正大一點之私意モ不挾、爲天下熟慮仕、御談申候儀違背有之間敷、違背於有之ハ可蒙 神罰仍而血判如件。

萬延元八月

松島剛藏
桂小五郎

孝允
(血判)

越 惣太郎殿

西 丸帶刀殿

岩 間金平殿

園 部源吉殿

此の書に剛藏の血判なきは剛藏既に歸航せし後、公之を認めたるを以てなり、而して帶刀もまた同志と連署したる誓約書を公及び剛藏に與へしなるべきも、今佚して傳はらず。

是より後、帶刀は屢、公と往來して時事を謀議し、互に畫策する所ありたり、而して帶刀は長藩また蝦夷の開拓に着手せんことを説あるを聞き、爲に地圖を公に贈り、且つ松浦武四郎に面會するの利あることを言ふ、武四郎は紀伊の人にして夙に蝦夷の地理及び形情等を詳にす、維新の後、公が武四郎に接見し、蝦夷開拓の議あるに及びて、武四郎もまた

公と杉浦
武四郎

瀧環志略の謄寫

瀧環志略の謄寫を公の謄寫に幹旋せしむ

公長水二藩の要路を疏通せしめんとす

之に關係せしは蓋し故ありと謂ふべし。

曩に丙辰丸のなほ江戸灣に碇泊するや、松島剛藏は瀧環志略謄寫の
 ことを長井雅樂來島又兵衛に示談し、且つ同志の土佐藩士細川潤次郎
 男爵に之が原本の借入を囑して去りたり、瀧環志略は英人が廣東にて
 漢文に翻譯したる萬國紀略にして、當時新に支那より本邦に舶來し頗
 る珍本たり、肥前藩主鍋島肥前守齊正開も其臣草場或は又三郎又三をして土佐藩
 主並に幕吏岩瀬肥後守忠震の所藏せるものにつきて之を謄寫せしむ、
 既にして剛藏歸國の後、更に藩政府に建議し、公をして瀧環志略の謄寫
 に任せしめんことを請ふ、藩政府また新知識を求むるに注意したれば、
 剛藏の建言を容れ、十月二十五日江戸在勤の來島又兵衛及び穴戸九郎
 兵衛に移牒し、公をして之が謄寫のこゝを幹旋せしむ、是より長藩諸士
 益、廣く世界各国形情の概要を知ることを得るに至れり。

公は松島剛藏と連署して西丸帶刀等と盟約書を交換せし以來、其宿
 志を果さんとして屢、帶刀に會見し、竊に籌策を講究して怠らざりしが、
 海内の形情に鑑み、長水二藩の要路に在るものを接近せしめ、其協力に

武田耕雲と長井雅樂との會見を策す

徳川齊昭薨す

武田耕雲の意を贊す

美濃部新藏と長井雅樂との會見策

美濃部新藏の偽書を作す

よりて大事を遂行せんことを企圖せり、或は云ふ、是より先、公の岩間金
 平に面晤するや、長井雅樂周布政之助の二人長藩の要路に在りて共に
 依頼すべきを談じ、水戸藩武田耕雲齋をして雅樂に一書を寄せしめ、互
 に會見するに至らば、兩藩始めて意思疏通の端緒を開くべきを語る、偶
 前水戸藩主徳川齊昭病篤きの報江戸に臻り、其子慶篤直に歸國の途に
 就き、金平もまた之に従ふ、斯くて金平の歸藩するに及び、耕雲齋を訪ひ
 て具に公の意を告ぐ、耕雲齋曾て江戸に在りて屢、公に會見し、既に其人
 と爲りを知る、然るに齊昭遂に薨じて慶篤謹慎中に在り、加之耕雲齋も
 また其身嫌疑多くして容易に公の意を贊すること能はず、乃ち金平を
 して事情を公に告げて之を辭せしむ、公之を聞きて大に望を失ひしが、
 なほ水戸藩美濃部新藏後ち又五郎と稱すの頼るべきを念ひ、更に之を金平に語る、
 金平之を贊し、乃ち新藏に説きて雅樂に一書を寄せんことを懇請す、新
 藏は書を裁して雅樂に送るは容易なれども、事頗る重大にして一旦漏
 洩せば、意外の禍難を惹起するの虞ありとて之に應ぜず、是に於て金平
 は公の失望せんことを深憂し、已むを得ず之を帶刀に謀りて新藏の偽

公西丸帶
刀等と薩
藩志士と
結ばんとす

書を作り、以て之を公に與ふるに至れり、蓋し帶刀は書を公に送りて來會を請ひ、新藏の許諾を得たりと稱して雅樂に與ふる書の草案を起し、以て公の修正を求めんとす、公未だ帶刀等の畫策を知らず、其書に接して降雨に拘はらず、直に赴きて帶刀に會晤し、其注意すべき點を告げ、且つ薩藩志士に結合せんことを謀りたり、事は九月十八日帶刀より公に送れる書中に、扱其節御内談申候通、愚案之下書指上候間、右毛頭無御遠慮御存分ニ御手入奉願度、殊ニ右ハ美之書ニ無之候得ハ、別而御配慮一髮無之候間、只成否之處御着眼ニ被遊不申候而ハ、僕等之本意ニ無之此段得ト御推考奉願候、依而ハ御加筆彼是御即答ニ不及候間、得ト御調被下候上、過日申上候角大ト申酒店迄御達シ被下候歟、又ハ何時ニ被仰遣候ヘハ當日人指上可申候、是又 先生之御都合次第右宜様奉願候、尤其内伺候事ニハ候ヘ共、右書指上候後、永氏之動靜奉伺度、何分右御周旋奉願候、扱美モ 先生工拜願度、趣吳々嘶有之候間、御都合御逢被下度、尤是ハ其節ニ御通用可申上候間、夫ハ後日之事ニテヨロシク、右御含之タメ申上置候と見えて、其扱其節御内談申候通、愚案之下書指上候間、右

美濃部新
藏公に面
晤を望む

公美濃部
新藏の偽
書を修正す

公美濃部
新藏の偽
書を長井
雅樂に致す

毛頭無御遠慮御存分ニ御手入奉願度、殊ニ右ハ美之書ニ無之候得ハ、別而御配慮一髮無之候云々とあるは、帶刀が已に新藏の許諾を得て、雅樂に寄せんとするの書を起草したるもの、如くに説き、以て公の修正を請へるものなり、當時新藏もまた公の人と爲りを聞きて之に面會せんことを希望したりしが、未だ會見するに至らず、尋で二十二日帶刀より再び書を公に寄せて更に雅樂に送らんとする新藏の書狀即ち書の刪正を請ひ、越えて二十五日また書を公に致して雅樂の速に奮起すべく盡力せんことを促したり、而して公は帶刀の起稿したる新藏の偽書を受けて之に加筆し、帶刀更に之を淨寫して再び公に送る、其要は外夷の壓迫以來世態漸く動搖し、遂に清朝の覆轍を踏まんことを憂慮し、雅樂の風事を仰慕して面晤を冀ふの意を陳ぶるに在り、時に雅樂は長藩世子定廣後徳元に從ひて江戸に在りしかば、公は帶刀の送れる新藏の偽書を直に雅樂に致したり、帶刀等曩に大日本史を政之助に贈りて好を通ぜんことせしが、茲に至りて遂に新藏の偽書を作り、公の手を経て之を雅樂に達し、以て之と結交せしめんことす、其間に於ける公の苦策想像するに

周布政之助
西丸帶刀
等送る

公美濃部
新藏に會
見す

西丸帶刀
等長井雅
樂の答書
を得んとす

餘あり、初め政之助は帶刀等より贈る所の大日本史を受くるや、其好意に答禮せんことしたりしが、會、九郎兵衛藩命を以て江戸に赴かんことを以て之に國鑊三枚を托し、帶刀及び金平等三人に之を贈與せしめんとす、然るに、政之助は九郎兵衛と同じく政府の要路に在りて公然之を遺ること能はざりしが、公が既に帶刀等と互に往來して交際漸く親密なるを思ひ、公に之を依囑せんことし、剛藏をして其意を告げしむ、剛藏之を快諾し、九月二十七日書を公に送り、其事情を告げて周旋せしめ、また藩地並に九州諸侯の近況を報じ、且つ長薩兩藩の意思疏通につき、雅樂を説きて諒解せしめんことを陳べたり、斯くて帶刀等は雅樂を奮起せしめんことし、既に新藏の偽書を之に贈りしも未だ答書を得ざるが爲め其意を安ずること能はず、乃ち公に依りて其答書を得んことし、十月六日更に書を送りて之が斡旋を促したり、既にして公は雅樂に面會し、新藏の書に回答すべく説く所ありしが、雅樂急に藩命に接して歸途に上りしを以て、遂に新藏に答書するに至らずして江戸を去れり。

曩に新藏の公に面會せんことを望むや、帶刀もまた公に之を勸告せ

西丸帶刀
の歸國

美濃部新
藏及び岩
間金平等
歸國す

長岡殘黨
の屯集

しも、事未だ果すに至らざりしが、帶刀更に十一月十五日を期し、遂に新藏をして上野廣小路水茶樓に於て公に會見せしむ、是時公は始めて新藏に面接したりしが、よく海内の形勢を論じて時事を談じ、新藏をして感歎措く能はざらしめたり、既にして、帶刀は藩命により歸國せんことして後事を新藏に囑し、十二月八日江戸を發して其途に就く、其發するの
前日書を公に寄せて歸藩の已むなきを報じ、且つ新藏と諸事協議せんことを望みしに依り、爾來公は新藏及び金平等互に國事を謀議したりしが、新藏また藩主の命を以て長岡殘黨等の壯士鎮撫の爲に歸國したり、抑も長岡殘黨は戊午水藩に賜はりし勅書朝廷勅書を水戸藩主徳川慶篤に賜ひて幕府を匡輔せしめ給ひ、同時にを長藩及び尾張・越前・加賀・薩摩等十三藩に回示し、旨を長藩及び尾張・越前・加賀・薩摩等十三藩に回示し、の返納に反抗し、之を防止せんことして蹶起せし有志の一部にして、其憤慨を漏すべき時機なく、空しく藩内に鬱屈して各所に潜伏し、機會を求めて宿志を達せんことを冀ひしものなり、會、齊昭の薨去を傳聞して驚歎措く能はず、其黨期せずして武藏の新宿驛に相會し、以て進退を議したり、然るに議論二派に分れ、林忠左衛門吉成恒次郎等數十人は薩摩藩に頼りて攘夷の先鋒たらんこと

○文久元年

美濃郡新藏江戶に還る
大津彦五郎起す

を請ひしが、大津彦五郎等は時機を俟ち義舉に出でんとして北歸し、城下に入らずして小川新治郡小川町玉造行方郡玉造町附近に屯集せり、水戸藩要路は諸有志と協力して百方之が綏撫に努めしも、其形情益壯烈に趨きて容易に鎮靜すべくもあらず、幕府水戸藩の老臣を召して藩内の鎮制を嚴命し、更に諸侯に命じて其變に備へしむ、是に於て藩主徳川慶篤は新藏等を水戸に遣はし、壯士の鎮撫を圖らしめしなり、新藏既に歸國し、公が大野謙介に告げし長藩の形勢を聞きしを以て、十二月二十三日新藏其趣意を藩地より公に申報す、謙介は水戸藩志士の一人にして、公之に交はりてまた互に國事を謀る、尋で金平もまた藩務を以て歸國せんとし、書を公に送りて之を告げ、且つ帶刀既に藩地に安着して新藏將に水戸より歸府せんとするをも報ぜり。

公水戸街道警備を建言す

長水兩藩士砂村別邸の會合

諸方より集り來りて之に加はり、其勢熾頗る張る、水戸藩之が鎮撫に苦慮し、幕府もまた旗下の士並に列侯に命じて外人及び公使館を警固せしめ、更に會津阿波等の諸藩をして水戸街道を警戒せしめんことす、公之を聞きて竊に以爲らく、長藩若し水戸街道警備の幕命を受けて水藩志士の行動を遮止せば、永く瑕瑾を貽すべし、今や藩主國に在りて世子江戸の櫻田邸に駐まる、江戸藩政府は藩主在國の故を以て之を辭するに若かず、然れども事、匆卒に出でんには周章狼狽の憂虞なきこと保しがたし、乃ち幕命を辭するの文案を具して政府に致し、豫め之が方法を講じ置かんことを建言せり、然るに耕雲齋及び大場一眞齋等専ら彦五郎等の鎮撫に努め、諸有志もまた力を協せて之を輔け、彦五郎等大に覺悟する所ありて退散を約し、事漸く綏定するを得たり、曩に公は帶刀等と謀り、新藏をして雅樂に會見せしめんこと遂に果さざりしが、是時新藏既に水戸より歸りて江戸に在り、公之を招き、長水兩藩地位あるものを之に會同せしめて相與に時事を商議せしめ、以て宿望を達せんことし、之を金平に詢る、金平直に之を賛襄し、三月二十七日を期して長藩砂村

長水兩藩
士會合の
旨意

東京府南葛飾郡砂村新田の別業に會合し、互に畫策せんことを約したり、是日會するもの長藩にては、公及び、穴戸九郎兵衛、小幡彦七高政、奥平數馬の四人にして、水藩よりは新藏、金平の外に、尼子長三郎も來り、終日互に對話閑談したり、時に公等は幕吏の嫌疑を憂慮し、陽に長藩の食鹽を以て水藩の大豆と交換せんことを協議したりしも、陰には互に時事の匡救を懇談せり、砂村別業に於ける公等會談の狀況に關し、後年、金平より帶刀に答へたる書あり、其書中に「穴戸小幡等ト深川砂村長藩別邸ニ於テ美濃部及小生桂氏モ同席ス、穴戸ノ曰ク、方今ノ形勢何分嫌疑甚敷、市店等ニ於テ屢御會見申候時ハ忽チ幕府ノ探偵スル所トナリ、事不成シテ御互ニ無益ノ嫌疑ヲ受クルハ得策ニ無之、迂遠ニハ涉リ候へ共、親密ニ御交際申ニハ悉ク掛ケ離シ、餘事ニ托シ相謀リ候外無之、夫ハ外ニモ無之、尊藩御國産ニハ大豆澤山ト承リ候、是ニ引替食鹽ハ御不足ノ由、弊藩ハ國産ノ食鹽追々擴張ノ所、大豆ノ如キハ尤不足ニシテ年々他ヨリ輸入セザレバ馬飼料ニモ足り不申、依テハ弊藩ノ缺産ヲ補フコトトシテ内國交易ノ業ヲ御結約申上、悉ク商家ノ交通ニ托シ、大ニ外見ヲ紛ラシ候テハ

露艦對馬
に來る

如何、幸ニ當時外國形船ヲ製造專ラ航海術見究中ニテ、則松島剛藏如キハ、此航海術擔任ニテ毎ニ馬關ヨリ江戸表へ航行致シ候事ニ付、右交易ニ托シ有志ノ者密乘、國事ヲ御相談申上候様致候ハ、大ニ嫌疑ヲ免レ親密ニ御相談モ可相成トノ事ニテ、頗ル老練ノ策ニテ、美濃部氏モ大ニ同意被致候處、先試ミニ食鹽ヲ積入、尊藩へ回送致シ候半トノ事ニ候處、其後追々礫邸モ變革、美濃部尼子等モ要路ヲ離レ、終ニ歸國致候事ニ相成、小生モ其年十月末歸國致候ニ付、礫邸ハ悉ク俗論家ノ有ト相成、長藩トノ交際ハ頓ニ疏濶ニ相成候へ共、幸小梅邸ニ飯村銀八郎藏奉行ニテ滞在罷在候ニ付、小生歸國ノ際、飯村ヲ桂ニ照會シテ爾來ハ是ヨリ音信ヲ往復セリ、と見えれば、略當時の狀を窺ひ知ることを得べし。

是より先露國の軍艦對馬に來り、艦體の修理を名として灣内に碇泊せしが、遂に上陸して占據の亡狀を逞しくせり、藩主宗對馬守義章、百方之が防制に力めしも、露人固より之に應ぜずして益々横暴を恣にし、物情頗る騷然たり、藩主憤怒に堪へざれども、幕府の發したる訓令を守り、耻辱を忍びて大に士民の鎮撫に努めしが、また急使を馳せて其情實を江

戸に具申し、以て人心鎮定の指揮を請ふ。時に四月十三日なり、幕府直に外國奉行小栗豊後守忠順等を對馬に遣はして露艦退去のこゝを露人に交渉せしめたり。初め對馬の警報江戸に達するや、志士露人の驕暴無禮を憤慨すること甚だしく、或は直に開戦して醜類を殲滅せんことを絶叫するものあり。是時に方り、公は國事日に非にして士氣もまた益萎微せんことを大に憂慮し、既に水戸有志にも交際して、隱忍時機を窺ひたりしが、會對馬の士民露人の來寇を憤慨し、遂に死を決して之を鑿滅し、以て皇國の爲に其侮辱を雪がんとするの報に接す。對馬は固より洋中に在りて兵食乏しく、且つ外援の頼るべきものなかりしかば、公深く其義氣に感じて五月十二日藩政府の要路に建議し、速に兵食彈藥等を對馬に輸送し、以て其士氣を振作せんことを陳ぶ。其建議の書中に「追々御承知モ可有之通、世間夕陽之光景、幕モ昨春來局面少モ不變、國事日益非ナルノミ、却而赤門在役中ヨリモ諸藩之士氣一入瓦解、病症一層相重リ候様被考、此風情ニ而ハ所詮 神州之元氣ヲ回復仕候目途決而無御座、實ニ御同歎之至ニ奉存候、然處天未喪斯文、過月十二日對州滞在之魯

公對馬の義氣に感ずるに建藩に

岩間金平の畫策

公長藩の對州救急の說

東禪寺事件

夷、破關所擲守者殺、土民亂暴無此上、州中不堪奮怒、一同決死醜夷ヲ鑿滅シ、本朝之 天威ヲ示サント、以急使幕府へ御歎願相成、昨十一日御書付ヲ以公儀人罷越委曲申入候、實ニ兵食不足之身代、四方大洋之國柄、援助之頼モ無之、一同死地ニ座シ、國家之大恥ヲ雪ント欲ス、其大義之貫處、一目瞭然感涕數行、下宗家之浮沈ノミナラズ、實ニ神州之御一大事固ヨリ御疎漏ハ有之間敷候得ドモ、早速兵糧彈藥等御運送有度、爰元ニテ御並方被仰合候而、正氣ヲ御助ケ無之而ハ固ヨリ不相濟儀ト頻ニ建議仕候。ごあり、金平もまた公に謀り、此の機に乗じて土州、因州其他の諸侯を鼓舞し、以て幕政の刷新を遂げて攘夷の策を講ぜんとし、十八日書を公に與へて其意を告ぐ。公は新藏、金平等の同志と共に、對州の爲に焦慮周旋し、また藩政府に建言する所ありしが、未だ意の如くならざれども、長藩が應策を講ずべきことの急務なるを見て、更に書を來島、又兵衛に與へて其由を告げ、且つ薩、水、兩藩士の各、國事に盡瘁せるを報じ、速に兵食彈藥等を對馬に輸送して救援せざるべからざるを説けり。是時に方り、志士が排外の氣、一層昂上して幕府の因循姑息を憤慨すること甚だ

しかりしが、二十八日水藩亡命の士有賀半彌古川主馬之介岡見留次郎等遂に東禪寺の英國公使館を襲撃して、外人二人を傷けたり、公使アルコツクは僅に身を以て免れしかば、壯士其志を遂ぐるこゝ能はず、半彌主馬之介二人は衛士と闘ひて死し、其他は或は逮捕せられ、或は退散せり、されど金平は此の擧を以て壯快とせるのみならず、攘夷の魁となし、直に之が狀を公に報じて善後の策を講じ、如何にもして宿志の貫徹せんことを謀れり。

長井雅樂
長藩建白書
携へて
江戸に出づ

是月長井雅樂は長藩の建白書別章に説く航海遠略の議を齎らして出府し、既にして周布政之助もまた露人の對馬占據應策の爲に藩命を帯びて江戸に來る、雅樂の江戸に入るに及び、公等が曩に水藩士と砂村の別邸にて會談せしを聞き、之を以て輕燥の行爲となし、私に顧慮する所あり、偶、東禪寺公使館夜襲の事件、また長水二藩士の擧に出で、幕府其徒を探索すこの流説ありしかば、雅樂は志士猥りに慷慨の説を喧傳し、之が爲に長藩建白の公武周旋に障碍あらんことを杞憂して、公等が水藩士と往來するを嫌忌したり、然るに公は雅樂の東着せしを好機となし、豫て西丸帶刀

長井美濃
部の會見

等と籌策したりし、長水二藩の意思疏通の目的を達せんが爲に、雅樂をして美濃部新藏に會見せしめんとして、大に周旋し、且つ其意を金平に告ぐ、實に七月廿四日なり、金平乃ち之を新藏に謀り、三十日を以て互に會見せしめんとし、之を公に報ず、依りて、是日雅樂は、政之助と俱に櫻田藩邸に於て新藏に會見せんことを決す、是に於て金平は、雅樂、新藏二人の會見に關して幕府の嫌疑を憂悞し、豫め協議し置く爲め、二十九日新藏の寓居に公を招きたり、既にして其期日を變更して八月三日となし、雅樂は是日政之助と共に櫻田の藩邸に於て、始めて新藏に會見せり、是時雅樂は、時事の趨勢を説きて水戸藩の形情を問ひ、欸晤數刻に涉りしも、未だ互に胸襟を披瀝するに至らず、然れども公等が苦心慘愴して、長水兩藩の要路を會同せしめんとしたる其目的は、茲に至りて遂に之を達することを得たり。

第四章 水薩兩藩志士との交際

長井雅樂は公等の斡旋に依り、既に水戸藩美濃部又五郎初めにに會見

○文久元年
長井雅樂の歸國

水薩兩藩
志士の交際

公樺山三
圓等に交
はる

したりしが、長藩建白の公武周旋に關する東西の形勢を藩主に復命せんが爲め、江戸を發して歸藩の途につく、時に文久元年八月九日なり、而して周布政之助は、江戸に在りて専ら内外の藩務に鞅掌したりしが、また公等と共に又五郎を始め岩間金平、尼子長三郎等の水藩志士に交はりて互に國事を議し、薩藩士樺山三圓等も密に之に加はりたり、薩藩有志の中には夙に水藩志士に交はりしものありしが、有村次左衛門の如きは高橋多一郎等と結び、大老井伊直弼要撃のことを企畫して之を遂行したり、然るに上巳の變後は、幕府の警戒頗る峻嚴にして、水薩兩藩有志の交際また昔日の如く親密なること能はず、而も幕府はなほ依然として政策を改めず、外交は日に紛糾せり、公は此の状態を見て憤慨に堪へず、既に水藩志士と義盟をなして之が改革刷新を圖り、外侮防禦の策を講じ、また久坂玄瑞、入江九一、時山直八等と共に三圓等に交はりて互に國事を謀議するに至れり、三圓は名を資之といひ、嘉永年間同藩士大山格之助後ち良、美玉三平等と茶道坊主の職を以て江戸に來りし志士にして、曾て水戸藩士藤田東湖に學びしことあり、而して公の始めて三圓

樺山三圓
公を長藩
邸に訪ふ

岩間金平
樺山三圓
等に交は

に會見せしは實に文久元年二月十九日なり、是日公は三圓に面接して時事を談じ、詩歌の拔鈔を與へ且つ酒食を侑む、既にして玄瑞九一の二人また三圓を訪ひて之に面會す、尋で三月十一日三圓來りて玄瑞を訪ふに及び、公は直八と共に之に會合して互に談話し、時の移るを知らず、遂に夜に入りて去る、越えて二十一日三圓は、同藩士橋口傳藏を伴ひて公に會見せんとし、長藩櫻田邸に來る、傳藏は後に有馬新七等と共に寺田屋事件に噎れし志士の一人なり、是日公邸内に在らざりしかば、三圓更に山縣半藏に面會し、其歸途玄瑞直八を歴訪して去れり、尋で公もまた三圓の寓居を訪ひしが、會三圓不在なりしを以て、日を期して之に面晤せんとし、書を送りて其意を告ぐ、越えて二十八日三圓之に復書し、四月二日を以て會せんことを報じたり、既にして薩藩士町田直五郎來りて公を訪ひ、三圓と共に面會せんことを懇懇す、直五郎は三圓の同志なり、公乃ち豫定の期を一日延べて三圓に面會せんとし、書を與へて四月三日之を長藩櫻田邸に招きたり、當時長薩兩藩士の交際漸く親密となりしを以て、公は更に三圓及び直五郎をして岩間金平と交際せしめん

とす、是日三圓公の招きに應じて直五郎と共に來るに及び、公は金平と之に會合して互に時事を談議したり。

是より先樺山三圓は、美濃部又五郎及び西丸帶刀大野謙介等の水戸藩士と屢會合して國事を議したりしが、公の周旋に依りて始めて岩間金平に面接したり、斯くて長薩水三藩の志士相與に國事を商議するに至りしが、露人の對州占據事件は、また公等と齊しく苦憂する所たり、而して公は、是等志士と會同して徒に談議するを欲せず、更に進んで長薩兩藩要路のものを會見せしめて、尊攘の大事を畫策せしめん、とす、公乃ち書を三圓に送りて其意を告げ、小幡彦七、汾陽次郎右衛門二人會見のこゝを謀る、當時彦七は長薩麻布邸に在りて留守居役を勤め、次郎右衛門もまた薩藩の留守居たり、其書中に「小幡彦七ト申モノ先役之モノニ御座候間、今日汾陽君エ罷出候方、僕等之心得ニオキテハ可然様奉存候、其御都合相成候ハ、何時ニテモ今日差出シ可申候、無用之談ノミニ而ハ何之甲斐モ無之事故、汾陽君エ拜顔仕候得ハ、屹度其目途無之而ハ不相成、是等之處之周旋ハ實ニ御互ニ力ヲ盡シ不申而者不相成、何分ニモ

公長薩兩藩要路の會見を策す

周布政之助と樺山の三圓と會見

長水薩三藩士の會合類案となる

汾陽君ト能々申合シ、爲 神州是非々々御一策相々、ズテハ不相濟儀ト奉歎願候、イカニモ今日之會無益ニ屬シ不申様、汾陽君エモ御盡力被成遣候様拜天地奉祈念候とありて其志のある所を知るべし、斯くて公及び久坂玄瑞、時山直八等は薩藩士と互に往來し、金平もまた屢三圓を訪ひ、金平更に又五郎及び尼子長三郎と共に周布政之助に面會して事を議したりしが、八月二十二日玄瑞窃に政之助をして三圓に會見せしめたり、是日、金平また公に會合せんとしたりしが、間を得ずして遂に來るこゝ能はず、又五郎長三郎の二人約の如く將に來りて公と會談せんとす、二十七日、金平書を公に送りて之を報じ、且つ三圓に面會せんとし、て先づ公を訪はん、とす、尋で九月朔日三圓、長薩櫻田邸に來りしを以て、公は彦七及び金平等と相會して時事を談じ、之に酒食を侑めて益、交情を濫む、曩に政之助は玄瑞を介して始めて三圓に會見したりしが、二日三圓來りて政之助を訪ふ、會、公もまた席に在り、閑談時を移して去る、斯くして公等と又五郎長三郎、金平三圓との交際益、親密となりて會談日に頻繁となりしが、玄瑞は土佐藩士武市半平、大石彌太郎と

主公等長藩
を遮止せんとす

周布政之助
世子に俱に東西の形を説く

周布政之助
西上

周布政之助
蟄居を命ぜらる

往來し、公もまた之に交はりたれば、長薩水土四藩の志士或は直接に或は間接に互に其氣脈を通じて國事を謀議するに至れり、是時政之助既に水薩兩藩の志士に交際して東西の事態に鑑み、長井雅樂の公武周旋に奔走せるは、時宜に反せるを察したりしが、玄瑞が皇妹和宮の降嫁編本に第五章に痛憤して藩主に建言せんとし、其心事切迫せるを見て措くこと能はず、竊に公に謀り、藩主の東勤を途に迎へて之を遮止し、更に王事に盡瘁せしめんとし、四日政之助は公と共に世子の前に出でて東西の形勢を陳説し、自ら西上せんことを請ひ、翌日二人更に召に應じて再び進言する所あり、既にして七日政之助は玄瑞を伴ひて遂に其途に上れり、是時に方り和宮の降嫁は、公を始め水薩諸藩の志士皆大に憤慨したりしが、政之助が江戸の任務あるに拘はらず、奮然起ちて上京し、以て藩主の參勤を止めんとしたるは志士の大に賛襄せる所たり、政之助の將に發せんとするに臨み、公及び直八三圓彌太郎等は鮫洲川崎屋に相會し、盛に宴を張りて其行を壯にし、更に之を送りて蒲田の梅屋敷に到る、既にして政之助は、藩主に從ひて其東上の途に在る雅樂に備後軛に於

公藩命に
よりに浦
賀鎌倉に
赴く

神奈川横
濱に泊す

浦賀に出
づ

て會し、且つ要路に懷抱する所の意見を述べたりしが、容れらざるのみならず、却りて蟄居謹慎を命ぜられ、玄瑞もまた歸國を命ぜられたり。斯くて公は藩命により將に浦賀鎌倉に赴かんとし、偶薩藩志士日下部伊三次の遺族歸國せんとし、三圓之を送りてまた鎌倉に出でて會見せんことを約す、越えて十三日、公江戸を發し、品川川崎を経て神奈川に宿す、公外艦の繫泊するを見て清朝の前轍を思ひ、左の七絶を賦す、曰く「忽見夷艦幾疊雙塵烟、和雨鎖風窓座來、思起西清事、一片雄心未肯降、尋で十五日横濱に入り留まること數日、また七絶三首あり、其一に曰く「以有易無雖便宜、懼威開港禍何遲、層樓總是蠻夷窟、滿岸腥氣草木悲、當時排外の意氣旺盛なるを知るべし、公既に横濱に在りて三圓等の行程を推測し、其金澤驛に到るを俟ちて之に會合せんとし、十六日書を送りて之を報ず、三圓其書に接し、公の江戸を發して横濱に出で、將に金澤驛にて會合せんことを知る、然るに三圓其發程の期日を變更し、二十二日を以て鎌倉に出でんとし、翌十七日復書して之を公に報ず、公もまた是日鎌倉

公及び榑
山三圓錄
倉に到る

江戸に還
る

長薩兩藩
提携の端
緒成らんとす

に赴きて三圓に會せんこせしが、會藩命に接し、急に發して二十日浦賀に出で、將に二十三日を以て鎌倉に赴かんこす、乃ち書を三圓に與へて之を報じ、動もすれば互に會見の期しがたきを告ぐ、三圓は公の發したる書に接し、直に江戸を發して二十三日鎌倉に出で、鶴岡八幡宮を拜し、源頼朝等の墓に詣で、茶店にて姑く公の至るを俟つ、然るに公終に來らざるを以て、三圓已むを得ず去りて歸途に就く、公もまた浦賀の用務豫期に了ふること能はずして、是日漸く鎌倉に出づ、會三圓去りて江島に向ひしを聞き、直に走りて之に赴きしが、到れば三圓已に歸途に上りて會するを得ず、既にして公もまた鎌倉を去り二十七日遂に江戸に歸れり、是時公の横濱及び浦賀鎌倉に赴きし其用務未だ詳知するに由なきも、外人の情態を偵察し且つ陣幕木綿金巾等を購入せんこして出張し、會三圓の鎌倉に出づるを機とし、之に會合して共に國事を謀議せんこしたりしなり。

斯くの如く公は三圓を始め、傳藏直五郎等の薩藩士に交はり、共に赤心を吐露して尊攘の策を講じたりしが、また同藩士伊集院次左衛門汾

陽次郎右衛門木藤市助等と互に往來して國事を議し、早晚長薩兩藩提携の端緒を成さんこするに至りて文久元年は其終を告げたり。

第五章 航海遠略の議

○文久元
年
航海遠略
の建白

戊午の大獄以來天下の人心漸く幕府を離畔せしが、上巳の變後は其威勢頓に衰へ、尊王攘夷の論益々旺盛となりて、朝廷幕府の間日に乖睚に趨きたり、是に於て老中安藤對馬守信正は大老井伊直弼の遺策に従ひ、皇妹和宮の降嫁を奏請し奉りて公武の調和を圖り、以て幕威の衰退を挽回せんこす、然るに志士皆幕府の誠意なくして事全く權謀に出づるを疑ひ、之を以て朝廷を欺瞞し奉るものとなし、爲に輿論愈々喧しく而も外船の我が沿岸に出没すること頻繁にして形勢大に切迫せり、長藩主は曩に戊午の密勅を拜受せしこのかた、常に力を王室に竭さんこせしが、今や内憂外患交々臻れるを見て、奮然朝幕の間に立ちて獻替匡救せんこし、之が良策を諸臣に諮詢す、是に於て文久元年三月、長井雅樂は同僚周布政之助等に謀りて長篇の建白書を藩主に上る、其建白の要旨は内

長藩主長井雅樂に命ず

公と穴戸備前

に在りては公武を合體して人心の一和を圖り、外に在りては鎖攘の方針を改めて開國進取の宏謀を定めんとするに在り、所謂航海遠略の議是れなり、藩主乃ち重臣以下と審議して之を納れ、直に雅樂に東上を命じ、其旨趣を以て朝廷、幕府に建言せしめ、翌四月穴戸備前をして世子と共に周旋する所あらしめたり、備前は毛利氏の重臣にして、萬延元年江戸加判役を命ぜられ、尋で兵庫警衛地の惣奉行を兼ねるに及び、任に赴きて防備練兵等を監す、幾ばくもなく再び江戸に出でて、世子補翼の任を兼帶せしが、茲に至りて更に此の命を受く、備前の江戸に在るや、公もまた其勤務中特に之が用掛を命ぜられて之を助くること多し、されば備前は公に信頼すること深くして、其歸國せんとするに當りて必ず之を伴はんとし、藩地政府に於ても公の有備館々長に任せし以來、舊弊大に改まりて益、隆盛に趨きしを以て、更に要職に登庸し、波多野金吾後ち廣澤眞臣をして之に代らしめんとす、政之助は此の議に參與して大に賛同したりしかば、江戸に出づるに及び、藩地政府に通牒して公を明倫館に登庸せんことを報じたり、然るに穴戸九郎兵衛歸國の途に上りて江戸長藩

公武周旋の内旨長藩に下る

長井雅樂老中に長藩建白の旨を陳ぶ

長藩主の東勤

邸に人物乏しく、且つ關東の事情に鑑み一日も公を去らしむること能はざるを以て、百方備前に説きて遂に其意を翻さしめ、藩主の東着を俟ちて公を歸國せしむべきに決せり。

是より先、長井雅樂既に藩地を發して京都に入り、甲谷岩熊老臣毛利統前卿の間に出入せりを介して議奏、權大納言正親町三條實愛に内謁し、長藩建白の主意を陳述す、時に五月二十三日なり、雅樂人々爲り穎敏にして威容あり、實愛其説を賛し、雅樂を引見して疑はしきを質し、遂に之を奏聞するに至る、翌六月二日朝廷實愛をして雅樂に叡感の旨を傳へしめ、周旋の内旨を長藩主に下し給ふ、是に於て雅樂は京都を辭し、關東に赴きて之を幕吏早川庄次郎に謀り、老中久世大和守廣周に面晤して同じく建白の旨趣を陳ぶ、廣周其所説に感じ、更に安藤信正に之を陳述せしむ、信正、雅樂に會見して大に其説を稱揚し、遂に毛利氏をして公武周旋の任に當らしめんとするの意を漏せり、時に藩主東勤の期漸く迫りしを以て、雅樂江戸を發して八月二十八日萩に歸り、具に京都江戸の事情を復命す、翌九月藩主參勤の途に上り、雅樂之に隨行して將に公武の周旋

に従事せんごす、初め上巳の變あるや、公は幕閣を改造して外夷を排斥し、以て武威を異域に發揚せんことを籌圖して既に水藩志士と誓約し、また薩藩志士にも交はりて時機の到來を窺ひたり、然るに變後殆ど一年を経るも、幕閣なほ依然として舊態を改むること能はざるのみならず、外船屢、兵庫及び下關に繫泊し、露人對馬占據の報また傳はる、是に於て水戸藩志士の鬱憤激發して遂に東禪寺の事件水戸藩士有賀半彌等五月二十、公使館に襲ひて英人二人を傷ぶく八日の夜、英國公使を東禪寺のあるに至れり、爾來幕府は益、其令を峻嚴にし、百方志士の威壓に努めしに拘はらず、排幕攘夷の説既に時勢の輿論となりたれば、當時公武の周旋に奔走するは蓋し公等憂國志士の大に不快とする所なり、公は夙に國事の日に非なるを見て憤懣に堪へず、既に書を來原良藏に寄せて將に官を棄て、歸國せんとするの意を洩し、且つ建議して藩主の參勤を諫止せんことを陳べたり、既にして公は雅樂が公武周旋の建白を齎らして將に江戸に入らんとするを聞き、其勅旨に違背し輿論に抵觸せんことを懼憂して緘黙すること能はず、六月十一日更に書を周布政之助に與へ、藩主の束勤を延期して人才を登庸し幕府の姦吏

公國事の非なるを憤慨す

公武周旋に反對し將軍上落を唱す

を排除し、また上巳の變薩邸に遁竄せし水戸藩士等の赦宥に盡力せんことを説き、且つ將軍入洛し諸侯と共に奏請して國是を定めんことを開陳す、其書中に「風評ニ而承り候得ハ、長雅 公武御合體御周旋ノ爲メ出府仕候様子、イカ様之手段ニ御座候哉、不審千萬ト存申候、當時之姦吏等ト相謀リ、自然 勅意ヲ緩メ奉リ、違 勅御手傳之姿トモニ相成候而ハ、天下之正氣ニ相觸レ、對 御家イカ様之御怨申上候哉モ難計、眞ニ不容易儀ト日夜奉恐案候、固ヨリ 御思召次ニ廟堂諸君子之御議論モ御迂活ハ有之間敷候得共、百萬一モ姦吏等ヲ御説得ト申事ハ出來不申、乍去當今日御傍觀ニテハ不相濟、爲 神州御周旋 皇土之御一端御預リ被遊候御甲斐ハ無之而不相成就、而ハ御參府御斷被遊、薩州土佐因州其他有志之諸侯エ正義ヲ以篤ト御説諭被爲在、逐々御參府モ御見合ニ相成、獨梁公越老、百方天下之人望モ歸シ候事故、是非御用ヒ有之候様御建議被爲在、重三之人數薩邸エ駈込候人々モ、先御赦宥有之候様御周旋、將軍家モ上洛相成天下之諸侯ト御奏問之上、後來之所致一定仕候様無之而ハ中々徹底不仕、一體鎖國ト申譯ニテモ始終之大略難相立候得共、只

關東之了簡ヲ以テ 勅ニ違ヒ人民不折合モ不取敢草莽間力ヲ尊攘ニ
 盡セシモノハ猥ニ斬戮等セシメ候ヨリシテ遂ニ重三之一舉モ有之薩
 邸エ驅込或ハ夷人ヲ刺シ殺シ候様ノ儀出來益抑益揚終此節ノ如ク自
 滅ノ姿ニ相成五大洲エ奮飛仕候事ナトハ實ニ思モヨラス御國一般イ
 カ様相調候トモ天下之算ハ相立申間敷候間是非御參府決然御延引被
 遊人才撰舉姦吏掃蕩之御周旋有之度姦吏ヲ御相手ニテ之御計ラヒハ
 天地誓而成就不仕此段申上ル迄モ無之事ニ御座候得トモ御果斷奉祈
 念候こある是れなり是日公が良藏に與へたる書にもまた現任の幕閣
 に謀りて公武の合體を周旋するの非なるを陳べ且つ藩主の參府を辭
 し薩摩土佐因州の諸侯と結びて天下の曲直を糾正し幕府の姦吏を除
 去すべく盡力せざれば徹底せざるを説きたり是に於て當時公が公武
 の周旋に反對なる意見を抱持せるのみならず翌年將軍上洛の議ある
 は蓋し公の首唱に起因せること言を俟ざるなり。

既にして周布政之助は藩命を以て江戸に入り公及び宍戸九郎兵衛
 等と屢水戸藩士に會見して江戸の形勢藩地の想像と大に齟齬し長井

周布政之助等長藩
 建白の非
 を悟る

久坂玄瑞
 公武周旋
 に反對す

周布政之助
 久坂玄瑞
 上京へ
 瑞を從す

平岡兵部
 軍艦購求
 を策す

雅樂の建築既に時宜に適せざるを悟る初め久坂玄瑞は雅樂が航海遠
 略の議を藩主に建言したるを聞き政府員中村九郎兵衛後九郎に書を致
 して其不可を痛論せり既にして玄瑞江戸に出づるに及び公並に宍戸
 九郎兵衛と其意見を同じくして雅樂の公武に周旋することを憚らず
 加之朝廷幕府の請を許し給ひ和宮東下の期日將に治定あらせられん
 ことす玄瑞大に時事を悲憤して措く能はず遂に信州に赴き爲す所あら
 んことして其志を政之助に告ぐ是に於て政之助は公に謀り一面には玄
 瑞を慰撫し一面には藩主を途中に邀へ江戸の事情を具申して雅樂の
 建築に對する反省を促し王事に竭さしめんことす乃ち公と共に世子に
 形勢の推移を面陳し且つ請ふ所あり幾ばくもなく政之助は世子の聽
 許を得て玄瑞を從へ九月七日江戸を發して上京の途に就きたり第四章
 時に同藩士平岡兵部後通義なるものあり夙に江戸に遊學して齋藤彌九郎
 中島三郎助に師事しまた公等と知友たり兵部海内の形勢日に切迫せ
 るを見て軍艦の購求を急務とし兩野飛三州の材木を販賣し其贏利を
 以て之が費に充てんとし之が意見を藩政府に建言し且つ家祿を抵當

周布政之
助の意見
を納められ
す

公周布政
之助黜免
を聞きて
失望す

となして官金を借用せんことを請ひたり公及び政之助等之を賛し兵部若し事に失敗せば各其出費を分擔せんとし小幡彦七をして官金を貸附せしむ兵部乃ち公及び彦七を證人となし官金を借りて資本となし已に材木の採伐に着手せしが幾ばくもなく國事多端に趨き其業未だ成效を見るに至らずして止みたり政之助は江戸を發せし後京都に入りて玄瑞と共に藩主の上洛を待ちしが藩主途中にて偶病に罹り淹留すること數十日に亙る政之助之を俟つ能はず玄瑞を從へ京都を發して備後の鞆に至り雅樂等に面會して其意見を縷述せしが終に用ゐられず政之助は罰せられ玄瑞は歸國を命ぜられたり

江戸にては政之助の去りし後水戸藩士美濃部又五郎藩地に赴き尋で同藩士尼子長三郎また歸國し公と共に事を議したりし岩間金平も江戸を去りたり會公は政之助の黜免せられたるを聞き其期待に反せるに驚きて大に望を失ひ十一月二十日書を金平に送りて之を報ず時に金平は國に在りて公の書に接し政之助の罷免せられしを惋惜し其建策の貫徹せざるを遺憾として直に復書し且つ玄瑞の再び出府せん

公武周旋
の頓挫

○文久二年
安藤信正
を要撃せら
る
坂下門事
變の由來

ここを渴望せるの意を陳ぶ是月藩主江戸に着して麻布邸に入り雄樂は其命を奉じて閣老の間に交渉を開始し幕府もまた之に信賴せんことを至りしが偶坂下門の事變突發して周旋の遂行に一頓挫を來せり

第六章 坂下門の變

文久二年正月十五日老中安藤對馬守信正將に登城せんとして坂下門外に至る水戸藩士平山兵介小田彦二郎越後の人河本杜太郎等六人之を要撃して其輿に迫りしが從者格闘して防禦せしかば信正傷を負ひしも免るゝことを得たり抑上巳の變後海内の形勢漸く變遷したりしも幕閣は依然因循姑息にして局面を轉改せざるのみならず皇妹和宮の降嫁を奏請して公武合體を計畫するに及び益志士の反抗を招き而も信正老中の首座に在りて權勢殊に強かりしかば衆怨之に集りて此の變を見るに至れり初め江戸の志士は公等長藩士に謀りて國難匡救の畫策を怠らざりしが去年五月東禪寺事件の起りし後幕府の志士

を窮搜嚴索すること甚だ急峻となり加之信正が和學者塙次郎をして
天皇讓位の典例を調査せしめしこの説傳はりしより其激昂益々猛烈と
なれり當時水藩士岩間金平もまた此の説を聞きて大に憤慨し其眞偽
を確實にし以て相與に謀議する所あらんこし之を公に報じたり乃ち
金平より公に送れる書中に天子御讓位之御沙汰無相違事ニ承申候安
之所業實ニ可惡 神州之國賊ニ御座候尙又此度百姓町人大船製造御
許ニ相成御國內廣ク運送イタシ候様被 仰出候慷慨悲歎而已ニ而ハ
不相濟事ニハ無之哉色々相伺度儀將申上度事モ御座候處近日御駕之
御模様ニ無之候ハ、何レ弟登堂仕候間否哉貴酬奉待候とありて當時
志士憤慨の一端を窺ひ知ることを得べし。

是より先水戸藩士住谷寅之助下野隼次郎野村彝之介等は國事日に
非なるを憂慮して相與に謀議したりしが其同志金平並に美濃部又五
郎が公及び周布政之助等に親交あることを熟知せるに依り寅之助隼
次郎等密に相謀り十月二十九日連署して公及び政之助に一書を寄せ
て幕府の横暴を論じ水戸藩切迫の事態を告げて其眞情の朝廷に徹上

住谷寅之助等水藩
に情切迫の事
告ぐ

公住谷寅之助等
之助周布
送政書之助に

岩間金平
起等公の蹶
を促す

公水藩士
誠の輕舉を
誡む

すべく斡旋せんことを乞ひ且つ内奸を艾除して外夷を排斥し以て勤
王之義氣を振作せんとするの意見を陳述せり公は其書に接したるも
政之助は曩に長井雅樂の建策を沮止せんとして江戸を去り遂に罰せ
られて藩地に在りしかば之と相謀りて應答すること能はざるに依り
書を金平に與へて之が情實を告げ且つ寅之助等より寄せたる書を政
之助に送たり尋で翌十二月金平は更に書を公に送り寅之助隼次郎
の表情を察して其宿志の貫徹すべく盡力せんことを懇請せしが水戸
藩の形態益々不振に趨き志士愈々窮厄に迫るを見て憤慨措く能はず更
に西丸帯刀に謀りて之が急を報じ義盟によりて蹶起せんことを促した
り公は關東の形勢を察して時期なほ早しとなし水戸藩士の輕舉を誠
めて機會の到るを俟たしめたりしが兵介等夙に決する所ありてまた
遂巡遲緩すべくもあらず將に翌二年正月十五日を以て信正要撃の舉
に出でんとす乃ち兵介は其期に臨み書を公に送りて之を告げ且つ辭
世の和歌を示したり其書中に兼々御談申上候一件愈明日ト相決候ニ
付彼是ノ周旋故罷出候而申譯仕候儀モ不叶候ニ付委細大野へ相託シ